目を設け百萬圓前後の豫算を計上して之が保護撫育に努めて居る。

第四　滿洲事變後に於ける對在滿朝鮮人施設

在滿鮮農は主として滿洲人地主の小作人となり、支那官民の搾取と壓迫とを受けて生活の安定を得ず常に各地に流浪して居たが、新滿洲國の建設に伴ひ在滿鮮人問題は特に重要性を加へ來たつたので、前述の保護撫育の施設は一層其の機構の組織化と可及的擴充とを圖ると共に、在滿鮮農の根本的安定策として安全農村を創設することとし、先づ第一著手として奉天省鐵嶺縣亂石山に安全農村を創設したのである。

次で滿洲事變及昭和七年に於ける北滿の水害の避難者を安全なる地帶に收容し、將來自作農たらしむる目的を以て南滿營口附近と北滿烏吉密附近の二箇所に安全農村を創設し、間島に於ては事變關係避難者を收容して集團部落を創り、尙一般在住鮮農の生活の安定を策する爲自作農村の創設に着手した。

一　亂石山農場

在滿鮮農の生活の安定を策する爲最初に創設せられたる安全農村にして、總面積七百二十町歩（水田六百町歩、畑其の他百二十町歩）之に鮮農二百五十戸（千二百五十人）を收容し、一戸當水田二町四反歩と畑五畝歩を割當て家屋建築資金、農耕資金を貸與し、土地代及家屋建築資金は年賦償還の方法に依り償還せしめ、完濟の上は自作農たらしむるものである。

二　營口農村

滿洲事變に因る避難鮮農を收容し將來自作農たらしむる目的を以て創定せる安全農村の一で、遼河河口の右岸卽ち營口の對岸なる河北と田庄臺との中間地區に展開する一萬五千町歩の耕地中二千百八十町歩の農場を選定して、之に鮮農八百戸（四千人）を收容し、一戸當水田二町五反歩を割當て之に敎育、衞生、金融の諸機關を設備して理想的模範鮮農部落たらしめんとするものである。

三　河東農村

北滿鐵道東部線烏吉密河驛に近接し吉林省珠河、延壽兩縣に跨る二千四百七十町歩の農場で、滿洲事變及北滿水害避難鮮農一千戸（約五千人）を收容し一戸當水田二町歩宛を割當て、總ての社會施設を爲して北滿に於ける理想鮮農部落たらしむるものである。

四　緩化農村

濱江省綏化縣內の呼海鐵道泰家崗驛東方四里の地點に約一千三百町歩を商租し、自然灌漑に依り之を水田とし、六百戸を收容する豫定の下に事業を進めて居る。

五　間島に於ける集團部落

間島に於ける事變關係の避難者を收容したもので、日滿兩國軍警の駐屯地又は其の威力の及ぶ地方に集團せる耕地を有する地點九箇所を借入れ、之に八百八十戸（四千八百五十人）を收容して居る。尙昭和九年度には新に十六箇部落を創設して鮮農を收容した。將來は自作農創定資金を利用して土地を買收せしめ、年賦償還の方法に依り漸次自作農たらしむる豫定である。

六　間島に於ける自作農創定

間島地方居住朝鮮人は概ね地主又は金融業者より不當なる高利の負債を爲し、終始之が償還に迫はれ悲慘なる生活を送つて居たので、低利資金に依り負債を償還せしめ漸次自作農たらしむるの方策に出で、昭和七年度より五年計

畫を以て二千五百戸（毎年五百戸）の自作農を創定するものである。此等鮮農に對しては無擔保にて土地の購入及改良、家屋の建築、耕牛の購入其の他營農資金を年賦又は定期償還の方法に依り貸付けるのである。

第六節　外地移植民

外地に於て比較的開拓の餘地多き地方に對して之が開拓竝に指導の爲內地農業者を移住せしめ、海外の其れと相俟つて開拓奬勵の方策を講ずるは極めて緊要なる時務である。外地移住民の概況を述ぶれば次の通である。

第一項　朝鮮

政府に於ては昭和八年迄此の地方に移住する者に對し、移住費に付補助金を交付し以て奬勵に努めた。尙主として大正年代に於て東洋拓殖株式會社の行ひたる三千九百戸の內地人移民があるが、右に付ては第三編東洋拓殖株式會社の章を參照されたい。政府の補助に依る移住地の主なるものに不二農村產業組合及平康產業組合等がある。

一　不二農村產業組合移住地

最初不二興業株式會社の經營であつて、大正十二年度から移住者を收容して居る。而して昭和三年三月右會社の業中移住地に關する分のみを分離獨立せしめ不二農村と稱するに至つたものである。

事業は全鏡北道沃溝郡米面（群山府外）に在る約一千町歩の干拓事業地に付、內地農業者を招致し土地の分讓を爲し獨立農創設を目的とするもので、一戸に付水田三町歩、畑一反歩の分讓を爲し土地代、住宅代、水利組合費竝に組合事務費其の他は年賦償還の方法に依つて居る。

不二興業株式會社時代卽ち大正十二年度以來移住者の招致を始め、昭和八年末迄の收容戸數は四百四戸に及んで居る。

二　平康產業組合移住地

昭和三年平康產業組合が設立せられ、江原道平康郡平康面に土地を選定し、同年第一回の內地人農業者を移住せしめてより現在戸數は百四戸を算へる。組合員の經營地は一戸當五町歩とし、各部落（十五戸乃至二十戸）毎に共同耕作を行ひ、以て勞力の利用を完全ならしめ、土地代、住宅代、水利組合費等は年賦償還の方法に依つて居る。當移住地移民は主として茨城縣友部日本國民高等學校竝に山形縣立自治講習所卒業生にして、其の經營成績は概ね良好である。

三　其の他

前述の外に大體同趣旨及同條件の下に移住者を收容し、之に對し當省より渡航費の補助を受けたるものは豆滿農場百三十三戸、山田農場十戸、其の他三十六戸を算へる。

第二項　臺灣

臺灣に於ける內地人移植民に付ては之を農業移民と漁業移民との二に分つことを得る。

一　沿革

農業移民

明治四十年の頃に於て島內八箇所で企圖された私營移民の計畫は失敗に歸したが、總督府に於ては明治四十三年東部臺灣に內地人移民の計畫を樹て、吉野村、豐田村及林田村を建設せしめた。昭和八年末に於ける此等三村の合計戸口數は六百五十二戸、二千九百十九人である。此の外大正四年臺東製糖株式會社が總督府の補助の下に其の所有地に內地人移民を招致し、其の後別に臺東開拓株式會社を設立し其の經營の下に更らに內地人を招致したこともある

が共に成績良好ならず、昭和八年末に於て七十九戸、四百七十三人を殘すに止まる狀態である。

漁業移民

明治四十二年總督府は各地方廳に補助金を交付し、相當數の移民を招致せしめたが豫期の成績擧らず何れも離散した。其の後大正十五年臺北州では同州內蘇澳に移民四十九戸、百七十二人を招致したが、是は大體定着して今日に及んで居る。

二　現在の計畫

農業移民

總督府は昭和七年より同十年迄に於て臺中州北斗郡沙山庄に內地人移民約百六十戸を移植せんとするの計畫を樹て、昭和七、八兩年度に於て既に四十戸を容れ、同九年度に於て更に約六十戸を招致する豫定である。移民一戸に對しては耕地約五町歩及宅地四百四十坪を割當て、之が地代は無利息十年々賦により償還せしめ、其の他家屋建築費、飲料水設備費、荒地開墾費、農具費、役畜費、醫療費、灌漑施設費、防風林施設費、移住當初食費等に付ては相當額を補助する。

尙昭和十年より同十三年に亙り約七十戸を九塊庄(高雄州屏東郡)に移住せしめ、之に對しては主として煙草を栽培せしめる方針である。

漁業移民

總督府は昭和七年より同十年迄に於て臺東州新港區新港に內地人漁業移民約四十戸を移植せんとするの計畫を樹て、昭和七、八兩年度に於て既に試驗的單獨移民十九戸を容れ、同九年度に於ては更に約十戸を招致する豫定である。

尙前年度招致の試驗的單獨移民を還定して之を家族移民に引直し、其の補充移民も目下詮衡中である。單身渡航者に對しては三人以上協同して從事する者三組に對し、漁船及漁具、倉庫、處理場、浴場、井戸、船揚場等を共同使用せしめ、家族渡航者に對しては漁船及漁具新調費(一戸當八百圓以內)、家屋建築費(一戸當六百七十圓以內)等を給するの外、耕地半町歩及宅地百五十坪以內の割當を行ふ。

第三項　樺太

樺太に於ける內地人移植民は樺太廳に於て明治三十九年以來農業移民を奬勵して居る。移民に對しては一戸に付未墾地十町歩を標準として無償貸付し、五年乃至七年以內に成墾せる者に其の貸付地全部を無償讓與する。此の外移住費(三百圓)を補助し、トラクターによる拔根整理、積雪の無償給與、產業奬勵補助、開墾奬勵補助、家屋建築補助等を實施するのみならず、休泊に關する保護竝に經營の指導をも行つて居る。昭和三年以後は集團植民地制に改め島內諸所に集團植民地を設定し、移民の定住助成を一層厚からしむることとした。

斯くして領有後內地人農業者の移住したる者は現在約一萬餘戸に上り、其の中集團移民の成績は左の通である。

年次	收容戸數	定着戸數
昭和三年	四四一	四二四
同四年	四〇四	三五八
同五年	三二五	二九二

同	六　年	四八六	四六九
同	七　年	五一四	一〇四
同	八　年	一一七	一五八
同	九　年（十一月末迄）	一五八	二、二五四
計		二、四四五	

第四項　南洋群島

南洋群島への內地人移住は固より自由であるが、從來政府に於て特に之が奬勵を講じたことはない。南洋廳は最近パラオ支廳及ポナペ支廳管內に移住適地を選定し、農林業を目的とする移住者の入植に應じて居る。卽ち一戶割當を五町歩とし三十年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、其の入植者收容數は百四十七戶を算して居る。南洋興發株式會社は同社農場に於ける甘蔗栽培の爲時々農業移民を募集し、サイパン島、テニアン島及ロタ島に渡航せしめて居る。同會社は此等移民に對し渡航費及耕作資金を一箇年据置月一歩の利子で前貸する。移民は一戶當約五町歩を割當てられ、三年間の契約で小作し收穫甘蔗を會社に賣却して約八割を小作人の所得とする。其の移民數は昭和九年末現在迄に約二千七百戶、一萬四千八百餘人に達する。

海外拓殖事業

伯剌西爾に於ける邦人の珈琲天日乾燥狀況

伯剌西爾に於ける邦人の珈琲天日乾燥狀況

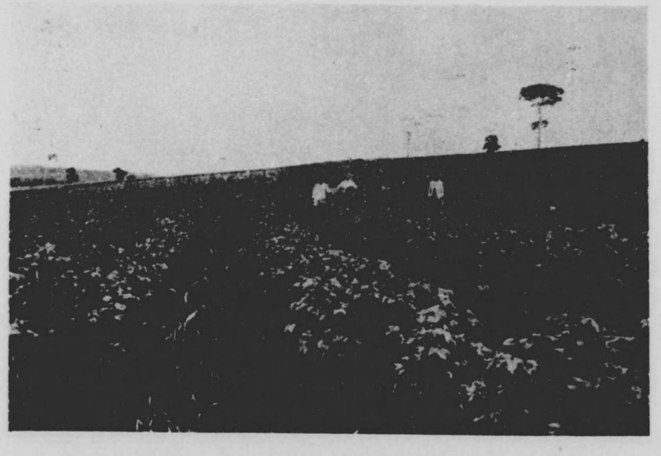

伯剌西爾に於ける邦人の棉作狀況

南洋に於ける邦人の林内搬出狀況

南洋に於ける邦人の鐵山作業狀況

第二章　海外拓殖事業

第一節　海外拓殖事業の沿革

南洋及南米方面に於ける邦人の各種拓殖事業に付て其の發達の沿革を大觀するに、マレー半島に於ける石原産業海運合資會社及日本産業株式會社等の鐵鋪業、瓜哇高原地帶に於ける製糖業及比律賓ダバオに於ける麻、パルプ工業、南洋各地に於ける大規模の漁業等邦人の創意に係る三、四の例外を除いては護謨の栽培、椰子の栽培等創業の歴史は古いけれども、其の大部分は歐米人に先鞭を附けられ、殿尾に附して今日の發達を爲して居るものと觀られるのである。従つて歐米人の事業が今日既に組織を充實して堅實なる經營を爲して居るのに比し幾分遜色なしと云ふことは出來ないが、比較的後年の着手に屬するものとしては、内外人共に驚異の目を以て觀る程度に發達して居るものも尠くない。南洋各地に於ける邦人の護謨や椰子の栽培事業は、明治四十年前後に始められたものであるが、爾來年と共に發達し殊に歐洲大戰前護謨市價の暴騰に際して内地資本家の護謨事業を開始するもの續出し、以て今日の大を致したのである。又比律賓ダバオ地方に於けるマニラ麻の栽培事業も殆んど護謨栽培と其の發達の軌を一にし、今日に於ては比律賓マニラ麻市場を支配せむとするの域に達した。

其の他伯剌西爾國サンパウロ州西北部地方に於ける珈琲栽培、アマゾン河流域に於ける棉花、米、グワラナの栽培竝に植民事業、亞爾然丁國ミシオネス地方に於けるマテ茶の栽培、同國チヤコ地方に於ける棉花の栽培等何れも邦人の

海外事業中特筆すべきものである。尙其の他南洋各地に於けるオイルパーム、シトロネラ、トバ、茶、規那の栽培、比律賓に於ける木材事業、南洋に於ける遠洋漁業等何れも力强き發展の過程に在る。

第二節　海外拓殖事業の現況

第一項　地方別狀況

第一　南洋地方

南洋地方は我が國內工業原料品の一大供給地として既に重要なる關係を有するのみならず、其の交通運輸竝に地理、氣候等の關係に於て將又人情及政情等の點に於て邦人及邦人資本に對し、其の進出を誘引する力極めて大なるものがある。從つて古くより邦人の此の地方に移住し農業に從事するものも尠くない。

然るに近年に至つて國內に於ける工場の發達は非常なる力を以て此の地方に對し、其の原料の生產取得及國際的取引を目的として各種の企業投資を見るに至つた。今日邦人の護謨、椰子、マニラ麻、砂糖、茶、規那及木材等の農林事業を始め鑛業、石油事業及水產業等は殆んど南洋全體に亙つて行はれ、其の投資總額の如きも殆んど一億圓を突破したと稱せられ、其の歷史の古きと共の投資額の大なる點とに於ては、邦人の海外拓殖事業地中滿洲地方を除き第一位に在る。近年此の地方に於ける邦人事業は世界的經濟不況の影響を受け目下相當窮地に陷つて居るが、生產費の低下、生產及取引の合理化等に鋭意力を致し難局の打開に努力して居る。

第二　南米地方

南米地方に於ける邦人の拓殖事業は多くの場合植民事業を伴ふのが普通であるが、又全然植民事業を伴はないものもある。植民事業に關係するものは主として伯剌西爾に於て行はれ、海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社等は何れも植民事業を併行せしめて現に相當の事業を遂行して居る。

植民事業を伴はざるものとしてはペルー海岸地帶パルパに於けるペルー棉花株式會社の棉花栽培、同國パンパヤクに於ける星製藥株式會社のコカ栽培、伯剌西爾國サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社、野村合名會社の珈琲園の經營、パラー州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米、カカオの栽培、亞爾然丁國ミシオネス州に於ける邦人のマテ茶栽培及中米メキシコ西岸地方に於ける大洋漁業株式會社の水產業等があろ。此等南米及中米諸國に於ける拓殖事業は其の地遠隔なる爲內地及事業地間の交通、運輸竝に通信上種々の不便があるが、他面當該諸國は其の人情竝に土地取得の關係に於て極めて企業者に有利である爲目下內地資本家に於ても熱心に研究せられ、今後も此の種事業は相當發達を見るの機運に在る。

第二項　產業別狀況

第一　農林業

一　護謨

(一)　概況　邦人の護謨企業熱は明治四十年頃擡頭し同四十三、四年頃は最も旺盛で、其の後引續き大正六、七年に至るまで會社或は個人の企業が簇出した。當時護謨市價は熱狂的に高價を持續し一時は一封度五、六弗を稱へ、邦人は此の熱狂景氣に刺戟せられ、護謨栽培により一攫千金を夢想して着手した者も少くない爲、自から其の經

警に緊實味を缺いた者のあることは否定し難い事實である。是れ後年の不況に際會して其の痛苦を一層深刻ならしめた所以である。其の後市價は漸落の歩調を辿り、大正八年頃には往年の熱狂相場とは比較す可くもないが、尙一弗以上の市價を維持し護謨企業の有利なることに世人の期待を繋いで居た。然るに其の後歐洲戰爭の終結により年と共に其の影響が現はれ、市價は暴落し、大正十一年には遂に二十一仙に低落するに至つた。當時邦人護謨園は其の一部漸く生産期に入つた許りで大半は未だ生産なく尙起業を要し、一面既借入金に對しては銀行側よりの之が返還を迫られ、其の蒙る苦痛は並々ならぬものであつた。玆に於て當業者相諮り外務、大藏、農林各當局に迫り救濟を懇請したが、遂に成功に至らなかつた。大正十一年十一月に至り英國政府の英斷により生産制限の制が布かれ、其れが漸次効果を現はし大正十四年の春以來特に其の昂騰歩調著しく、年末には一弗八十仙を超ゆるに至つた。此のブームに乘じ英米資本家の間に護謨投資熱勃興し來り、邦人園にして將來一段の發展を期する採算上より、或は資本家の都合により英米人に賣却したるもの十二會社に及び、其の賣却租借面積は七萬二千十五英反(邦人全植付面積の二割三分)に達した。世人或は此の實園の事實を目して邦人護謨園の經營が行詰りたる結果放棄したかの如く解する者があるが之は全く當らず、一、二例外は別として何れも有利に賣抜き、多きは投資の倍額以上を回收し得て所謂國際貸借上貢獻するところ少くなかつたのである。卽ち其の賣却代金總計は二千五百五十萬圓にして、約一千萬圓を利得した譯である。其の後蘭領東印度の生産量の增加等の爲、制限の効果期待の如くならず、遂に千九百二十八年十一月制限令を撤廢するに至つた。而して其の後亞米利加の財界恐慌に次ぐ世界的不況と相俟つて市況益々振はず、其の對策として千九百三十年五月一箇月間の休採を申合せたのである。然かも其の期間中之を裏切る者あり、又休採後の六月には反動的に生産を增加した等に因り休採の効果思はしからず、市價は一層下落して十二仙臺を現出するに至つた爲、遂に生産費を割り農園の維持經營に困難を來し、然かも其の後市價低落の趨勢止まず千九百三十一年十仙を割り、更に千九百三十二年六月には四、五仙と云ふ未曾有の低落振を示すに至つた。其の間英領に於ては護謨栽培を目的とする土地拂下の停止、支那人勞働者の入國禁止を計り、尙生産制限の目的を以て英蘭當業者間の協調を計らんとする等對策に腐心し、一方各栽培業者に於ても此の低落市價に狼狽せんと從來の栽培園を改良し事業の合理化を計る等、鋭意生産コストの切下げに努めた結果竝に米國政府のインフレ政策の影響及年來待望の生産制限が、昭和九年五月英、蘭二國の外佛、白其の他を加へ東洋全護謨生産地に亘る向ふ五箇年間の制限協定が遂に成立したので、護謨市價は漸次回復し來り現在に於ては二十仙前後を唱ふるに及び、往年の如き華やかさはないが再び活況を呈するに至つた。

之より先護謨園の不況對策乃至將來の補强工作として第一に考慮せらるる經營の合理化は、究極するところ護謨園の合同に若かずと爲し當業者の間に寄々協議せられたのであるが、昭和九年に至り漸く其の機熟し、先づ大和、秋田、鷲尾等の各園が日本產業護謨株式會社と合併した。又三五公司ペンゲラン園の一部八百英反は新嘉坡軍港の關係上之を返還し、一方柔佛バル基點十九哩、同國中央道路に沿ふクライ所在の支那人所有の天成園六千英反(植付面積大約千五百英反)を新に買收し、南亞公司は飛地宿大園九百五十八英反(植付面積八百五十二英反)を英人に賣却し、一方自園に隣接する田尻園九十六英反(全部植付濟)、石橋園百七十六英反(全部植付濟)を買收した。尙熱帶產業株式會社に於てもセナイ園隣接の支那人園五百二十七英反(植付面積五百十七英反)を買收する等、邦人農園間にも多少の變化を見るに至つたが、此の氣運は今後一層促進せらるるものの如くである。

(二)　邦人護謨園の分布狀態　邦人護謨園の分布狀態は左の通である。

邦人護謨園地方別面積（一九三四年十二月調）

地方	面積	植付面積	生産面積
馬來半島	一〇〇、二四一 英反	六三、七九〇 英反	五二、一一〇 英反
英領北ボルネオ	三一、九二五	一三、二二二	一一、九三一
サラワク	七、一八四	四、九七三	三、六九三
蘭領スマトラ	二九〇、七三八	二二、四一一	一六、五五五
同ボルネオ	四六、一〇〇	一三、六四八	七、八四〇
同爪哇	四二、九四六	四、六〇二	三、五三九
緬甸	一五〇	一五〇	一五〇
比律賓	五〇	五〇	五〇
合計	五一九、三三四	一二二、八四六	九五、八六八

(三)　事業の規模投資額　大正十四年の初め邦人の護謨企業投資額は一億圓であつたが、其の後資圓に依り外人の手中に歸したもの三萬一千英反に及び其れ丈け投資額の減少を見た譯であるが、一面に於て大倉、三菱等の諸會社が新に企業に着手し又は買圓擴張を行つたものもあるので現在の投資額は約八千萬圓と推定せられて居る。其植付面積は大約十二萬英反にして之を全世界栽培面積八百萬英反に比すれば僅に一・五パーセントに過ぎず眞に微々たるものである。尙邦人企業の規模に付ては左表に依り其の大要を知ることを得る。

規模（植付面積）	會社數	植付面積	個人數	植付面積
		計		英反
一萬英反以上	二	三六、二五五 英反	—	—
五千英反以上一萬英反以下	六	四五、一四四	—	—
二千英反以上五千英反以下	五	一五、六八八	—	—
一千英反以上二千英反以下	四	五、四八〇	一	一、一〇〇
五百英反以上一千英反以下	六	四、五九六	四	二、八二七
二百英反以上五百英反以下	五	一、九一五	一四	四、〇六八
百英反以下二百英反以上	一	一四一	一六	二、一八九
合計	二九	一〇九、二一九	三五	一〇、一八四

(四)　產額　邦人護謨園の產額は左表の如く世界の總產額八十四萬五千噸（一九三三年）に對し僅に一二・一三パーセントである。次に參考の爲其の生產總額と工業原料としての國內消費額とを對比して觀る。

邦人護謨園生產高及國內消費量對比表

年次	邦人護謨園生產高	消費高	過不足
一九二二（大正十一年）	六、五〇〇噸	一六、〇〇〇噸	不足 九、五〇〇噸

一九二三（同　十二年）	七、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
一九二四（同　十三年）	八、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
一九二五（同　十四年）	八、五〇〇	同	四、五〇〇
一九二六（昭和元　年）	九、〇〇〇	同	九、〇〇〇
一九二七（同　二　年）	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
一九二八（同　三　年）	一二、〇〇〇	同	一二、〇〇〇
一九二九（同　四　年）	一二、五〇〇	同	二一、五〇〇
一九三〇（同　五　年）	一三、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇
一九三一（同　六　年）	一四、五〇〇	同	二三、五〇〇
一九三二（同　七　年）	一七、〇〇〇	同	三六、〇〇〇
一九三三（同　八　年）	一八、〇〇〇	同	四四、〇〇〇

（五）　**生産物の販路**　生産物は新嘉坡其の他の當該地方市場に於て販賣せられ、其の仕向地に至つては固より區々であつて知ることが出來ない。

（六）　**我國との關係**　前掲表に於て見る如く國内消費量は遙かに邦人の生産額を凌駕し、生産量の増加率は消費量の夫に及ばぬので今後益々不足は多からんとする趨勢に在る。

故に注意すべきは從來國内護謨工業の原料は邦人農園の生産品より下級品にして、大半は土人、支那人等の小園の生産に係り、直接には邦人の生産と交渉甚だ稀薄なる實情にあつたが、最近本邦の護謨工業が漸次進歩發展して來たので、今後は兩者の交渉も亦密接になるものと思はれる。

二　嗜好料作物

（一）　珈　琲

(1)　伯剌西爾に於ける珈琲栽培事業

主なる產地　現今伯剌西爾で珈琲を產出する主なる州はサンパウロ、ミナスゼラエス、エスピリット・サント、ベルナンブコ、バイヤ、パラナ、リオ、ゴヤス及サンタ・カタリーナの九州であつて、珈琲價格調節政策も此の九州聯盟會議で決定されたものを施行して居たが、千九百三十年十月臨時政府設立と共に從來の人爲的調節策を廢止し、翌千九百三十一年二月には珈琲對策新法令あり、又同年四月各珈琲生產州との間に協定せられた事項を基礎として珈琲對策が施行せられ、現在では五千萬株以上の植付面積を有する州は植付禁止が實施せられて居る。

栽培狀況　全世界に於ける珈琲樹數は三十八億六千九百萬株弱であるが、伯剌西爾丈で成幼兩樹合せて二十九億二千萬株强を有し、其の中サンパウロ州が十四億三千三百萬株餘で伯國總植付樹數の約五〇%に相當して居る。（一九三二年ブラジルに據る）サンパウロ州には三萬九千八百九十七に達する大小の耕地があるが、珈琲の栽培面積は七十萬アルケールス（約百七十五萬町歩）餘の未開墾地を殘つて居ることとなり、近年旺に新地帶の開發が行はれ棉花其の他に著しく増植を來したのである。珈琲耕地の評價は大體に於て植付珈琲樹數に依つて決まるのであるが、珈琲樹には成樹と幼樹とあつて價を異にする。好況時代には成樹一株を七ミル乃至十ミル當りで賣買

し、銀行は成樹一本に付二ミルの割合で金融されて居たが、現在では成樹一ミル乃至三ミル、幼樹八百レ！ス乃至一ミルで賣買されて居る。而してサンパウロ州には現在十四億三千三百餘萬株の珈琲樹があつて其の約一割を幼樹と見ても其の價格は合計二十三億萬ミル（邦貨六億圓內外）が珈琲耕地丈の資產額となる。

邦人栽培狀況　近年邦人の珈琲園を經營するもの頓に其の數を增加した。一介の移民から身を興し土地を購ひ自ら珈琲を栽培する者ノロエステ線に二千八百家族、此の所有樹數四千五十七萬株、ソロカバナ線に千八百家族、所有樹數千百八十五萬餘株、其の他に於て四百家族、九百八十萬餘株に達して居る。邦人は栽培を始めて日尙淺き爲、未成樹多く全部は生產するに至つて居ないが、年產精撰珈琲は七十餘萬袋其の價額現今の珈琲不況時代に於ても猶二千萬圓以上と算定されるのである。

此の外資本家にして珈琲園を經營するもの多く、三菱系の東山農事株式會社は資本金百十萬圓を以てパウリスタ線カンピーナスに千五百十九アルケールス（約三千七百九十七町步）の既成耕地を買收し、二十五萬株の珈琲樹を栽培して居る。同社は昭和三年及同四年には更に中央線ビングモンニヤガーバ、サブカイヤに牧畜、米作を主とする千四百六十アルケールスの耕地を買收した。

靜戶に本店を有する日伯拓殖株式會社は資本金五百十萬圓で、昭和三年ノロエステ線アバニヤンダーバに五百アルケールス（約千二百五十町步）のバラマンサ耕地を買收し目下二十七萬株の珈琲園を經營中である。

又大阪の野村合名會社はバラナ州の北部カンパラ郡附近に千三百四十二アルケールス、珈琲樹數二十九萬株の一農場を經營中であるが、此の外に海外興業株式會社はパウリスタ線に千二百餘町步、三十萬株の珈琲園を持つて居る。

需給關係　千九百二十七——二十八年度は世界一般に珈琲の豐作で三千六百三十三萬七千袋產出したが、伯剌西爾では二千八百三十三萬四千袋の收穫があつた。

而して世界の需要は

一九二六——二七年度　二一、七〇五、〇〇〇袋
一九二七——二八年度　二三、五三六、〇〇〇袋
一九二八——二九年度　二二、二五一、〇〇〇袋
一九二九——三〇年度　二四、〇〇〇、〇〇〇袋
一九三〇——三一年度　二五、〇九一、〇〇〇袋
一九三一——三二年度　二三、七二三、〇〇〇袋

であつて、伯剌西爾から供給した數量及價額（コント以下切捨）は左の通である。

	袋	コント
一九二六年	一三、七五一、四七九	二、三四七、六五二
一九二七年	一五、一一五、〇六一	二、五七五、六三六
一九二八年	一三、八八一、四四五	二、八四〇、四二〇
一九二九年	一四、二八〇、八一五	二、七四〇、〇七四
一九三〇年	一五、二八八、四〇九	一、八三四、六〇九
一九三一年	一七、八五〇、八七二	二、三四七、〇七〇
一九三二年	一一、九三五、二四四	一、八一三、九四三

輸出狀況　千九百三十二年度に於ける伯國よりの國別輸出量は左表の通である。

國別	袋	コント	國別	袋	コント
北米合衆國	六、四八六、〇三二	一、〇〇五、九一三	獨逸	九三五、三一二	一四七、六二八

亞爾然丁	二三四、六一三	三四、〇〇四	白耳義	二七六、五七六	四二、三〇一
智利	三四、〇六三	四、七三六	丁抹	一一二、五八七	一七、九八〇
埃及	五五、四五六	七、八七一	フインランド	一二一、四二〇	一六、七四七
佛蘭西	一、三九二、三一四	二〇六、七五四	スペイン	一〇五、〇一六	一五、三六〇
和蘭	四九六、七一二	八〇、一一六	伊太利	五六九、二五八	八一、九九一
南亞聯邦	一三九、〇四〇	一九、〇八五	瑞典	三〇一、四八三	四六、九三二
英國	八九、〇二四	一四、四八五	諾威	三一、九二九	四、八九二
ポルトガル	二三、一七七	三、一八二	カナダ	二〇、二三〇	三、一七九
歐洲トルコ	三〇、八二六	四、二五四	ウルグワイ	三八、一四五	五、二六八
アルゼリア	二一〇、〇九六	二八、八〇六	波蘭	五一、一二六	七、二一九
日本	一六、八二五	二、六六〇	其の他	一六三、九八五	二二、五八九
合計	一一、九三五、二四四	一、八二三、九四八			

伯剌西爾珈琲の我國に輸入せらるる數量はワイルマン・ブラジリアン・レヴイウの報ずるところに據れば、千九百二十八年に二千四百十九袋、千九百二十九年には二千三百二十一袋であつた。又千九百三十一年を以て三井物産株式會社が聖洲珈琲局との間に日本及支那に於ける珈琲の宣傳と珈琲局より送る荷物の委託販賣の契約が成立し、千九百三十二年には三井物産株式會社關係として八千五百袋の輸入をして居る。其の他七千二百六十五袋を加へ合計一萬五千七百六十五袋の輸入があつたが、千九百三十三年は伯剌西爾からの輸入は全部三井物産株式會社關係として二萬袋輸入せられ、同年の總輸入約五萬袋に對して伯剌西爾からの輸入は約四割を占めて居る。

最近の情勢　千九百三十年十月以來珈琲市價暴落して一時珈琲界に恐慌を惹起したが、伯國聯邦政府は千九百三十一年五月十六日附令第二萬三號に依つて同年七月一日以後に於ける新樹珈琲に對しては、一本に付一ミルレースの稅金を五箇年間繼續徵收して珈琲の生産制限の目的を達することに決定し、千九百三十二年四月三十日附令第二萬一千三百三十九號を以て之れが施行細則を發表したが、更に其の後臨時政府長官は政府令第二萬二千百二十一號を以て、珈琲園内の補植以外に伯剌西爾全體に亘つて向ふ三箇年間珈琲新規植付を禁止することに署名するに至つた。我が移住者の最も多きサンパウロ州地方にとりては珈琲樹竝に珈琲價格の一層の保護を爲すものとなり、珈琲價格の騰貴を招來し延ては移住者の賃金、勞働條件も益々良好に向ふこととなるだらう。又自作農移住者は珈琲以外の各種農作物經營は更に有利なるものあり、現に豫想以上の成績を示して居る有樣なれば、此の珈琲植付禁止令に依り珈琲價格吊上策は一般各種農作にも好影響を及ぼすに至り、伯國は將來共我國にとりて益々有望なる移住先たることに變りはないのである。

(2) 南洋に於ける珈琲栽培事業

南洋に於ける邦人の珈琲栽培事業として會社經營になるものは東部瓜哇に於ける南國産業株式會社のテンポアセオ園及蘭領スマトラ、アチエ州に於ける野村東印度殖産株式會社のブキツ・トサム園の二園に過ぎない。此の外比律賓、蘭領ボルネオ及セレベス島中にも珈琲栽培の適地あり、殊に比島ダバオ、アポ山腹に井上某の經營になる二、三百英反の珈琲栽培あり、既に數年を經過するとのことなるも詳細は判明しない。他は總て小

規模に個人的耕作を爲し居る邦人が散在するに過ぎない。南國産業株式會社は瓜哇に於て茶、護謨、規那を栽培する傍らテンポアセオ農園に珈琲を植栽して居るが、千九百三十三年末現在に於ける租借面積は五七五・一ヘクタール、植付面積は二七八・六ヘクタール（内二七七・二ヘクタールは護謨と混植、一・四ヘクタールは珈琲單植）、生産面積は二七七・二ヘクタールにして、其の樹數は

一九〇九年乃至一三年植付	四五、〇〇〇	本
一九一九年植付	六三、〇〇〇	本
一九二一年植付	九八、〇〇〇	本
一九一四年植付	一八、七五〇	本
一九二〇年植付	三三、五〇〇	本
一九三〇年植付	二、一二〇	本
計	二六〇、三七〇	本

にして、千九百三十年植付の分を除き他は何れも生産樹にして年々約三千噸の生産を擧げ、スラバヤ輸出商を通じて亞米利加及濠洲へ輸出せられ、現在我國との直接交渉はない。

野村合名會社の珈琲園はスマトラ島アチエ州コタチヤネ街道の奥地に在り、千九百三十四年初頭の租借面積は一、六一二・六ヘクタール、栽培面積は二七五・三ヘクタール（樹數三七〇、七八七本）、生産面積は二七一・六ヘクタール（樹數三六六、六七四本）で、全部ロブスタ珈琲である。

生産量は千九百三十一年十月より千九百三十二年九月に至る間一、二三二・六噸、千九百三十二年十月より千九百三十三年九月に至る間四、一七三・八噸を算し、生産物仕向先別販賣數量及價額は次表の通である。

年度（自十月至九月）	販賣數量（噸）			販賣價額（盾）		
	日本賣	地方賣	計	日本賣	地方賣	計
一九三二年度	四一八・〇	七六九・八	一、一八七・八	八、九五一・一六	一三、二一五・四〇	二二、二〇六・五六
一九三三年度	四七七・〇	三、五三九・三	四、〇一六・三	一一、九四八・三〇	七六、五八四・四〇	八八、五三二・七〇

にして、地方賣とは主として首府メダンに於ける委託販賣を指すのである。

(二) 茶

概說　海外に於ける邦人の茶栽培業は、南國産業株式會社及南洋興業株式會社の二會社が瓜哇で行つて居る以外には見る可きものが無い。而して瓜哇に於ける茶栽培の起源は二百年の往時に遡るが、邦人會社で之に着手したのは共に大正七年末であつて、南國産業株式會社は先づウノサリー高地に於ける和蘭人會社を買收し、次いで翌八年の初め獨逸系會社を買收し、南洋興業株式會社は初め東印拓殖株式會社が、大正七年和蘭人より買收して居たものを大正十二年に讓渡を受けて今日に及んだものである。

農園所在地、植付面積等（一九三三年現在）

經營者	農園所在地	植付面積		生産面積	
南國産業株式會社	瓜哇ウノサリー	單植	五〇八（バウ）	三八二（バウ）	
同	同チンダリー	混植	三四四	三四四	
南洋興業株式會社	同ハリムン	混植	一一〇	一一〇	
			三四七	三四七	

計		一、三〇九	一、一八三

産額　南國産業株式會社は千九百三十二年度ウノサリーに於て三十九萬七千九百九十五「半瓩」、チンダリーに於て二十六萬一千六百五十八「半瓩」、合計六十五萬九千六百五十三「半瓩」の紅茶の生産を見たが、千九百三十三年度には英蘭南國協調に依り同年四月一日より實施を見たる茶輸出制限法の爲、自由採葉に依り相當增産を見る筈であつたウノサリーの生産數量は四十一萬八千六百二十一「半瓩」に止つた。然しチンダリー園に於ては制限法の制限を受けざる島内消費向賣約に成功し、爲に買收茶の增産を計り得て三十五萬一千百二十八「半瓩」の生産を見、兩者合計七十六萬九千七百四十九「半瓩」と結局前年度より十一萬「半瓩」の增産を見た。而して南洋興業株式會社は千九百三十二年度の紅茶生産九十萬四千六百七「半瓩」に對し千九百三十三年度には制限法に依り買收茶を制限するの已む無きに至り、爲に八十二萬八千五百五十五「半瓩」と幾分の減産を見た。此の中三十六萬七百六十二「半瓩」は自園茶で、四十六萬七千七百九十三「半瓩」は附近の土人茶園より買入の生葉より製造したものである。

生産物の販路　南國産業株式會社のウノサリー、チンダリーの茶は主としてシドニーへ、其の一部はアムステルダムへ仕向けられる。南洋興業株式會社のハリムンの生産茶の約七割は歐洲に仕向けられ、約三割はバタビヤへ販賣して居る。

(三)　マテ茶

マテ茶は南米パラグアイ國の原産にして、伯剌西爾の南部、ウルグアイ國、亞爾然丁のミシオネス州にも野生して居る。

今日に於ても栽培せられて居るものは僅かで多くは野生のものの新葉を採集するが、國内生産量は僅に需要（年消費量約十萬瓲、主として伯剌西爾及パラグアイより輸入）の二割五分内外に過ぎぬ狀態である。故に亞國政府に於ても國内のマテ茶栽培を保護奬勵する爲に輸入品には重稅を課して居る。

亞國に於けるマテ茶の栽培は千九百三年初めて行はれ、爾來年と共に發展し最近では栽培面積約三萬五千ヘクタール、生産額二萬五千瓲と見られ、歐洲人植民者に依り逐年增加の趨勢を辿り、又機械調製法の改良行はれ品質の向上を期待せられて居る。

而して亞國に於ける大産地はミシオネス州及コリエンテス州のサント・トーメ地方にして、ミシオネス州に邦人の入植せるは千九百二十年歸山德治氏を以て最初とし、今や其の數二十數家族に及び何れもマテ茶の栽培を主とし、其の植付面積約一千ヘクタール、植付本數約十七萬七千本に達し、其の他の農作物を合せて栽培し風土の優れたると相俟つて事業は著々として發展して居る。之を亞國のマテ茶消費量に比すれば未だ九牛の一毛に過ぎず、將來發展の餘地大なりと云ふべきである。

(四)　カカオ

世界に於けるカカオの植付面積は正確なる統計の據るべきものなきも、大略百十三萬四千ヘクタールと見做すことが出來よう。（萬國農事統計より推定）

千九百三十二年度に於けるカカオ豆の世界生産額は約六十一萬噸で、世界消費額も亦年々增加し同年度に於ける消費額は約五十八萬噸に達し嗜好品界に於て年と共に其の重要性を加へつつある。

世界に於けるカカオの主要生産國はアフリカの黄金海岸にして、千九百三十二年度に於て植付面積約三十六萬ヘクタール、生産額約二十四萬五千噸にして世界の約四十パーセントを占めて居る。

我國に於けるカカオ豆の年輸入額は最近著しく增加し、大略千五百噸に達し主としてアフリカ及中南米より輸せられる。

(イ)　南洋に於けるカカオ

南洋に於てはスマトラ興業株式會社が同社の事業地たるスマトラ東海岸州キサラン、プロマンデ農園に於て十數年前試驗的に栽培したが、其の成績良好なるを以て千九百三十二年更に十英反の植付を爲した。

千九百三十四年十月末現在に於けるカカオ栽培狀況は植付面積二十英反(約二、五〇〇本)、生産面積十英反(約一、二〇〇本)、生産額年約二千瓩である。

カカオ豆は同園にて醱酵調製の上我國へ輸送し、明治製菓株式會社川崎工場へ販賣せられつつある。

同園のカカオ栽培はスマトラに於ける農園式の唯一のものにして、若し將來同島に於て邦人に依つてカカオ栽培が着手せらるる曉には、同園に於ける撰定母樹よりの種實も役立ち得るものと豫想せられる。

此の外比島ダバオに於ても最近邦人に依つて數十町歩のカカオが栽植せられて居るが、未だ試驗の域を脫するに至らない。

(ロ)　伯剌西爾に於けるカカオ

伯國は世界一の産地たるアフリカ黄金海岸に次ぐカカオの産地であつて、千九百三十二年に於ける其の産額は九萬四千四百瓲、栽培面積約二十三萬ヘクタールである。然かも其の原産地たるアマゾン河流域の産額は僅少にして殆んどバイヤ州に産する。然しカカオはアマゾン地方が原産地である點より觀て同地方が栽培適地なることを俟たず、又現今の如き不況中にあつても尚比較的安定なる作物なりとし、パラ州にある南米拓殖株式會社は之を植民地の主要作物の一としてアカラ植民地に開設當初より年々植付をなし、近頃開設當初植付のものが結果し僅少のカカオ豆を産するに至つたので、同會社は昨年カカオ醱酵乾燥場(建坪八十平方米)一棟を建設し本年更に二棟を建築中である。

又技術員をカカオの名産地たるトリニダド嶋(中米)に派してカカオの栽培及醱酵の研究を爲さしめ、カカオに對し努力を爲して居る。

昭和九年に於ける南米拓殖株式會社アカラ植民地のカカオ栽培狀況は直營農場及試驗場に於て三六七、六一三本、移住者自作耕地に於て九八、一四五本で、一ヘクタール當り植付本數は六百乃至六百二十五本である。又アマゾナス州パリンチンスのアマゾニヤ産業研究所事業地に於てもカカオを試作研究中である。

(五)　グワラナ

グワラナは强壯劑に用ひらるる野生植物であつたが、歐米藥學者の研究に依り其の效果顯著なることが認められてより伯剌西爾では一般に清涼飲料として常用せらるるに至り、遂に作物として盛んに栽培せらるるに至つた。

特産地はアマゾナス州マウェス地方で、伯國に於ける年産額約百噸の中殆んど大半は同地方で産する。アマゾン興業株式會社はマウェス事業地に於て之が栽培を行はんとして邦人移住者を入れたが、事業中途にして放棄の已むなきに至つたので、殘留せる約四十家族の移住者は之が栽培に努力して自立生計を營んで居る。

我國に於てもグワラナより製劑したる强壯劑が販賣せらるるに至り、南米拓殖株式會社扱にて年々數百瓩のグワ

ラナを輸入して居る。

三　纖維作物

（一）マニラ麻

概說　マニラ麻は邦人の手に依つて栽培せらるる纖維作物中第一位を占むるものである。南洋方面に於て邦人が初めて本作物の栽培に着手したのは明治四十年からで、其の動機は邦人移民失業者の救濟に在つた。卽ち明治三十六年比律賓に大饑饉あり、亞米利加政府は之が救恤金として四百萬比を支出した。依つて比島政府は之が使途に就き種々考慮の結果、彼の有名なる比島の避暑地バギオに通ずるベンゲット道路の開鑿を計畫した。然し之は頗る難工事であり且つ又之に出役を希望する比島人の數も尠かつた爲作業容易に進捗せず、比島人救濟の當初の目的も失敗に歸せるを以て當局は已む無く日本より移民を招致し以て該工事の完成を圖つた。然るに明治三十八年該工事の完成を見るや必然的に之に從事せる邦人移民の失業を誘致し、旅費ある者は辛うじて歸國し、然らざる者は夫々自活の途を求めて比律賓各地を流浪するの已む無き慘狀に立ち至つた。此の時に當り比島開拓の先覺者故太田恭三郎氏は此等同胞救濟の爲八方盡力の結果ミンダナオ島ダバオ灣内スペイン人某の所有耕地に前記失業移民約百八十餘名を入耕せしむることに成功した。之れ卽ち現今同地方に於ける邦人飛躍的發展の端緒である。其の後太田氏は比律賓各地踏査の結果ダバオ地方がマニラ麻栽培上絶好の自然的條件を具備し、且つ其の風土も亦邦人に好適にして我が勞働移民の發展地としての將來性多きを確認し、玆に此等移民と一致協力苦心健闘の末、遂に明治四十年五月同氏を中心とする太田興業株式會社を創立して麻及椰子の栽培に着手した。然し當時は未だ邦人渡航者の數も極めて尠少に過ぎなかつたが、明治四十四年マニラ麻市價奔騰と共に新企業の勃興とな

り、勞働力の需要を喚起した結果邦人渡航者激增し、大正七年頃には在留邦人數一萬に達し、邦人會社數六十有餘社、買入地及租借地五萬餘町歩の多きを算する盛況を呈するに至つた。然るに大正八年以降新土地法の實施に依り土地獲得上制限を加へられ、且つ又大戰後の世界的恐慌に依る麻市價慘落の爲創業以來日尙淺く基礎未だ確立せざる邦人會社の解散、沒落の悲運に遭遇するもの實に二十餘社、一攫千金の夢破れて歸國する者亦簇出し、大正十年頃には在留邦人數四千五百名となり、大正十二年には實に二千七百名に激減した。其の後麻市價の漸騰するや渡航者も亦年と共に增加し昭和五年には約一萬二千六百人に達した。昭和四年末より現今に繼續する第二次不況期に際しては又々年々幾分移民數の減少を來しつつあるが、一方出生に依る自然增加は近時每年六、七百名に達して居り、從つて在留邦人總數としての增減は殆んど無く現在約一萬三千人と言はれて居る。而して其の中七割はマニラ麻或は椰子の栽培に從事する者である。既往數箇年の麻相場の暴落は大戰後の其れと對比して更に甚しく、昭和七年末より昭和八年上半期に亙りては一時最低三比內外の未曾有の安値を現出し、現今に於ても尙六比內外にして麻栽培界の前途尙容易に樂觀を許さざるもの有るに拘らず、前述の如く歸國者も少く約三十年の長き歷史に亙り、特に大正十二年以後七箇年間の麻好況期に於て擴大强化せる事業の基礎を維持すべく、只管栽培法の改善、麻挽機械の發明改善、其の他凡ゆる經營法の合理化に銳意しつつあり、從つて全般的不況に伴ふ勞銀の低下と麻相場に順應せる經營法の會得と相俟つて生產費は大に低下し、現在に於ては兎に角收支相償ふ迄に至つて居る。

所在分布　マニラ麻は從來比律賓特產物の稱を得、比律賓群島內に逼く栽培せられて居るが、近來スマトラに於ける之が栽培は急激に其の栽培面積を擴大し、其の推定生產高一萬英瓦、年產一萬五千噸に達し、將來益々發

速增産の機運を蔵し、比島に對する一大脅威となつて居る。然し現在邦人にして之に從事せる者は殆んどミンダナオ島に在り、其の他では唯英領北ボルネオ、タワオに於てタワオ・エステートがバロンに二百英反の栽培地を有し、年一千七百擔内外の生産を擧げて居り、又日本産業護謨株式會社タワオ農園が二百四十五英反の植付地（内生産面積五六英反）を有し、約二百擔の生産を擧げて居るものの外其の附近に於て小規模に栽培して居る者を合し全部で未だ僅に約六百英反に過ぎ無い。而して前記ミンダナオ島に於て現在邦人が其の栽培に從事して居る地域は同島の東南部鳳光明湖のダバオ灣に面するダバオ州であり、其の耕地はダバオ灣沿岸地方は勿論其の奥地マツキンレイ其の他の山嶽の中腹數千呎の所まで廣く散在して居る。

事業規模、投資額　現在ダバオに於てマニラ麻或は椰子の栽培に從事して居る邦人會社數は四十三社で、其の大部分は何れも大戰後の經濟界不況の受難時代を能く切抜け堅實なる發展を遂げ以て今日に及んだもので、此等諸會社の公稱資本金及拂込資本金は夫々六百六十五萬四千比及五百十九萬七千比となつて居る。而して此の外借入金其の他の方法に依るものを加算すれば總投資額は實に一千四百九十七萬九千比に及ぶと言はれて居る。此等諸會社中麻のみの栽培を爲すもの二十八社、麻及椰子の栽培を爲すもの十一社（内二社は輸出入業をも營む）、又椰子のみの栽培を爲すもの四社である。從つて麻に對する投資額を見出すことは困難であるが、今假りに之を總投資額の八割と見れば一千百九十八萬比となる。以上は邦人會社のみに關するものであるが、尚此の外此等諸會社に於ける自營者竝に米比人經營の耕地に於ける自營者等の投資も巨額に達して居り、之を推定することは甚だ困難であるが大體一千五百萬比を下らぬと言はれて居る。而して此等諸會社の公有地拂下及租借竝に私有地等の確實なる權利面積は總計二萬六千六百七十町歩、中マニラ麻の植付面積一萬五千六百町歩、其の殆んど全部は生産面積である。尚此の外米比人經營の耕地に自營者として働く邦人の麻栽培面積は一萬五千町歩以上に達すると云はれ、昭和八年度に於けるダバオ邦人のマニラ麻總生産額は四十萬俵と見られて居る。

産額　ダバオに於て邦人が麻栽培に著手せし當時は同地のマニラ麻生産額も極めて僅かで、千九百十五年頃でも僅に三萬俵（一俵は二擔）内外に過ぎ無かつたが、近年驚異的長足の發展を遂げ、千九百三十年度には四十三萬三千俵、千九百三十一年度には同年一月中旬以降四月下旬に亙る同地方未曾有の旱魃及其の後の山火事等の爲、又千九百三十二年度には前年度の旱魃、山火事の被害の回復未だ完からざると麻市價暴落等の爲、夫々三十七萬二千俵、三十二萬三千俵と減産を見たが、千九百三十三年度には一躍五十萬二千俵の産出あり、ダバオ麻産業史上空前の記錄を作つた。而して之を比律賓マニラ麻總生産額に比すれば千九百三十一年及同三十二年度は夫々三十五パーセント、三十七パーセントを示し、千九百三十三年度は總生産百二十二萬八千俵に對し實に約四十一パーセントを占むるに至り、マニラ麻生産地として比島中斷然首位を占め、其の品質の優良なる點に於ても其の聲價洽く海外市場に宣傳せられて居る。然かも其の八割卽ち比島總生産高の約三分の一が邦人の手に依つて生産されて居る實狀に在る。之を以て觀ればダバオを開發し以て今日あらしめたのは全く邦人の力であると言ふも敢て過言で無く、比律賓マニラ麻栽培上邦人の演ずる役割は實に重大なりと云ふ可きである。

生産物の販路　マニラ麻は船舶用或は各種土木工業用ロープ、漁業用トロール・トワイン、麥束用バインダー・トワイン或は製紙、眞田等の原料として主として亞米利加、英吉利及日本等に輸出せられる。邦人の生産に成る麻の大部分は十數箇所の主要産地に設けられた麻競賣場に集り、競賣制度に依り太田興業、古川拓殖、三井物産其

の他外人輸出商に依り落札せられ、此等輸出商の倉庫に於て仕別けの上等級を附してプレスし、重量二噸の俵に包裝され直接又はマニラの邦人或は外人貿易商の手を通じてダバオ港より海外へ輸出せられる。ダバオに外國汽船の未だ寄港しなかつた往時はダバオの麻は一旦サンボアンガ又はマニラの貿易商或は問屋の手に渡り、此處から海外へ積出されて居たのであるが、寄港後は斯る事は殆んど無くなつて居る。

日本との關係　最近我國に於けるマニラ麻輸入高は年三十五萬俵内外で、千九百二十七年乃至千九百三十年の輸入國を通觀するに各年共亞米利加、英吉利、我國の順位で我國は第三位を占めて居た。然るに千九百三十一年以來形勢逆轉して我國が首位を擅け、千九百三十三年度に於けるマニラ麻輸入高は我國三十六萬九千七百俵で比島全輸出高の約三割一歩を占め、第二位は亞米利加で三十一萬四千俵、英吉利は第三位で二十七萬九千俵である。而して我國に輸入せらるるマニラ麻中其の三分の一はダバオ麻が占めて居る。從つて既述の如くダバオ麻の約八割は邦人に依つて生産せられて居るが故に、我國に輸入せらるるダバオ麻の八割も亦大體邦人の手になるものと見ることが出來やう。更に他の方面より觀れば全比島輸出麻の二十五パーセントは邦人輸出商の取扱に係るものであり、又ダバオ港輸出麻の四十五パーセントは日本船に依つて積出されて居る。斯くの如く本邦人が其の生産、輸出、運輸、消費等凡ゆる方面に亙つて牛耳をとつて居るものは他の拓殖事業に其の類を見ることの出來ない現象であり、實にマニラ麻産業上に於ける邦人の勢力は牢として拔く可からざるものがある。

(二)　棉　花

概說　我國は年々巨額の棉花を海外より輸入して居るが、海外に於て邦人の之が生產に從事して居るものは未だ寥々たる狀態である。從來棉花の生產に就いて海外に於て調査或は試作を行つた事は一再に止らないが、現在邦人經營に係る棉花栽培としては南米のペルー、伯剌西爾及亞爾然丁等の諸國に於けるものを擧げなければならぬ。然し未だ其の歷史新しく從つて著しい發達を見る迄に至つて居ないが、此の方面には廣大なる棉花栽培可能地があるから邦人の進出に依り多大の發達を爲し得る見込がある。

南洋方面に於ては濕潤、佛領印度支那方面に棉花の栽培適地があり、將來有望と認められるが、未だ調査も行屆かず企業を見るに至つて居ない。

伯剌西爾に於ける棉花栽培　伯國に於ける棉花栽培の歷史は十五世紀に於ける伯國發見當時既に北部熱帶地方に野生の棉花が存在して居つたのであるが、之が人爲的に栽培せらるるに至つたのはポルトガルの植民開始に其の起源を發するものと認められる。最初はペイヤ州の海岸地帶に栽培せられ、後漸次パラ、マラニョン、パライバ、ペルナンブコ等に普及して今日では殆んど全國に於て生產せられるに至つた。

伯國內に於ける棉花栽培の好適地は約八千萬町歩あると稱せられて居るが、現在棉作の行はれて居る土地は其の約百五十分の一に過ぎないのであつて、凡そ六十五萬町歩、其の年產額約一億三千萬瓩である。

現在の主要生產地は大體パライバ、ペルナンブコ、リオグランデ・ド・ノルテ、セアラ、サンパウロ、パイアの諸州である。

而して南部地方に於ては主として草棉、北部熱帶に於ては主として木棉が生產せられ、從來纖維の長さに於ては北伯棉が優れて居たのであるが、近年サンパウロ州の棉花は政府當局の非常なる奬勵に依つて品質頗る向上し、平均二七・八ミリメートルより最長三二ミリメートルに達する良質の棉花を生產するに至つて居る。

サンパウロ州に於ける棉花栽培の歷史は古く十七世紀の中葉に發し、其の後は伯國に於ける主產物である珈琲の

動きに支配せられ今日に及んで居るが、千八百六十六年度の珈琲市價の激落に依つて棉花栽培は生れたと云つて差支へないのである。其の後歐洲大戰と千九百十九年の大降霜に依つて愈々棉花熱が嵩じたが、結局一進一退で概括的には珈琲の順調な時は之に押されて居た。然るに千九百二十九年の世界的經濟恐慌と珈琲の生産過剰とに依つて棉花熱は再び勃興した。

從來サンパウロ州の棉花生産額は約三千萬瓲内外にして、州内消費額は年約四千萬瓲に達する爲之が不足高は北伯棉の供給に依つて補つて居たが、前記の如く珈琲の暴落に依り棉花の栽培生産は激增し、併せて北伯地方棉花栽培地の大旱魃とサンパウロ州紡績業の勃興とに依つて千九百三十一年より棉花相場の高騰を示し、千九百三十二年には一アロバー(一五瓲)實棉に付十六ミル乃至十八ミルと云ふ暴騰振りを示し引續き棉花の好景氣を出現し、千九百三十四年四月北米に於ける棉花作付減反令は伯剌西爾棉花をして一層有利確實たらしめたのである。本年度サンパウロ州に於ける棉花の生産高は昨年に比し約三倍の九千萬瓲を生産し、其の中約三分の一は在留邦人に依つて生産せらるると云ふ全く驚くべき發達を遂げて居る。

在伯邦人の棉花栽培狀況　在伯邦人間に棉花栽培が今日の如く隆盛を見るに至つたのは、千九百十三年當時ソロカバナ線モンソン植民地に居た山口三之助氏及現在中央線モヂダスクルーゼスに於てトマト栽培の權威者として斯業の爲盡粹しつつある渡邊孝氏等が、共に熱心に研究奬勵した結果モンソン植民地を中心としてセルケーラ・セザール驛附近に邦人棉作地を出現せしめた爲である。

其の後棉花栽培地方にマラリア病の發生等幾多の迂餘曲折を經て今日に及んだのであるが、千九百三十二年より同三十四年に至る棉花の好況に乘じて伯國移民史上にも特記すべき邦人主要農産物として棉花栽培が勃興したのである。

邦人棉花栽培の中心地とも稱すべき地方は、ソロカバナ線アパレー及ランシャリア驛を中心とする地方竝にアラクツラ線、ノロエステ線地方にして、千九百三十二年度に於ける棉花作付反別は約一萬七千町歩にして、其の生産高は百八十四萬八千八百三十六アローバに達したのである。

現在邦人にして主業及副業として棉花栽培に從事する者は約七千家族に達して居るが、其の大部分は借地農者である。

さあれ、伯國に於ける棉花栽培事業は氣候的天惠に浴して居ることと、一定面積よりの生産率が他國に比し非常に有利であることとに因つて將來益々有望であると確言出來る。

ペルーに於ける棉花栽培　棉花はペルー國農産物中の大宗にして、海岸濕潤地及山地等に於ける農業栽培地面積は約三百萬エーカーに及んで居る。海岸地帶三十五箇所、奥地數箇所に栽培せられ、其の種類約五種あり、ピウラ地方にてはアスペロ種(半粗質)、チンチヤ其の他諸地方に於てはセミ、アスペロ種(半粗質)、スアヴェ種(滑質)、タンギス種はピスコ地方に夫々栽培せられ、外に埃及種より得たるミタフキフキ種及シー、アイランド種、サケル種等がある。概して雪解けに因る沖積土を豐富に有する南部海岸地帶に栽培せられ、ピスコは其の主要輸出地である。タンギス種は全體の約七十五パーセント以上を占めて居る。リマ市よりピスコにかけて四月より八、九兩月迄を採取期とし、イカ地方は採取量夏季少く冬季に多い。主なる栽培場には約四萬の勞働者が從業し外に小栽培業者が數千ある。灌漑施設の發達と相俟つて海岸地帶の棉花栽培は尙增大するであらう。千九百三十二三十三年度産額は五萬二千四百噸と推算せられる。

國內の消費量は五千八百噸、千九百三十二年度輸出額は約四萬六千二百七十一メトリック噸、副産物たる棉實等は同じく五萬二百六十噸に達する。因みに前記タンギス種とは同國ピスコの農業家タンギス氏が同地の棉花が天候其の他に原因して栽培を脅かさるるを遺憾とし、之に抵抗し得る品種を求め千九百五年以來改善に努力したる結果埃及種中最も抵抗力を有するものを擇び、周到なる栽培法を講じて其の目的を達成し得たもので、今やペルー產棉花の約八割は此の種のものである。

ペルーに於ける邦人の棉花事業經營は主として左の地方に行はれて居る。（單位ファネガーダス、我約三町歩）

地方名	面積
チンボーテ	三五
パラモンガ	一三〇
リマ	三一〇
合計	二、八八五（我約八、六五五町歩）

此等の地方に於ける邦人は耕地を借入れ又は小作し、山嶽地帶に於ては土地を購入して栽培して居る者もある。耕地を租借し棉花栽培を經營する主なるものは左の通である。

耕地名	租借面積	經營者
パルパ耕地	五〇〇（ファネガーダス）	ペルー棉花株式會社
レッテス耕地	五〇〇	レッテス農事株式會社
ラワカ耕地	三〇〇	岡田、元西共同經營
カキ耕地	三〇〇	同
ヘスス・デル・パイエ耕地	三〇〇	岡田幾松
ヘクアン耕地	一四〇	同
ミラフローレス耕地	一〇〇	同
サン・ホセ耕地	一五〇	同
合計	二、二九〇（我約六、八七〇町歩）	

右の中ペルー棉花株式會社は大正十五年六月設立せられ、資本金百萬圓（內四十五萬圓拂込）にてペルー國チャンカイ郡パルパ耕地に五百フアネガーダス（約一千五百町歩）を租借し棉花栽培事業を經營しつつあり、其の耕地は直營地と小作地とに分れ小作人の現在數は百二十二家族にして、其內日本人は七十二家族、大部分は沖繩縣人である。耕地內には繰棉工場有り、買上げたる棉花を繰棉して居る。工場動力は水力發電氣により繰棉機七臺、壓搾機二臺を動かして居る。又鐵道引込線があつてチャンカイ港より輸出されて居る。農場の生產額は年額繰棉二萬キンタル（一千噸）內外にして、今日迄大部分リバプールに輸出して居り、棉實は國內石鹼及製油會社へ供給して居る。

レッテス農事株式會社は大正二年在留邦人を株主として資本金三十萬ソールを以て設立せられ、前記ペルー棉花株式會社と略同面積の棉花栽培小作地を租借經營しつつある。又在留邦人を主體とし小數のペルー人を加へ資本金二十五萬ソールのウアラル繰棉工業株式會社が昭和六年に設立せられ、繰棉作業、石鹼及製油作業を經營し該方面へ漸次進展しつつある狀況である。

我國との關係に付ては同國にて生産せられたる棉花は主として毛織混織其の他特殊織物に使用するに適するので、最近我國綿業の進展に從ひ之が需要を喚起し、昭和八年度に於て約五百俵の輸入があつたが、同九年度には約二千俵輸入せられ今後益々增加の傾向にある。

亞爾然丁に於ける棉花栽培　亞國北部の所謂グラン・チヤコ地方には棉作に適する廣大なる地域あり、就中チヤコ州は其の中心を爲し全國棉花栽培面積の八割を占め、コリエンテス、フオルモサ、サンチヤゴ・デル・エステロの諸州は之に次いで居る。千九百三十二——三十三年度に於ける栽培面積は十三萬八千五百ヘクタール、棉花生産高は十一萬三千三百瓲、其の輸出高は二萬八千三百瓲、價額六百五萬五千金ペソで、仕向先は英、獨、佛、西の諸國である。チヤコ州其の他に於ける邦人の棉作經營の成績も亦見る可きものがある。

(三)　サイザル麻

邦人或は邦人會社の海外に於けるサイザル麻の栽培は現在蘭領印度中部瓜哇ソロー州スンベルラワンに於て東印度拓殖株式會社が之を行つて居るに過ぎない。

同社は大正七年和蘭商法に依り Dutch Japan Plantation Ltd を設立すると同時に其の創立を見たもので、其の公稱資本金は四百萬盾、現在の投資額約百二十五萬盾にして永租借面積は四千百六十バウ、農業租借地は一萬二千二百八十九バウを所有し、マゼナン、スンベルラワン及バンドンオノレロノ三園にサイザル麻及護謨を栽培して居る。

前二園はサイザル麻で後者はサイザル麻と護謨とを栽植して居る。

現在のサイザル麻の總植付面積は約三千六百十五バウで、內三千五百二十四バウの生産面積を有し最高七十萬瓩最低五十萬瓩の生産高を見て居る。

生産品はスマラン市コロニアルバンク經由にて委託販賣を爲し歐洲及濠洲へ仕向けられる。日本との關係に付ては大正十一、二年頃種々努力せしも日本內地は競爭品多きこと、取引數量少きこと竝に販賣手數面倒なること等の爲、遂に目的を達せず現在日本との間には何等關係を有しない狀態である。

(四)　ジユート（黃麻）

現在海外に於ける邦人の本格的ジユートの栽培あるを聞かないが、然かもジユートは其の需要頗る多きに鑑み、最近財團法人アマゾニア產業研究所は南米伯剌西爾のアマゾナス州に於て之が栽培を計畫し、千九百三十一年十月同州バリンチンスに於ける同研究所中央試驗所農場に於て愈々之が試驗的栽培に着手し、其の後印度ベンゴール農事試驗場より取寄せたる種子を以て二町步の地積に植付け（昭和九年三月現在）、將來の大規模栽培に備ふべく各種試驗を續行中である。又同研究所アンヂラ植民地に於ても植民に對しジユートを主作物とする植民の收支經濟狀態を知らんが爲之が栽培を行はしめて居るが、昭和九年三月現在に於ける其の植付面積は六十町步に達して居る。又墨國に於ては農學士內田重雄氏が邦人として初めて黃麻の栽培を計畫し、千九百三十一年及同三十二年の二箇年に亙り、ナヤリット州に於て前後三回之が栽培の實驗を完了し良好なる成績を擧げ同國官民間に多大の注意を喚起しつつあり、又以て海外在留邦人の發展上大いに意を强ふするものと言ふべきである。

四　甘　蔗

邦人の南洋に於ける斯業投資としては蘭領中部爪哇ソロカルタ・クラジヤン・レジヨに於けるケダレン農事株式會

社あるのみである。

同社は元資本金六十萬盾の和蘭人會社であつたのを、邦人の內外製糖株式會社が千九百二十年に其の株を買收して經營して居たが、千九百二十三年に大日本製糖株式會社が之を買收し越えて千九百二十五年百七十萬盾に增資して事業の擴張增設を計り今日に及んで居る。

曾ては大正六、七年頃の砂糖好景氣時代に南國產業株式會社及鈴木系の南洋製糖株式會社等が爪哇の糖業に進出し、前記ヶグレン農事株式會社と竝んで之と伯仲する生產を擧げて居たが何れも數年前に賣却して斯業から退いた。

右のヶグレン農事株式會社は約三千五百ヘクタール(五千バウ)の土地に輪作を行つて居るが、最近三箇年の甘蔗牧種面積及產糖高を觀るに、千九百三十一年度には九百四ヘクタール、十二萬二百六十キンタールを、千九百三十二年度には七百七十ヘクタール、十一萬七千百キンタールを、千九百三十三年度には四五八・一五ヘクタール、八萬六千キンタール(中双)を產して居る。

而して千九百三十三年度植付は世界產糖制限協定(チヤドボン案)に依り和蘭政府統制の下に制限された爲、平年植付六百三十ヘクタール(九〇〇バウ)の約七割に相當する。

其の後爪哇糖價の下落に依り工場の經營困難に陷り、千九百三十四年四月現在に於て全爪哇百九十工場の中僅かに五十工場のみ活動する狀態にある。今日ヶグレン工場は能く此の困難に耐え極力生產費を引下げ引續き植付を繼續して居るが、前記の如く多數の休止工場を生じたので植付制限も緩和され、千九百三十四年度分としては五百六十ヘクタール(八〇〇バウ)の植付を行つた。

生產砂糖は同じく和蘭政府統制のNIVAS(蘭印糖業組合)管理の下に在るが、本工場は特にNIVASの諒解の下に千九百三十二年及同三十三年度にあつては生產額の八十パーセントを日本に引取り支那輸出精糖の原料として居たが爲、爪哇一般が輸出不能、滯貨累積にて金融頗る困難して居たにも拘らず、本工場は其の間甚だ有利に作業を續けて居たのである。然るに本年度(千九百三十四年)より此等の特權を失ふに至り、凡ゆる交涉も遂に效を奏せず、總てNIVAS管理の下に其の割當率に甘んぜねばならない狀態に立ち至つたが爲、現在迄(千九百三十四年十一月)には生產額の約半額のみしか販賣せられて居ない狀態ではあるが、來年六月迄には本年度生產物の處理を爲し得る規定であるから此の期間に於て大體處理出來るものと觀測せられては居るが、從來の特權を失つたことは同社のみならず我國にとり誠に遺憾に堪へないところである。

因みに來年度(千九百三十五年)の豫定植付面積も現在蘭印當局に法命を以て來年度植付を禁止せんとする意嚮ある爲、現在迄決定されて居ない狀態である。此の法令に依る植付禁止の意嚮に對し從來の大工場は大體之に贊意を表して居る模樣であるが、小工場は之に猛烈な反對を唱へて居る模樣である。

次に伯剌西爾に於ける邦人移住者は砂糖生產販賣組合を南米拓殖株式會社アカラ植民地內に組織し、二十九戶の組合員が約三十町步の甘蔗を栽培し赤砂糖を製造して居る。

同會社は本組合の發達に相當の援助を爲して居るので今や有力なる植民地企業たらんとして居る。

五　油脂料作物

海外に於て邦人の栽培する油脂植物は、南洋の古々椰子及油椰子、南米伯剌西爾の蓖麻子以外には邦人栽培の統計に上る程のものあるを聞かない。依つて玆には之の三種に就て述べる。

（一）古々椰子

概說　古々椰子は南洋土人の日常生活に食料として缺くべからざるもので、土人の住家のある所必ず古々椰子ありと言ふ風に、南洋到る所に之を見かけるものであり、南洋に於ける邦人の栽培企業中護謨、マニラ麻に次ぎ第三位を占めて居る。

栽培狀況　千九百三十年度の世界主要生産地栽培面積は概略左の如くである。

生産地	面積（百萬エーカー）	パーセント
印度（特定州除外）	一・四	二〇
錫蘭	一・〇	一五
英領馬來	〇・六	八
英領南洋諸島	〇・六	八
英領西印度諸島	〇・一	一
英領ボルネオ、ケニヤ其の他の英領	〇・一	一
蘭領東印度	一・五	二一
比律賓	一・四	二〇
其の他諸國領南洋諸島	〇・三	四
暹羅	〇・一	一
モザンビク、佛領印度支那其他の諸國	〇・一	一
合計	七・三	一〇〇

以上に依ると十年以前の千九百二十一年の世界栽培面積五百五十萬エーカーに比較して約三十パーセントの增加を示して居る。而して以上の栽培面積を基として推定するとコプラの年生産高約三百萬噸となる。但し二・五エーカーからコプラ一噸の生産があると推定してである。尙生産地に於て全生産高の四十パーセント以上は消費されるものと推定される。

邦人栽培狀況

邦人古々椰子園地方別面積（一九三四年）

（單位　面積＝英反、生産量＝擔）

國名	地方別	純古々椰子園				他作物を配合せる古々椰子園			
		園數	栽培面積	生産面積	生産量	園數	栽培面積	生産面積	生産量
英領馬來	海峽植民地	一	二二六	二二六	一、六〇〇	一	一五	不明	不明
	馬來聯邦州	—	—	—	—	三	四六八	七	六三
	非馬來聯邦州	—	—	—	—	八	一六四	二二	約一六〇
比律賓	ダバオ州	四	一、四二〇	五六八	九、五〇〇	一〇	五、八二七	二、〇一三	二三、〇七六
	サンボアンガ州	三	二、二〇三	八五〇	一、七二〇	一	五五〇	一六五	四、六八〇

蘭領東印度 瓜哇	西部瓜哇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	中部瓜哇	｜	｜	｜	｜	一	一、四〇一	一、四〇一	約九、五〇〇
	東部瓜哇	｜	｜	｜	｜	一	一、一三一	六二二	一、五九〇
	東海岸州	｜	｜	｜	｜	一	一六	未	未
	アチェ州	｜	｜	｜	｜	二	一五六	一二六	約二四五
ボルネオ	東南ボルネオ	｜	｜	｜	｜	一	七五	不明	不明
	西部ボルネオ	｜	｜	｜	｜	一	五三	五三	二三〇
セレベス	ミナハサ地方	三	二、八三八	四七三	三、六六五	二	一、八三九	九六三	七、〇〇〇
	ボウラン、モンゴンドウ地方	｜	｜	｜	一	一	五三四	不明	不明
	ゴロンタロ及ポソ地方	四	三四一	一〇五	一、一六六	｜	｜	｜	｜
	南セレベス地方	三	五六九	三九八	三、四一六	｜	｜	｜	｜
モルッカス及ニューギニヤ		四	九九〇	九一一	五、六四〇	一八	八八	不明	不明
サラワク		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
英領北ボルネオ	タワオ州	一二	六八三	四四八	一、四八〇	四	二、六二九	二、四一八	一一、七五〇
	サンダカン州	二	六六〇	六六〇	八、〇〇〇	｜	｜	｜	｜
	西海岸州	一	三四〇	三四〇	一、五〇〇	二	二〇	不明	不明
計		三七	一〇、二七〇	四、九七九	三七、六八七	四〇	一四、九六六	七、七九〇	五八、二九四

主要なる邦人古々椰子園（一九三四年）

（單位 面積＝エーカー、生産量＝擔）

地方別	園名	會社及個人名	租借及拂下面積	投資額	植付面積	生産面積	生産量
比律賓ダバオ州	太田農園	太田興業	二、五〇八	六、〇〇〇、〇〇〇比	四四二	四四二	三、一〇〇
同	古川農園	古川拓殖	二、四九八	一、一五〇、〇〇〇	九一九	六八〇	八、四七四
同	ピソ農園	ピソ農牧	二、五三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五三〇	四〇八	六、〇〇二
比律賓サンボアンガ州	バシラン農園	バシラン興業	一、一二九	四五〇、〇〇〇	一、〇一八	六二八	三六〇
同	サンボアンガ農園	サンボアンガ殖産	一、七三〇	四八〇、〇〇〇	一、三五九	四〇八	四、六八〇
英領北ボルネオタワオ州	タワオ農園	タワオ・エステート・リミッテッド	二、二三三	五〇〇、〇〇〇	二、〇六九	二、〇六九	一〇、〇〇〇
同サンダカン州	サンダカン農園	同	一五、〇〇〇	｜	五一六	五一六	六、〇〇〇
同西海岸州	ウエストン農園	同	三四〇	｜	三四〇	三四〇	一、五〇〇

瓜哇東部瓜哇	ニヤミル古々椰子園	臺灣銀行	四、〇二四	九三七、五〇〇	一、一三一	六二二	一、五九〇
セレベス・ミナハサ地方	アムラン拓殖地	南洋貿易	二、〇五三	九〇〇、〇〇〇	一、四八九	七〇一	五、〇〇〇
同	マンキツト農園	セレベス興業	二、七八五	五五〇、〇〇〇	二、六二八	二六三	一、六六六
ニユーギニヤ・マロー島	ドボ椰子園	臺灣銀行	一、五四二	五五〇、〇〇〇	八五一	八五一	五、一〇〇

以上に依ると邦人の栽培面積は二萬五千二百三十六英反、生産面積は一萬二千七百六十九英反、生産量は九萬五千九百八十一噸となる。

事業の規模及投資額　古々椰子園は小規模経営にて妨げないから可なり大規模のものがないではないが、概して小規模の個人経営のものが多い。従つて投資額調査の如き明確を期し難い憾みがあるが、大體七、八百萬圓と見積られて居る。

生産物の販路　椰子園経営者は直接コプラを製造して生産地の商人に賣却するのであるが、稀には果實の儘商人に賣渡すこともある。賣買契約を了したコプラは市場に搬出せられて輸出される。

日本との關係　コプラは食料油或は石鹸製造の原料として年々南洋各地から輸入せられる。其の連年の比較高は左の通である。

本邦コプラ需給狀況（單位噸）

年次	輸入額	移入額	需要額
一九二八年	三〇六	九、九九三	一〇、二九九
一九二九年	二、八八二	九、七七六	一二、六五九
一九三〇年	二、七一四	一二、四九三	一五、二〇七
一九三一年	三、三三三	一一、二二六	一四、五五九
一九三二年	五、九〇〇	九、五二八	一五、四二八
一九三三年	八、三七九	一一、七五三	二〇、一三二

千九百三十三年度國別コプラ輸入額

（單位　數量＝噸、價額＝千圓）

國別	數量	價額
英領印度	一〇	一
海峽植民地	五三	八
英領北ボルネオ	三五九	四一
蘭領東印度	二、四三三	三五三
比律賓諸島	五、四四三	七七八
計	八、三七九	一、一九六

邦人の農園産コプラとしては比律賓ダバオ産のコプラ約二千噸の輸入を最とし、英領北ボルネオタワオ産のものが千九百三十一年三月頃より年々五、六百噸輸入せらるるを主要なるものとする。

(二)　油椰子

概說　油椰子は亞弗利加の原産で十九世紀の中葉南洋に持ち來つたのが初めで、當時は觀賞木として取扱はれ、之が利用に就ては餘り知られて居なかつた爲、其の核實は割栗代用として道路に敷かれて居たが、之が利用方法と栽培成績は寧ろ原産地に優るを知らるるに及び千九百十年代に漸く營利的に栽培を見るに至つた。其の後植付面積は逐年增加し千九百二十三年には三萬四千英反に達した。恰も此の年大阪の野村合名會社はスマトラ島、カラン・イヌウに在る獨逸人經營の油椰子園を買收し經營今日に及んで居る。

栽培狀況

パーム油及椰子核實輸出額

（單位＝千米噸）

年度	阿弗利加		蘭領東印度		馬來半島		總計	
	パーム油	椰子核	パーム油	椰子核	パーム油	椰子核	パーム油	椰子核
一九二五年	一九四	五八三	七	一、五	—	—	二〇一	五八四、五
一九二六年	一七八	五五六	一三	二	—	—	一九一	五五八
一九二七年	一七六	五六八	二二	四	—	—	一九八	五七二
一九二八年	一八八	五、三〇	二九	六	一	—	二一八	五三六
一九二九年	二〇六	五三六	三六	七	二	—	二四四	五四三
一九三〇年	二一六	五四九	四八	一〇	三	—	二六七	五五九
一九三一年	一九三	五〇二	六一	一二	五	一	二五九	五一五
一九三二年	一九六	△四九六	八五	一八	八	一	二八九	△五一五

（備考）　△印は一部見積

蘭領東印度は椰子核供給者たる地位よりはパーム油供給者たる地位の方が優れて居る。而してパーム油に對して阿弗利加が不利で蘭印が有利であるのは色々の原因に依るのであるが、就中スマトラの椰子果が含油量多く、且つ抽油率も高いこと（スマトラ八五——九五%乃至其れ以上）、（阿弗利加ニジエリヤ五五——六五%）、椰子核は之と反對に含油量が低いこと、阿弗利加が自國で多量のパーム油を消費すること（千九百三十二年自國消費十萬噸）及阿弗利加の油椰子は其の果肉が短時間に惡くなること等が其の主なる原因である。

阿弗利加に於ける栽培狀況は統計の示すべきものがないが、蘭領東印度及馬來半島に於ける栽培狀況は左の通である。

蘭領東印度に於ける油椰子栽培面積及生產高逐年比較表　（單位　面積＝英反、生產高＝噸）

年度	農園數	植付面積	生產面積	パーム油生產高	椰子核生產高
一九二八年	五二	一二四、三五三	四七、〇三一	一一七、〇三〇	五、七六七
一九二九年	四八	一四二、六〇六	一〇二、四八一	三五、九七一	七、〇六六
一九三〇年	四八	一五一、二九九	一一八、六五二	四九、七五二	九、八二一

一九三一年	五一	一六九、〇九三
一九三二年	五〇	一七三、一五八

千九百三十二年度の農園數五百中三十九は北部スマトラ、四は南部スマトラに在り殘りはジヤバに在るが、是れは問題とするに足らない。

馬來半島に於ける千九百三十二年末の植付面積は六萬一千二十五英反、內一萬二千四百八十二英反が生產面積である。其の生產高は左の通である。

パーム油　椰子核

一九三一年	五、一三六噸	七七三噸
一九三二年	八、四四二噸	一、三七四噸

邦人栽培狀況

油椰子栽培に關する邦人會社（一九三四年）　（單位　面積＝英反、生產高＝噸）

會社名	事業地	租借面積	植付面積	生產面積	生產高	投資高
野村東印度殖產株式會社	スマトラ州	一一、一一三	四、二四八	一、九八一	油核 九二〇 一七三	二、二二〇、〇〇〇
東山農事株式會社	スマトラ州	四五、七三七	一、四一七	未生產	未生產	一、四〇〇、〇〇〇
男治農事株式會社	東海岸州	一四、八二六	一五五	未生產	未生產	四〇〇、〇〇〇
大倉スマトラ農場	同	五一、三二四	九八三	未生產	未生產	五三〇、〇〇〇

生產物の販路　油椰子は古々椰子と異り早く果實から油を製造せねばならず、又椰子核は關領東印度に於ては油を採取せず其の價悉く輸出に向けられる。

日本との關係　パーム油は石鹼製造の原料及ブリキ製造工業用として年々輸入される。其の內譯は左の通である。

パーム油及椰子核の日本輸入額

（單位　數量＝噸、金額＝圓）

	一九三二年		一九三三年	
	パーム油	椰子核	パーム油	椰子核
日本輸入數量	三〇〇	五〇	六〇〇	
同　金額	七五、〇〇〇	五、〇〇〇	二四五、〇〇〇	
內邦人生產數量	二〇〇	五〇	四四〇	
同　金額	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五四、〇〇〇	

邦人の生產物はスマトラの野村東印度殖產株式會社のカラン・イヌウ油椰子園から生產されるもののみである。而して我國輸入パーム油仕出地の九割以上はスマトラと推定せらる。

（三）護謨子

護謨子は本邦にては朝鮮に於て約二萬瓲の年產額ある以外に統計に表はれる程度の生產がないので、其の供給を殆んど國外に仰いで居るの狀態である。千九百三十三年度の輸入高は左の通である。

護謨子國別輸入高

（單位　數量＝百斤、價額＝千圓）

國別	數量	價額
滿洲國	二一一、三〇九	一、六五九
關東州	一、一三二	一〇
中華民國	一、三九二	一二
英領印度	八二四	六
蒲領東印度	一四、七四六	一、〇一〇
菲濱	一、九五八	一六
伯剌西爾	一一四	〇
合計	二三一、四七五	二、七一七

而して最近苴麻子油は航空機用として軍事上重要視されるに至つたが、國外に於ても邦人の之を栽培する者少く唯伯剌西爾に於て邦人移民が僅かに之を栽培するに過ぎない。千九百三十二年度の在伯邦人生産高は四千二百七十擔に過ぎなかつたが、最近伯國産苴麻子の本邦輸入の可能性が認められた爲本邦移民の之を栽培するもの漸く多く生産高も增加する見込である。

六　米

(一)　概　說

數年間一般農産物は其の市況不振の爲、往年の如き利潤を擧げ得ないのみでなく、其の維持すら困難なものあるに至つたので、曾て顧みらなかつた米作も亦自給自足經濟の必要と採算上とより漸く重きを爲すに至り、南米、南洋共に邦人の之が栽培を爲すもの增加し、殊に南米に於ては有望事業として認めらるるものあるに至つた。

(二)　伯剌西爾に於ける米作

伯剌西爾は從來米の輸入國であつたが、氣候及土地の關係が米作に甚だ好適して居る爲遠に之が發達を見るに至り、千九百十六年には之を海外に輸出するに至つたのである。千九百三十二年度に於ける伯剌西爾全體の米生産額は百一萬九千三百九十五瓲にして、其の價額四十六萬四千六百九十七コントに達し、其の中サンパウロ州は第一位を占めて五十三萬七千八百七十九瓲、第二はリオグランデ・ド・スール州の二十萬六千三百四十瓲、第三位はミナスゼラエス州の十萬八百八十五瓲、其の他一萬瓲以上の産額ある州はゴヤス、マラニョン、パラ、リオ・デ・ジヤネイロ、パラナ、サンタカタリナ、マットグロッソ諸州にして殆んど全伯剌西爾に於て生産せられつつある狀況である。

伯剌西爾米は千九百三十一年には約九萬瓲(價額五萬五千コントス)を海外に輸出せられたが、千九百三十二年に於ては各地に於ける旱魃の爲收穫量を減じ二萬七千九百三十七瓲(價額一萬八千百三十七コントス)であつた。伯剌西爾米の主なる輸出國は亞爾然丁を第一とし、第二位にウルグアイ次に獨逸、智利、白耳義、波蘭、ポルトガル等の順である。

伯剌西爾に於ける邦人米作の歷史は相當に古く、千九百十年に水野龍氏がリオ州に於て州政府に對してサント・アントニオンに日本植民地建設の契約を爲し之に米作を試みることとし、當時の清浦農商務大臣等の後援に依り植民地建設の爲に派遣されて居た隈部三郎氏が其の衝に當つたが、マラリヤ罹病と資金の募集不如意との爲遂

に不成功に終つた。又リオ州のデューリツヒ商會が皮革商の傍ら三百町歩の農場を經營し千九百十一年テキサス州の米作經驗者星名謙一郎氏を聘し米作の改善を計つたが、同氏は履主との議合はず翌十二年其の關係を絶つに至つた。

サンパウロ州に於ける米作は其の大部分は邦人の手に依つて生産せられて居るが、千九百三十二年に於ける在伯邦人は百四十一萬七千四百七俵の產出高を示した。今之をサンパウロ州在住の邦人のみに付て各線別に示せば次の如くである。

線別	生産高(俵)
ノロエステ線	四九八、四四三
ソロカバナ線	一六四、九七二
パウリスタ延長線	一二七、七八三
ドラデンセ線	六、九五二
其他	二、八一二

（備考）一俵は六〇瓩入なり

海外移住組合聯合會經營のアリアンサ、パストス、チエテ、トレスパラス等の植民地に於ても移民に對し稻を栽培せしめて居るが、千九百三十二年度の生産額は合計約十萬俵（籾六十瓩俵）であつた。海外興業株式會社經營のイグアツペ植民地に於ては古くより米作地として知られ、移住者は各々二、三町歩の稻を栽培して居る。其の生産額は千九百三十二年度に於て籾三萬九千七百九十一俵であつた。此の外東山農事株式會社經營の中央線ビンダ農場に於て同會社直營にて水稻約二百アルケールス（五百町歩）を栽培して居る。

此の外在伯邦人の米作地として通稱三角ミナスのイガラバーバ（モヂアナ支線）附近を第一とし、此所には模範的產業組合設置せられて精米所を所有して居る。其の他ノロエステ線のペンナ產業組合、ソロカバナ線プレシデンテ・ウエンセスラウ、ノロエステ線アラサツーバ及パウリスタ延長線マリリア等は邦人米作地として主要なるものである。

又アマゾン地方に於ては米に不足を來し他州及外國より年々多量の籾移入を爲して居る狀態に注目し、南米拓殖株式會社はパラ州アカラ植民地に於て米作に力を注ぎ年々產額を增加し、近年は州產額の約一割を產しアカラ米と呼ばれるに至つた。本年產額は籾一萬六千七百俵（栽培面積九百六十町歩）にして、生產したる籾はアカラ植民地の精米所に於て精白しベレン市場に販賣して居る。

アマゾナス州パリンチンスに在るアマゾニヤ產業研究所事業地に於ても亦地方需要に應ずる目的にて米作に力を注ぎ約二百町歩の米作を行つて居る。

（三）ペルーに於ける米作

ペルーに於ける米作地帶はパカスマーヨ、チクラーヨ及ランバイエーケ谷に於て幼稚なる方法を以て栽培せられ、作付面積は約十八萬エーカーにして地方精米所に於て脫穀せられる。

同國は千九百三十一年迄支那より多量の米を輸入して居たが、現今は地方の需要に應ずるに充分なる生產がある。

國內消費量は每年六十萬俵（約七萬噸）、千九百三十二年度の生產高は約七萬四千噸にして此の內約千八百噸の輸出があつた。

會同國は國內米作保護奬勵の爲輸入米に重き關稅を課して居る。此の保護政策と近來同國棉花相場の下落の爲ペルー農民の米作に從事する者增加し、元來米作を得意とする邦人の間でも近年之に從事する者も現はるゝに至つた。

(四) 亞爾然丁に於ける米作

亞爾然丁に於ける米作は玆二十數年前より擡頭し來つたもので、現今に於ても米は主として輸入に俟つの狀態にて政府は之が奬勵を爲して居るが、未だ消費量を充すに足らぬ爲同國人は日本人をして各地に試作せしめて居る。現在ではコリエンテス州に最も多く、フフイ、サルタ、ツクマン、ミシオネス等の諸州にも栽培せられて居るが、其の生產高は消費量八萬瓲の半にも達し得ぬ狀態である。

米作の先驅を附けた本邦人の斯業に對する將來は大いに有望であると認められて居る。

(五) メキシコに於ける米作

メキシコに於ける米作は僅少であるが、昭和五年メキシコ產業株式會社が設立せられ、同國モレロス州の外人農園(面積一千二百町步餘)を買收し稻、玉蜀黍、アルファルファ等を栽培して居る。

昭和八年の水稻作付面積は百十六町五反步にして、其の收穫高は籾三千百五十ニカルガ弱(四十七萬二千七百九十六瓲)にして、同年末に於ける米作收入は三萬三千八百八十四ペソ六十九セント(約二萬九千五百圓)である。

(六) 英領馬來及サラワクに於ける米作

馬來全人口の大部分は米を主食物として居るので米作は英領馬來の主要な產業である。然し生產は消費量を充すに足らず年々多額の米を外國に仰いで居る狀態である。ところが偶々英領馬來輸入米の供給國に凶作あり、輸入困難となつた爲千九百十八年十二月二十四日發布の食料管理令に依り聯邦政府は半强制的に各農園に米作を行はしめると共に其の奬勵施設に努めたが、其の後幾何もなくして此の法令は撤回された。而して政府の米作奬勵により其の生產額は年々增加し、千九百三十三年には二十九萬一千百九十七噸に達したが未だ消費總額の四十パーセントを占めるに過ぎない。此の地に生產される米は大部分水稻で一英反當りの平均收量は約二百六十ガンタン(反當り約一石六斗餘)である。現在邦人にして米作を行つて居る者は無い。

英領サラワク王國に於ては同國米作奬勵の主旨より米作に特技を有する日本人の米作者に對する國王の特別の好意もあり、昭和四年以來株式會社日沙商會は度々調査員を派して米作適地の發見に努力し稍々見込みが付いたので、昭年六年度に於てサマラハンに土地一千七百二十六英反を租借し、內四百英反を伐木し沖繩縣より移民を容れて米作の實耕調査を行つた。其の後更に北海道よりも小數移民を容れ之が目的達成に努めたが、昭和六、七兩年度は惡天候に禍され豫期の成績を擧け得ず、昭和八年度に至り漸く相當の成果を收め將來の見込も立つに至つた。

此の地では十一月より二、三月に至る雨期を利用して米作をするのであつて、調査の結果最初三箇年は粗放式に依り、四年目より日本式水田により栽培するが適當と看做されて居る。日本式水田に依る場合に於て一英反當り收量は籾四百ガンタン位であつて、現在の米作面積は約百五十英反である。

(七) 運輸に於ける米作

米作は運輸產業の大宗であり住民の主食物であるばかりでなく廣汎な用途があり、其の過剩米の輸出は同國總輸出高の七十パーセントを占めて居る。國民の大多數は米作者で精米業は同國唯一の普及發達せる工業である。從

つて米作の豊凶は各方面に甚大なる影響を及ぼすものである。米作に惠れた自然條件の下に粗の産額は年々約七千三百餘萬俵に上つて居り、其の約五分の三は國内にて消費される。栽培法は主として移植法によるが我國に於けるが如き集約なものではない。其の他粗放なる撒播法及び變人の行ふナーバ法なる極めて粗雑な栽培法も多少行はれて居る。而して邦人で曩に米作を試みる者もあつたが、成功するに至らずして止み其の跡を斷つて居た。然るに昭和四年是松準一氏がバンコック附近に水田約百六十町歩を求めて之を直營し相當の成績を擧げて居たが、同六年以來市價暴落の爲直營困難となり目下數人の遥羅人に小作せしめて居るに過ぎぬ。

(八)　瓜哇に於ける米作

瓜哇に於て千九百三十三年邦人の米作を行つて居るものは次の三園である。

經營者	所在地	栽培面積	租借面積	年收穫高
ラマサリ農事株式會社	西部瓜哇ラマサリ	七三五・七 英反	八七五・八 英反	小作料一六、八〇〇 盾
根本榮治	中部瓜哇ランカップ	一、九二六・九	四、〇四一・四	二五、〇〇〇 ピクル
千國文次郎	中部瓜哇	八・六	八・六	一一〇 ピクル

(九)　比律賓に於ける米作

ダバオ市郊外に於て黒田市次氏が昭和七年より支那人所有に係る廣大なるララン草原の一部を租借して最初二町歩餘を開墾造田して水稻の栽培を行ひ、其の後耕作面積を擴張して現在は五、六町歩に及んで居る。

七　藥用作物

南洋、南米には藥用として重要なる作物多きも、未だ邦人栽培の著しきもの無く僅かに次の如きものが知られて居る。

(一)　コカ

邦人のコカ栽培は南洋に於ては瓜哇に於ける南國産業株式會社其の他に依り農園の空地に試驗的に栽培されて居るが、國際聯盟の規約に依り各國の生産額や輸出入額に制限を加へられ、我が日本内地の需要は臺灣、沖繩、硫黄島等の生産物にて充し得る爲、生産物の販路を見出し得ず、大した發展は望めない狀態である。南國産業株式會社は近年コカ葉の採集は中止して居たが、千九百三十四年度は約百噸の採集を行つた。又南米に於ては星製藥株式會社が大正六年ペルーのツルマヨ耕地に三十一萬町歩の耕地を買收して藥草木の栽培を計畫し、其の第一段としてバンバヤクに五百町歩を開墾しコカの栽培を始めたが、前記の如き理由に由り其の後進展を見ず、現在其の栽培面積は二百町歩(全部生産圃)にして、年産額はコカ葉として六、七萬瓩あるも、全部現地で販賣せらるるものの如くである。

(二)　規那

規那は南國産業株式會社が瓜哇のウノサリー農園に於て二六四・五バウ(單植全部生産圃)を栽培し、其の生産量は千九百三十二年度に於て十七萬六千二百六十ハーフ瓩、千九百三十三年度に於て六萬二千三百ハーフ瓩、千九百三十四年度は前年度と略同樣の見込である。同社は和蘭キナトラストに加盟せる爲右トラストの生産制限を受け、實際生産能力に對し千九百三十二年度は約三十一%、千九百三十三年度は約二十二パーセントに制限せられた結果である。尚其の生産物は全部同トラストに引渡し和蘭本國に送らるるので日本とは直接關係がない。

此の外大阪の武田長兵衛氏が千九百三十二年瓜哇に於てチカネリ園及グヌンバガデ園を買收し、前記トラストのアウトサイダーとしてグヌンバガデ園（植付面積四〇二・八英反）に於て規那栽培を始めたが、未だ生産期には達しない様である。

（三）トバ

トバ根は古くより矢毒又は漁獲用毒として土人に利用せられ、又毒劑、接觸劑として害蟲驅除に有効なものであるが、之が目的の爲産業的に栽培されたのは馬來半島で然かも最近のことである。馬來聯邦政府が積極的に其の栽培の奬勵に着手したのは千九百二十四、五年頃以來のことであつて、從つて其の發達程度は未だ黎明期に在り、之を專業とする者少く多くは幼護謨樹又は油椰子其の他永年作物の一時的間作とする狀況である。馬來半島に於ける之が栽培面積は約六千英反位と見られて居る。馬來半島に於けるトバの組織的栽培は邦人が其の先驅を爲したものであるが、現在邦人にして之を栽培する者は馬來半島の外、西ボルネオ及サラワクに僅かあるのみである。約百六十英反である。邦人のトバ栽培する者少く、比較的大規模に栽培するは熱帶產業株式會社のみで面積

八　香料作物

南洋、南米の各地に產する特殊植物の根、莖、葉、花、實、果實の部分から香油を採つて居ることは周く知られて居ることである。此等の熱帶地では古くから土人の手に依つて極く原始的な方法で採つて居たが、其の後歐米人の着眼するところとなつて今日に及んで居る。

邦人で此の香料植物に關する企業を起した最初の人は大谷光瑞氏で、氏は千九百十八年瓜哇に蘭領印度農林工業會社を設立してシトロネラ等の栽培及採油を始めた。又千九百二十五年頃よりスマトラ島キサランに在るスマトラ興業株式會社が護謨栽培の傍シトロネラの栽培及採油を行つて居たが、兩社共不況の爲近年之が栽培採油を休止して居る狀態である。尙瓜哇、ボルネオ、スマトラ等に於て邦人のシトロネラを栽培する者あるも、極く小規模にして間作的栽培に過ぎず採油することなく生草のまま採油工場に販賣して居る。

此の外南米及南洋に無數に香料作物があるが、未だ邦人の之が企業を始めたのを聞かない。

九　香辛料作物

蘭領東印度が世界の胡椒產地として有名なる事は既に世人の熟知するところで、其の千九百二十八年より千九百三十二年に至る五箇年間の輸出額は十五萬二千百六十萬にして、同年間の世界總輸出額二十萬九千四百三萬の七二・五パーセントを示して居る。胡椒は世界的の香辛料として用ひられる外、蘭領東印度を始め其他の熱帶地に居住する一般土人の嗜好上殆んど日用品とも言ふべく、從つて須要品である關係上自家用料として彼等の手に植ゑられて居るが、其の分布は實に廣く蘭領に於ける全生產量の九十九パーセント迄支那人及土人園の生產である。

邦人の胡椒栽培は東南ボルネオに於ける東印度起業株式會社のスンゲイドア農園、同社移民園及バコン農園等に於て相當に行はれて居り、又西ボルネオのランダ、シンカワン、パマンガ各地方に於ても多數の邦人に依つて栽培せられて居るが、何れも小規模な個人企業のみである。

千九百三十三年度蘭領ボルネオに於ける邦人の胡椒栽培狀況は次の通である。

地方別	植付面積	生產面積	生產高
東南ボルネオ　コタバル附近	四八七・六英反	四〇七・六英反	六五七擔

西ボルネオ	ランダ地方	一七・七	一三五
同	シンカワン及パマンガ地方	二・九	七五
		六・一	
		二・九	

胡椒以外の香辛料植物に付ては邦人の栽培として統計に上る程のものあるを聞かない。

十　園藝作物（蔬菜、果樹、花卉）

（一）南洋

由來南洋の如く勞力が頗る豊富で、然かも勞銀の低廉なる所に進出して能く成功を贏ち得る爲には彼等土人の勞力と單に競爭するが如き事業を避け、成る可く土人の模倣し得ない樣なものを選ぶ必要がある。此の點に於て栽培上相當の技術を要する蔬菜其の他の園藝作物の栽培の如きは、其の獨特の技能に於て土人の追隨を許さざる邦人の將に進出すべき境地と言ふ可きである。南洋に於ては馬來半島のカメロン、瓜哇のバタビヤ、スマラン、スラバヤ、スマトラのブラスタギ、比律賓のダバオ等の奥地或は高地に於て、又ダバオ市郊外の平地に於て未だ其の數は尠い乍ら蔬菜、果樹或は花卉の栽培を行ひ相當の成績を擧げて居る。就中マニラの避暑地バギオの高地に於ける邦人の蔬菜栽培は最も注目に値し、栽培戸數二百三十戸（人口千二三百人）、其の植付面積は三百町歩に達し、キヤベツを主とし其の他白菜、大根、葱、トマト、花椰菜等の栽培を行ひ、一箇年の賣上高は約三十萬比に上りマニラ及バギオの市場を支配して居る。

（二）南米

南米に於ける邦人蔬菜栽培中特筆すべきものは伯剌西爾特に聖市近郊に於ける其れであり、北米加州に於ける日本人の生産する蔬菜が全米に供給せられつつあると同樣、伯剌西爾特に首府リオ・デ・ヂヤネイロ市及サンパウロ市の都會人は其の殆んどが在伯邦人の手になれる野菜に依つて生活して居ると稱しても過言でない。其の中主なるものは馬鈴薯を第一とし、蕃茄、甘藍、玉葱、苺（ストロベリー）等が主要なるものであつて、殊に馬鈴薯、蕃茄の如きコチヤには馬鈴薯生産者産業組合を、中央線モヂダスクルーゼスには蕃茄出荷組合を組織し統制ある生産と出荷をして居る。今千九百三十二年度に於ける在伯邦人の馬鈴薯生産高を示せば左の通である。

（一俵二五ミルレースとして）

聖市近郊	一三九、五二〇俵	三、四八八、〇〇〇
中央線	一〇、四八〇〃	二六二、〇〇〇
サンパウロ鐵道沿線	六四、四〇〇〃	一、六一〇、〇〇〇
サントス・ジユキア線	一、七〇三俵	四一、五七五
ソロカバナ線	二〇四、二六二〃	五、一〇六、五五〇
ノロエステ線	六、八八四〃	一七一、一〇〇
パウリスタ延長線	五、五三〇〃	一三八、二五〇
アララ・クワラ線	六、二六六〃	一五六、六五〇
其他	四、四一三〃	一〇九、三二五
計	四四三、四五八	一一、〇八三、二四五

千九百三十四年度に於けるコチヤ産業組合地域内主要農産物

家族數　耕作面積　馬鈴薯　蔬菜　金額

アルケールス　アルケールス　俵　噸　コントス

五八八　一、三九〇　四〇六、四〇〇　七、四八〇　一三、二一七

聖市近郊一圃主要農產物

アルケールス　俵　噸　コントス

一、七〇〇　二、五五〇　五三七、〇〇〇　二八、〇〇〇　二三、九〇〇

其の他の邦人蔬菜生產量に關して千九百三十二年度に於ては大體次の如くである。

トマト　生產高　二、九六八、五〇〇本

甘藍　〃　一、五一五、〇〇〇本

玉蔥　〃　四六四、三一一瓩

其他の野菜面積　一、〇二八アルケールス

在伯邦人の果樹栽培も最近著しく增加したのであつて、伯國に於ても重要なる海外輸出品としてバナナ、柑橘類がある。

バナナの栽培地は主としてサンパウロ州ジュキア鐵道沿線にして、千九百三十二年の調査に依れば百七萬二千五十本のバナナ樹が邦人の手に依つて栽培せられて居る。通常バナナは年二回の採收で一本に一房を生產するものとすれば約二百十四萬一千房で、此の價額四千二百八十二コントス、邦貨約百四十萬餘圓となる。其の他邦人の果樹栽培として主なるものは柑橘に次いで葡萄、梨、栗、パインアップル等がある。聖州に於ける邦人果樹所有本數は大體柑橘類九萬九千二百八十四本、其の他の果樹一萬五千五百五十本である。

在伯邦人の蔬菜果樹培栽者は益々增加の傾向であつて、漸次邦人獨特の技術が認められつつあるので、將來此の方面に於ては邦人の獨占するところとなるのでないかと考へらる。

尙亞爾然丁に於ても首都ブエノス・アイレス市近郊で蔬菜或は花卉の栽培に從事する者相當多數に達して居る。

十一　養蠶業

(一)　伯剌西爾に於ける養蠶業

伯剌西爾に於ける養蠶業は千九百四年サンパウロ州で初めて試みられ、爾來州政府の保護奬勵に依り逐次增加し千九百三十一年度に於ては桑樹植付數約千二百萬本、蠶卵配布量三十一萬一千五百九十一瓦、生繭收穫量四十萬瓦に達し、之が飼育者は約四千二十五家族であつた。

生糸工場は約六十三にして養蠶、製絲、絹織業等に關する一切の投資額は約六萬三千コントスである。

千九百三十三年度に於ける在伯邦人の養蠶狀態は次の如くである。

桑樹　蠶種掃立量　牧繭量　飼育者數

一、八三八、〇〇〇本　一五二、六五〇瓦　二六一、一〇〇瓩　六一三家族

即ち一家平均蠶種掃立量は二百四十九瓦であつて、其の平均牧繭量は四百二十六・六瓩、蠶種一瓦の生繭收穫量は平均一・七瓩餘である。

伯國に於ける養蠶業は主として邦人が副業的に經營したのであるが、政府の奬勵補助に依つて最近は之を主業とする者もあつて、サンパウロ州に於ける全產繭の約六割は邦人の手に依るものである。邦人の各集團地に於て養

業に従事する者あるも特に海外興業株式會社經營のイグアッペ、レヂスト植民地に於て又ソロカバナ線アルバレス、マツシヤードに於ては共に養蠶組合を組織し之が飼育に從事して居るが、其の他バウル市附近及マリリア地方に於ても盛んに飼育せられ、移住組合聯合會のバストス移住地及チエテ移住地に於ては之が飼育に從事するもの年々增加しつつあるを以て、千九百三十三年より共に製絲工場を建設し移住地內生產の繭を絹絲として販賣して居る。

從來サンパウロ州に於ては千九百二十二年伯國政府の補助金に依つて創立せられた伊太利系のカンピーナス內國絹工業會社があつて、州生產繭は之を一年に買上げて居つたのであるが、最近千九百三十二年度カンピーナスにアツスンソン系のサンパウローカンピーナス絹業株式會社創立せられ益々斯業の發達に拍車をかけつつある。伯國殊に聖州地方に於ける養蠶は政府の奬勵と相俟つて氣候、溫度、地味等自然の好條件に惠まれて居る爲、桑樹は無肥料にて良く生育し、然かも一年を通じて大部分絲業を持して居る爲養蠶は年四回乃至十回之を飼育することが出來、將來邦人の爲には極めて有望なる產業であると言ふことが出來る。

(二)　亞爾然丁に於ける養蠶業

亞爾然丁に於ては絹絲、絹織物等の輸入防遏の爲種々の方法を以て養蠶の奬勵策を講じて居るが、曾てコルドバ、サンタ・フエ州に於て養蠶製絲が試驗的に行はれたが、見る可きもの無く未だに試驗時代に過ぎぬ。年々日本、佛蘭西、伊太利等より多量の輸入を見、千九百三十二年には絹織物二十七萬九千五十一瓩、五百四十七萬四千九百二十金ペソに上つた。

近年橫濱市に在る對ラテン・アメリカ貿易商の加藤合名會社はブエノス・アイレスに本邦生絲を原料とする機臺三十臺を有する絹織物工場を設立し相當の成績を收めつつあり、又ミシオネス州在住の山口喜代志氏はマテ栽培の傍ら養蠶を行つて居る。

(三)　南洋に於ける養蠶業

南洋に於ては西部爪哇に於ける蘭領東印度農林工業株式會社のチゲドン農園及スマトラ島ペンクーレン州チコロップに於ける片倉竝に三笠農園等夫々千九百二十年及千九百三十年より桑の栽植を始め養蠶に從事して居るが、何れも熱帶地とは云ひ乍ら海拔二、三千呎の比較的爽凉の高原地帶であるので養蠶、桑園共に相當の成績を收めては居るが、未だ試驗時代を脫するに至らない。

十二　木　材

(一)　概　說

邦人に依つて行はるる海外の木材企業は殆んど南洋に限られ、所謂ラワンの名に知らるる南洋材が其の大部分である。

一般市場に南洋材が進出したのは極めて最近のことで、我國への輸入は大正七、八年頃に創まり爾來年と共に增加し、震災後の同十三年は復興事業に伴ふ需要の增加で一躍二十萬石となり、昭和七年には四十萬石二百萬圓を算し、遂に翌八年四月から立方米當り製材五圓五十錢、丸太二圓の輸入稅を課せらるるに至つたが、輸入增加の趨勢尙止まず同年度七十萬石、四百萬圓の輸入を見、同九年度は更に百萬石を豫想せらるる狀勢に在る。

ラワンは初め上海チーク、比律賓マホガニー等の名で紹介された爲貴重材として取扱はれ、價格も石六、七十圓を唱へたが、我國に輸入されたものは殆んど三等材以下の劣等品で、其の上取扱方の不注意不慣等の爲蟲害、歪

出續出して著しく不評を買ひ、價格も逐年低落し六、七年前一度石十圓內外に落着いたが、其の後の不況で一般材價の下落と共に幸くも五、六圓で取引せらるるに至つた。然るに昨年始め輸入稅を賦課せられた結果再び石七、八圓を唱へるに至つた。

近時ラワン材中にも各異つた性質、特徴を有する幾多の種類があり、又所謂南洋材中には優良なものが多いこと等漸次一般に了解せられ、取扱方、使用法等も愼重となれるのみならず、近來米材、北洋材等の資材缺乏を補ふものとして歡迎せらるる風あり、洋風建築、裝飾家具等の普及するに伴ひ益々其の需要を喚起し、一部優良材の如きは造船材料、車輛用材、軍需用材、鐵道枕木、橋梁用材、特殊土木用材、電柱腕木等として新用途を見出す等、今後研究の進歩と共に輸入量は益々增加して行く傾向に在る。

現在各國共に木材資源の缺乏化を憂慮せる折柄、蓄積豐富なる南洋材の利用は地理的優位を占むる我國として特に注目すべきであろう。幸に邦人の木材事業も漸次其の地步を進め來つた模樣であるから、好況時を迎ふる時は獨り本邦市場のみならず、更に有利な歐米諸國、支那、濠洲等の世界市場に進出するに至るであらう。

此の外南洋には唐木類、チーク等を産し邦人で正規の租借地を得て企業して居る者は無いが、前者は一般土人から買付を行ひ又は其の形式により、後者は産地の商人、製材業者から買入れ又は資材を買入れ製材の後賣却するものがある。

唐木は南洋産木材中最も古くから知られた貴重材で、其の輸入額は震災後の大正十三年に激增して千九百萬斤に上つたが、翌十四年平調に復し千四百萬斤となり、爾後年と共に漸增し昭和三、四年頃には二千萬斤、九十萬圓前後を示し、其の後一進一退で昭和八年度は二千百萬斤餘、九十二萬圓强である。

チークは我國造船業の發達、車輛製造等の隆盛に伴ひ漸次輸入量も增加し、大正九年以後六、七千立方米となり、同十三年には震災の影響で一躍二萬立方米に及び其の後漸減して昭和二年度には僅に九千立方米に下り、翌三年直に一萬七千立方米、二百六十萬圓迄回復したが、爾後財界不況の結果同五年度から急激に減退し、同七、八年度は夫々五千立方米七十五萬圓强、六千立方米九十二萬圓弱となつた。

右の外最近南米アマゾン河流域で南米拓殖株式會社等の邦人會社が製材業を創め、少量ながら試驗的に本邦に輸入して居るが、目下のところチーク又は唐木の代用となる比較的高級木のみを扱つて居る。尙極めて少量ではあるが造船上必要なりグナムバイタやマホガニー等が中南米から輸出せられるけれども邦人で直接事業を營む者はない。

現在分布　邦人關係の木材事業地は比律賓に最も多く、比律賓木材輸出株式會社を始めタゴン商事株式會社、テプンコ林業株式會社其の他二、三を數へ、英領北ボルネオにはタワオ・エステート・リミテッド（舊笹田コンパニー）の外日本產業護謨株式會社が新に木材伐採業に着手し、蘭領南東部ボルネオには南洋林業株式會社、合資會社ボルネオ物產商會、雪本商會等が着々事業の步を進めて居る。又西部ボルネオに於ても日蘭貿易會社が創始せられ、スマトラには辭島木材洋行、馬來半島には石原海運產業公司が在り殆んど南洋の全地域に亙つて居るが、數年來の不況に影響せられ一時事業を見合せ休止中のもの一、二を見るに至つたことは誠に遺憾に堪へない。然るに一方最近南洋材需要增加の趨勢が愈々顯著となるに及んで、米材、北洋材等の輸入商が漸次此の方面に進出するに至り、從來北ボルネオ材の輸入を計つて居た野村商事、山田商店の外、比律賓方面に岩井商店、山長商店、南東部ボルネオ及西部ボルネオ方面に夫々安宅商會及鎗田商會、新宮商行等が現はれ、又從來の伐採權保持者も更

に新有望地の物色に懸命するに至つたことは特筆す可きことである。

事業の規模、投資額　全體の實際投資見積額は大約五百七十萬圓、租借面積五十萬町歩、蓄積二億六千萬石を超え、右の中大半は比律賓に在り投資合計約二百六十四萬圓、租借面積三十一萬五千町歩、蓄積一億八千萬石に及び、ボルネオは投資額百五十萬圓、租借面積七萬八千町歩、蓄積六千三百萬石で之に次ぎ、スマトラは投資額約百三十五萬圓、租借面積六萬三千町歩、蓄積千三百萬石、馬來半島は石原産業只一社で事業も極めて小規模に過ぎない。

產額　一箇年の總產額は約六十萬石で其の中半數は比律賓よりの生產に係り大約三十八萬石を占め、ボルネオよりは約二十萬石で之に次いで居る。

販路　比律賓とボルネオから生產される木材の殆んど全部が我國に輸入せられ、スマトラ及マレイ產の木材はシンガポール其の他の地方市場に供給される。

我國との關係　我國との關係は貿易上から觀れば比律賓との取引が最も多くボルネオ之に次ぎ、スマトラ、マレイは現在のところ直接關係はない。然し何れも本邦人の資本に依つて經營せらるることに變りはない。

(二)　比律賓の木材業

比律賓木材輸出株式會社　大正十三年の創業で神戸に本店を有し資本金百萬圓、全額拂込濟(實際投資額百五十萬圓)で事業地は北呂宋カシグランに在り、租借面積六百平方哩(十五萬六千町歩)、蓄積一億五千萬石、一箇年の生產額は從來丸太八萬石、製材二萬石位であつたが最近稍々縮少して居る樣である。右の外十數萬石の他社生產材をも扱つて居り、主なる樹種はラワン、タンギール、アピトン、マヤピス等で、大部分は日本內地に仕向けられ一部は比律賓、支那方面に販賣して居る。

タゴン商事株式會社　昭和三年の創立に係る三井物產系の會社で、資本金二十五萬比、拂込十二萬五千比(實際投資額四十八萬五千比)、本店は事業地たるダバオ州タゴンに在り、租借面積八萬六千町歩、蓄積千五百萬石で一箇年の生產額は大約十五萬石である。主なる樹種はラワン、アピトン、タンギール、マヤピス等で生產品は三井物產株式會社の手で日本、支那、亞米利加方面に仕向けられる。

テブンコ林業株式會社　ダバオ在住の古川、溝部氏等の共同經營で約十年前に創り、昭和二年資本金十六萬比、拂込十萬比(實際投資額三十萬比)の株式會社となり、本店は事業地たるダバオ州テブンコに在り、租借面積一萬二千町歩、蓄積推定三百五十萬石、一箇年の生產額十二萬石で主なる樹種はラワン、ヤカール、ギネ、タンギール等である。生產品は大部分我國に仕向けて三菱商事株式會社に引渡されて居る。

(三)　英領北ボルネオの木材業

日本產業護謨株式會社　タワオに本據を有する資本金四百五十萬圓の護謨栽培企業會社で、其の所有租借地內の未開拓地域は大約八千英反(約三千町歩)の森林を利用して昭和八年九月より木材伐採業を開始したもので、現在迄の投資額大約十五萬圓、一箇年間五萬石搬出の計畫である。主なる樹種はセラヤ、カポール等で仕向地は日本內地を目標にして居る。

タワオ・エステート・リミテッド　當社は舊窪田コンパニーで本社をタワオに置く資本金百萬弗の三菱系農林企業

會社で、木材部は大正八年アパスに七千英反の租借を得たに始まり、現在タワオを去る三十五哩のパロン河沿岸で理想的の地域五千英反を得て此所に移つた。實際投資額十五萬圓、推定蓄積四十萬石である。主なる樹種はセラヤとビリヤンで、前者は内地に、後者は香港に仕向けて居たが不況の爲數年前から事業を休止して居る。

(四)　關嶺南東部ボルネオの木材業

南洋林業株式會社　昭和五年資本金十萬圓を以て神戸に創立せられ、同七年十月有名な重油の産地タラカン附近に五千町歩の租借地を得て事業を始めたが、關印の國防關係から昭和九年九月同地を引拂ひ新に南方サンクリランに於て租借面積五萬町歩、蓄積五千萬石の一大美林を選んで本格的事業に著手した。主なる樹種はセラヤであるが、他社と異なり近來資材缺乏の北洋材に代替すべき中丸太に主力を注いで居るのが特徴である。昭和八年度は十二萬石出材したが、將來一層飛躍すべく新鋭の意氣を以て活動を開始した。今日迄の實際投資額は大約百萬圓である。

合資會社ボルネオ物産商會　神戸播磨造船所の出資に依り大正十年に創立せられた總出資金二萬五千圓、全額出資濟（實際投資額十二萬圓）の會社で、事業地はサマリンダの奥地一箇所に亘り租借總面積二萬三千六百六十町歩、蓄積千二百萬石で、一箇年の生産額三萬石を神戸に輸送して該造船所の用途に充つる外殘餘は一般市場に販賣して居る。主なる樹種はセラヤ、トンブドウ、コーワ、パンキライ、カポール、ニヤト、ハロー等である。同地方には右の外雪本商會があり、最近大阪の安宅商會と提携して活動を開始せんとして居る。又最近關領西部ボルネオに於ても日關貿易會社が北洋材商中の雄龜田商會、新宮商行と組んでポンチヤナを中心に活動を始めたが詳細は不明である。

(五)　スマトラの木材業

蓉島木材洋行　大正十一年の創立で本店はメダンに在り、資本金七十五萬圓全額拂込濟で實際投資額は大約百三十萬圓、事業地は東海岸州ランサン島に在り、シンガポールを距る僅に六十浬、租借面積五萬八千町歩、蓄積千二百萬石、從來一箇年の生産額は約二十萬石に及び、生産品の販路は專ら地方市場たるシンガポール其の他の南洋地方、上海等に向けて居たが、數次の排日ボイコットや不況の影響を受けて著しく苦境に立ち數年來殆んど休止同樣の狀態にあるので速かに更生せんことを期待されて居る。

(六)　馬來半島の木材業

石原海運產業合資會社　資本金百五十萬圓の鐵鑛採掘會社で、事業地は柔佛州パトパハ及トレンガヌ州ケママンに在り、先年來其の附帶事業として約二十萬圓を投じケママン鑛山附近の森林を伐採して製材所を創めたもので、自己所有の鑛山用材を主目的とし、傍ら復航の鐵鑛輸送船を利用して小量宛を我國にも輸入して居たが最近は之を中止して居る。租借面積五萬英反、推定蓄積四百萬石で主なる樹種はカポール、チンカワン、ムソウ等である。

(七)　附　記

唐木類　右一般南洋材の外邏羅の盤谷に大谷木材貿易商會、セレベスのマカツサーに日印商會、南洋貿易會社が在つて、唐木類を取扱ひ我國からの註文に應じて居るが、前者は主に花梨を扱ひ其の都度場所を選定し土人に伐採を請負はして伐出す方法を採り、後者は主として縞黑檀を扱ひ土人の伐出したものや支那人の仲買等から買集めて居る。

チーク　大部分邏羅から輸入するもので三井物産株式會社、範多商會、野澤組等が主なる取扱業者であるが、盤谷

に邦人唯一の製材所として大山製材所がある。

第二　水産業

一　概說

所謂表南洋方面への邦人漁夫の移住が何時頃から始つたのかは記錄を缺くけれども相當古い事と思はれる。稍々組織的に出漁するに至つたのは朝鮮、臺灣等の外地出稼漁業が漸次下火となつた頃、卽ち大正二、三年頃からであつて、勿論官公署の指導奬勵が與つて力がある。例へばシンガポ！ル方面に於て大正の初期に農商務省が香川、愛媛兩縣下の漁業者と呼應し、或は調査の爲技術官を派し又は遠洋漁業練習生を送り、若は助成金を交付して其の奬勵指導に當つて居た如き之である。斯くて我が漁業者は南支、比律賓群島、馬來半島よりスマトラ、爪哇、セレベス等へ散在するに至つたが、此等は土人漁業の原始的にして幼稚なるに對し巧妙優秀なる技術により沿岸魚族の採捕に從事したものであつて、就中沖繩縣人の如き追込網漁業を以て未だ拔くべからざる勢力を各地に形成して居る。又玆に特記すべき要あるは明治二十年代より我が螺貝採取者數百人が北部濠洲方面へ渡り濠洲人又は歐人經營會社に傭はれ多額の收益を齎したことである。尤も大正五、六年頃四散する結果を見たが今尙多數の者が斯業に精勵して居る。前述地方中蘭領ニューギニヤ及セレベス方面、英領ボルネオ地方に於ては鰹鮪等の遠洋性魚族を採捕し節製造者は地元に生賣するもの存し其の前途頗る有利と考へられる。鰹鮪の漁場として尙ジヤバ島南岸、スマトラ島西南岸更に印度洋中のアンダマン及ニコバル方面等有望なれど未だ當業者の進出を見ない。

其の他海外に於ける邦人水產業の顯著なるものとしてはメキシコ領低加州沖合進出のもの、メキシコ大西、太平兩洋根據の沿岸漁業者、南米の伯國沿岸漁業者及亞國に於て操業を目論む南米水產株式會社を擧げねばならぬ。又最近東亞弗利加の英領ケンヤ植民地に我が當業者の進出を見ること確實となつた。

二　南支に於ける水產業

南支を根據として活躍するものは香港に在る蓬萊漁業公司あるのみであるが、右公司は目下資本金五十萬圓、從業員二百三十人、トロール船約十隻を擁して底曳漁業を行ひ年に約五十萬圓の水揚を見て居る。臺灣に於ける基隆及高雄の陸上施設を便宜に使用しつつあり旁々香港の基礎も動搖せぬものとなつて他同業者の追隨を許さぬ。之と異り近年內地地方廳試驗船が例年數隻南支に進出して鮪漁を試驗し、其の結果を管下當業者に識らしめ南進の期待に副はむとして居る。而して試驗船の南下は今後更に其の數を增すであらう。

三　比律賓群島に於ける水產業

比島中マニラ市には大體廣島縣出身の漁業者約九百人在り、瀨戶內打瀨網により車蝦、鯛等の底魚を獲つて居る。右漁業者は二組合と一會社の下に在つて其の發動機附漁船數七十五隻を算する。投資額の割合に年收多く移住漁業（然も沿岸漁業）の好範例を示して居り、之亦確實なる基礎の上に立つて居る。ダバオにも亦我が漁業者約百六十人滯在してダバオ灣內の小魚を漁獲（網漁）して居る。マニラ及ダバオの當業者は共に其の漁獲物を地元に於て生賣するに過ぎない。

四　馬來半島に於ける水產業

シンガポールには大昌及石津兩公司の外に十數組があり、人員よりすれば千八十人を下らぬ。漁場は近來ボルネオ方面を主とすれど、從來は北はシヤム領西はビルマ領沖合より南は遠く爪哇に至る迄廣い海區を對照と爲し、此所に沿岸性魚族を漁獲或は買付して居たが、元來此の地方の漁業者は驚く程に多數の優秀漁船、運搬船及網具を備

へ、近く製氷冷藏庫までも設けやうとして居る。目下推定するに投資額は二百七十四萬圓で一箇年生産高は約百三十二萬圓となり、此の生産高はシンガポール取扱鮮魚總額の約四割を占むる次第で、今や相當力强い買出人の不買同盟や不況に對しても耐へ得る根據に立つて居る。尙關係者はシンガポール日本人水產組合を昭和五年に設立し互助機關と爲して居る。

五　爪哇及セレベス島西岸に於ける水產業　首府バタビヤには邦人經營四組の下に二百四十三人あり、支那人經營下に八十の邦人漁業者が存在し、發動機附漁船十二、投資額六十萬圓を以て一箇年に約六十六萬圓の水揚して居る。同業者は昭和五年中に當地總領事館の斡旋を受けて日本人漁業組合を作り親睦相和の機關と爲し、將來は奥地人口稠密なる地方へ販路の開拓を行はむとして居たが、最近蘭印政府が外人漁業を壓迫せむとする傾向顯著なるものがあり、前途多難なるを以て當業者は餘程經營上注意を要する。

スラバヤは公設魚市場を缺くを以て前面に有利の漁場を控ふるも、遺憾ながら此所を根據とする邦人を見ない。セレベス島マカツサルは久しい間玉城組が此の地を沿岸漁業の根據地として活躍して來た。現に資本金二萬圓、發動機附漁船二隻、從業員三十三人を以て一箇年約十萬圓の水揚を示して居る。

六　ボルネオ島に於ける水產業　英領ボルネオのタワオは資本金二百五十萬圓、從業員二百人を擁するボルネオ水產株式會社の事業地となつて居る。詳述すれば此の六十浬東方シヤミル島を借り受け鰹鮪の漁獲を仕事として居るが、一箇年約四十萬圓の總收入を上げ移住漁業上好範例を示して來た。而して從來は大部分節と爲して我が內地へ輸送して居たが、今後鑵詰、魚粉等の事業に迄手を延し業務の發展を試みむとし既に工場の完成を見、其の內容品たる汽關機械も輸送濟である。奥地へ生產を行はずとも右企劃中の製品を輸移出するに至らば相當興味ある結果を招來するに至るであらう。

七　メナード、ブートン及アンボン島に於ける水產業　セレベスのメナード、ブートン島、タルテナ島及アンボン島を中心とするセレベス東部及モルツカス諸島に於ける邦人水產業も亦見逃すことが出來ない。メナードには大岩漁業部、日蘭漁業及琉球人經營の二組あり、資本總額二十五萬圓、從業員約百人(尤も他に土人を使用す)、發動機附漁船九隻、運搬船二隻を擁し、一箇年約三十萬圓の水揚を得て居る。ブートンには三菱會社系の鳳敎眞珠株式會社があり螺貝の養殖を行つて居る。其の資本金約七十萬圓、一箇年生產高約三十五萬圓にして二十五人の從業員が滯在して居る。アンボン島のラハ村は故原耕の苦心經營せる根據地であるが、現在は遺族中心となり漸く支へるだけの不振狀態に置かれて居る。資本推定額五萬圓、從業員二十二人を以て一箇年約二萬圓の水揚を得、主として漁獲物をアンボイナ市へ生賣し鰹節として我が內地へ輸出して居る。

八　ドボ方面の水產業　蘭領東印度東部に存するアルー島のドボ及タニンバー島のサムラキは我が螺貝採取業者の根據地にして、從業員約百二十人、漁船約十四隻を使用し濠洲ポートダーウイン沖合へ進出して居る。目下貝一噸當りの價格はマカツサル渡し十八盾を稱ふるを以て經營頗る不利なりと思料せられる。

九　メキシコ沖合に於ける邦人水產業

メキシコ領低加州沿岸に於て鮑、石花菜、伊勢蝦等の採捕に從事する者約五十人あり、別に此の沖合にサンディゴを根據とし又タートル灣に罐詰工場を設くる大洋產業株式會社は約二百人の邦人を擁し、百五十噸の漁船五隻と十數隻の漁船を有して鰹鮪の漁業を行ひ年額三百萬圓の收入を得て居る。其の生產物はメキシコ、亞米利加合衆國、日本及支那へ仕向けて居る。更にメキシコ大西洋岸に鯛等を採捕し之を首都メキシコ市へ賣捌く邦人約五十人がある。

十　伯國沿岸及亞國邦人漁業者

伯國サントスには約數十人の邦人漁業者が組合を作り近海に底魚を採取して居る。少し南下してパラナにも十數人沿岸漁業を行ふ者がある。亞國に於て漁業を行はむとし設立された南米水產株式會社はここ數年間現地官民と操業上の打合を行ひ旁々內地水產物の販賣を行ひ來りたるも、昭和十年度よりは現實に本業を開くに至るであらう。

十一　東阿に於ける水產業

昭和五年新嘉坡在留邦人漁業者十數人が漂流同樣にして東阿ケニヤ植民地モンバサに到着、此處に邦人漁業の端緒を得たが、兩來高利貸其の他各種の不便の爲惱されて殆んど破滅の狀態に頻するに至つた。之を憂へた我が官民は右企業の惜むべきを察し、玆に於て有力な企業團體を置かむとし目下協議が進められて居る。

第三　鑛　業

一　概　說

現在南洋及南米方面で邦人の著手して居る鑛業は鐵、滿俺、錫、銅、金及石油鑛業で、此の中南米メキシコに於ける金鑛業を除いて他は悉く南洋方面に於てである。而して鐵及滿俺は著しい發展を見て居るが他は未だ成績を擧ぐるまでに到らない。

二　鐵鑛業

邦人の經營する鐵山は三箇所で孰れも馬來半島に在る。

スリメダン鑛山　石原產業海運株式會社の經營するものでジョホール王國の西海岸パトパハ河上流約三十二粁の地に在り、鑛區面積五百三十一英反、鑛石は赤鐵鑛を主とし品位六十パーセント以上である。大正九年より稼行し當時年產二萬噸位であつたが次第に增產し、昨年度には約五十萬噸を產出し八幡製鐵所へ供給して居る。

太陽鑛山　石原產業海運株式會社の所有するものでトレンガヌ王國の中部ケママン河の上流約二十三粁の地に在り、鑛區面積五百十四英反、鑛石は滿俺鐵鑛で品位は滿俺約二十二パーセント、鐵約三十パーセントである。此の他赤鐵鑛を主とした品位約六十パーセントの鑛石がある。大正十三年より稼行し昭和八年度には約十萬噸の鐵鑛及滿俺鑛を產出し八幡製鐵所へ賣鑛した。

ヅングン鐵山　日本鑛業株式會社の經營するものでトレンガヌ王國ヅングン河岸テボウ部落の東南約五粁の地に在り、鑛區は五鑛區相接し其の面積合計一萬一千二十英反である。鑛石は赤鐵鑛に三十パーセント前後の磁鐵鑛を含有するもので品位は平均六十三パーセント以上の良鑛である。同鑛山は大正五年より既に該地域の調査を行ひ一旦王國より讓渡を受けたが、其の後英國の管理組織變更等に依り昭和二年に改めて採掘權の許可を得たものである。昭和五年より事業を開始し次第に增產し昨年度には約三十五萬噸に達し、其の大部分を八幡製鐵所へ輸送して居る。現在山元から河口までの運搬は單線鐵路に經り出鑛能力年三十萬噸乃至四十萬噸であるが、目下銳意複線工事に着手し年百萬噸の出鑛能力を目標として起業中である。來年度中には少くとも七十萬噸までの能力を具備するに到る

であらうと豫想されて居る。

以上三鐵山の産出量は大正九年石原産業海運株式會社が創めて馬來半島に事業を開始して以來漸次增產して昨年度には九十三萬噸(八百六十萬圓)、我國鐵鑛輸入量の六十一パーセントに達し、我國製鐵原料供給上重要な役割を演ずるに至つた。

三　満俄鑛業

先に記した石原産業海運株式會社の太陽鑛山の他に馬來半島ケランタン州タンドウ滿俄鑛山がある。日本鑛業株式會社が昭和七年採掘權を得、翌八年採鑛の結果相當有望なることを確めたので、日本鑛業株式會社ヅングン鐵山の支山として採掘に着手したものである。鑛區面積十二英反、品位五十三パーセント前後で本年初頭より內地へ輸送を始め八幡製鐵所に賣鑛して居る。本年度の出鑛量は略々一萬噸で引き續き採鑛開發に努め逐次增產の計畫中である。

四　錫鑛業

石原産業海運株式會社所有の天滿鑛山がある。太陽鑛山より約十粁の奥地、ケママン河上流三十七粁の地に在り、既に出願中の鑛區を合せて四千四百七十五英反の範圍に跨つて居る。尚太陽鑛山の內にも錫鑛脈が發見されて居る。然し孰れも探鑛に一層の工夫を要する爲企業化するまでに到らず銳意調査研究中である。

五　銅鑛業

石原産業海運株式會社の所有するソロ銅山がある。瓜哇ソロー市の東南約六十粁、テルタマヨより西方十粁の地に位し、採試掘面積合して約四萬五千ヘクタール(十一萬三千英反)、鑛石は黃銅鑛を主とし多量の黃鐵鑛を伴ひ、且つ微量の方鉛鑛及閃亞鉛鑛を含有して居る。此の銅山は千九百十年頃發見されたもので蘭人、英人の手を經て昭和六年同社が買收し、爾來探鑛を續けて既に三十數本の探鑛坑道を掘進し、昭和七年第一期探鑛計畫を終り目下第二期探鑛計畫中である。

六　石油鑛業

大正六年日本鑛業株式會社(舊久原鑛業株式會社)が英領北ボルネオ企業組合と契約を結び、約三萬平方餘哩の地域に亘つて調査及採掘の權利を得て英領北ボルネオクーダツ半島の西岸セクワチに試掘を行つたが好結果を見ず、契約期間の滿了と共に事業を中止したことがある。其の後暫らく邦人で之に着手するものを見なかつたが、大正十年三井物産株式會社は日本石油株式會社と協同して資本金二百萬磅のボルネオ石油會社を設立し、蘭領ボルネオの東海岸サンクリランにオーストボルネオ會社所有の約一萬ヘクタール(二萬五千英反)の採油權を買收し日蘭合辦事業とし、昭和五年十二月よりクテイ區域に試掘を始め既に六井を下し、尙ほカリオラン區域の調査を完了して目下此の方面の試掘計畫中である。

蘭領東印度は昨年度六百萬圓、全世界產油量の二・七パーセントの原油を產出し、本邦へも相當量の原油を輸入し、近邦產油地として注目すべき地である。

七　金鑛業

最近メキシコに於て岩本正太郎及畑田末雄の兩氏がメキシコ人三名と共に資本金一萬ペソの日墨鑛業株式會社を設立して採金事業に着手して居る。右會社は

一　グアダールーペ金山——ソーラ州エルモシーヨ郡ラス・ノリアス農園內

一　サン・デイモテオ金山——チワワ州ライヨン郡オカンポ鑛業地帶

一　モンターニヤス・デ・オロ・デ・サン・テイモオ金山――同右

一　サンタ・リータ黒鉛鑛山――同州コロラード郡

の諸鑛山を所有し、右の中グアダールーペ金山の鑛石は非常に品位良く且つ埋藏量豐富であり、昭和六年十月には既に設備を整へ採掘した鑛石を原鑛の儘米國に賣却して居る。其の他鐵、アンチモニー、タングステン等に着目し其の企業化を計畫して居る邦人もある。

第四　商工業

一　商業

概況

我國商業移民の先驅は所謂倭寇であつて、豪宕不羈の氣性に富める邊境の住民が鎌倉時代の初期より國內に逸居するを好まず、扁舟に身を委ね名を貿易に藉りて盛んに大陸、南洋各地の沿岸を劫掠したのである。其の後各地に永住して日本人街を建てて貿易に從事し、其の地域は朝鮮、支那は勿論、交趾支那の廣南、ソコン河口、比律賓のマニラ、暹羅のアユチヤ、パタヒヤ、馬來半島のマラツカ、爪哇のパタビヤ、アンボン島等に及び、到る處に自由なる邦人の商業移民が活躍し其の勢大いに振つて居たが、寛永十三年五月十九日の德川幕府の鎖國令に依つて本國との連絡を斷たれ、非常な努力に依つて建設せられたる地盤も遂に維持するに由なく總て絶滅するに至つた。

現在海外に於ける邦人商業の發達は總て明治以後の事であつて、其の經路に三種類あり、其の一は亞爾然丁國の商業移民の如く、初めより海外に於て商業を經營する目的を以て渡航せるものである。其の二は蘭領東印度に見らるる如く、邦人商社の店員、社員が經驗と資本とを得て其の地に獨立經營するに至つたるもので、其の三はペルー、比律賓に於ける如く當初農業移民として渡航せるものが種々なる原因に依りて商業を經營するに至つたものである。

昭和八年十月一日現在世界各地に於ける在留商業人員は十萬二千六百九十二人にして、前年度の九萬四千三百三十一人に比すれば八千三百六十一人の增加である。

之を主なる國別に觀ればペルー國の五千八十六人を首位に、蘭領東印度の二千四百五十人、比律賓の二千百六十五人、伯剌西爾國の千三百二十四人、英領馬來の千百十三人、亞爾然丁國の八百八十七人、メキシコ國の八百二十二人、チリー國の二百七人等である。就中ペルー、蘭領東印度に於ける邦商の勢力は、實に强大にして各地に亘る販賣網を有して確固不拔の地盤を有して居る。左に國別に其の概況を說明することとする。

(一)　蘭領東印度に於ける商業

蘭領東印度に於ける邦人商業活躍の歷史は相當古く、千六百十九年頃既にバタビヤ、アンボン島に日本人街あり、威武を背景として大に活躍したが、德川幕府の鎖國令に依りて絶滅に歸したことは前述した通である。其の後明治の初期より大正の中期殊に日露戰役後の海外發展の氣運に刺戟せられ、各種商業者、栽培業者、農園勞働者等陸續として渡航し其の發展目覺しきものがあつたが、大戰後の護謨價の下落と數次に亘る華僑の排日貨等に因り非常なる苦境に彷徨した。然し一昨年來の爲替の變動に基く本邦商品の大躍進は蘭印輸入總額の三割三分を占むるに至り、必然的に之が取扱商たる邦人輸入卸賣業者、小賣業者の進出となつて、從來蘭印經濟界に於ける專制的價額決定者であつた歐商輸入業者、華僑小賣業者の地位は邦商に依つて奪はるるに至り、之が防止策として各種の保護政策を講じて邦人商業の進出に對抗しつつあるの狀態である。現在蘭領東印度に於ける邦人商業人員は二千四百五十人で、

貿易商五十五、綿糸布絹布、セメント、陶磁器、硝子製品、電氣機械、自轉車、食料品、雜貨等の物品販賣業者は六百八十六人である。其の分布狀況は瓜哇最も多く總數の六七・五パーセントを占め、バタビヤ、バンドン、スマラン、スラカルタ、スラバヤ、ルマジヤン、パニユワンギ、ケデイリが中心地となつて居る。第二位はスマトラで二三・二パーセントを占め、メダン、タンヂヨンバレー等が中心地で、其の他セレベス島のマカツサ、ボルネオ島のポンテアナにも多く、其の分布地域は全蘭領印度に亙つて居る。

邦人商業者の主なるものを擧ぐれば貿易商にスラバヤ、バタビヤの三井物産、三菱商事を始めとして、有馬洋行、千田商會、大同貿易、東洋棉花、日本棉花、江商の各株式會社、守谷商會、大信洋行、メダンの杉本商店等がある。物品販賣業にはスラバヤの松永洋行、シトアルジヨの田中物産仲買店、ラワンの太陽商會、ケデイリの山口商店、プルオケルトの常盤商店、バレンバンの清榮商會等がある。

(二)　比律賓に於ける商業

比律賓に於ける邦人商業の歴史は記錄に依れば千五百五十七年頃既にマニラに日本本土を逃れた基督敎徒、邊境の住民等相集り日本人街を建設し、其の數五百餘人に及び、千六百六年には千五百人に達して居た。其の後幕府の禁遏令に依つて絶滅したが、明治三十三年初めて數名が渡航してから再び邦人の渡航相次ぎ、明治三十六年には道路工事の爲多數の邦人が渡航した。此等の移民は工事完了後一部分栽培業に從事し、他の一部分は小規模なる商業を開始するに至つたが、其の後商業移民相次ぎ、現在比律賓には二千百六十五人の商業者が在留し、貿易商百四十七、陶磁器、雜貨、食料品等の物品販賣業は四百四十五で、マニラ、イロイロ、セブー、ダバオ、ザンボアンガ等各地に散在して居る。

邦人商店の主要なるものを擧ぐれば、貿易商にはマニラの三井物産支店、三菱商事支店を始めとして岸本商店、大阪バザー、大同貿易支店、金貨メリヤス、神戸バザー、森自轉車商會、ダバオに於ける三井物産ダバオ出張所、太田興業、エス・ナカジマ等がある。物品販賣業にはマニラに高橋兄弟商會、日本バザー、イデアル・バザー、高橋商店、イロイロ州の東京バザー、セブーの大正バザー、ボンボアンガの旭バザー、ダバオの大阪バザー支店、飯崎、松尾、山路商店等がある。

(三)　英領馬來に於ける商業

英領馬來に於ては千六百六年頃當時葡萄牙植民地であつたマラツカに日本人街を建て商業に從事し相當繁榮を誇つて居たが、德川幕府の鎖國令に依つて絶滅に歸して了つた。其の後明治の初期から大正の中期にかけて邦人の渡航相亟ぎ、商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものがあつたが、大戰後の不況と數次に亙る準備の日貨排斥とに因つて非常な苦境に陷つて居たが、一昨年來の我國輸出貿易の進展に伴ひ漸く其の勢を挽回しつつある。

現在英領馬來には千百十三人の商業者があり、新嘉坡に最も多く彼南・ジヨホール州等に分布して居る。貿易商六、陶磁器、硝子製品、呉服類、自轉車、雜貨等の物品販賣業百七十九がある。其の主なるものは貿易商には三井物産、三菱商事新嘉坡支店を始め、株式會社千田商會、加藤株式會社、弘榮商會があり、物品販賣業には南洋商行、日本賣業株式會社、越後屋呉服店、伊勢屋、仲川商店、櫻商會、南洋印刷所、都電氣商會、隆弘藥房、日本藥房、ロビン商會等があつて相當活躍して居る。

(四)　伯剌西爾に於ける商業

伯剌西爾國に於ける在留邦人の九割迄は耕作に從事し、商業人員は僅に千三百二十四人に過ぎない。大部分サンパ

ウロ州内の各都市に在つて陶磁器、玩具、雑貨、食料品等の物品販賣業に従事して居るが、農産物集散の爲、農産物仲買商として深く奥地に活躍してゐる邦人も尠くない。

現在貿易商九、物品販賣業五百二十一であるが、未だペルー、蘭領東印度に於ける邦人商業の如き大勢力を有するに迄には至つて居ない。其の主なるものは貿易商にサンパウロ市の瀬木無限責任合資會社、合資會社蜂谷兄弟商會等があり、物品販賣業はサンパウロ市の中矢商店、サントスの萱山商店、リオ・デ・ジヤネイロの蜂谷兄弟商會、ブラジル合同物産株式會社等がある。物産仲買商にはサンパウロ市にホテル・ジユキア、日伯物産株式會社、リベロンプレートに大海商店、プロミツソンにカーザ・東山等があり相當成績を擧げて居る。

(五)　ペルーに於ける商業

ペルーに於ける邦人は明治三十二年より數回に亘つて農業移民として渡航したものであるが、當時ペルー國の勞働條件劣惡にして奴隷と異らず、獨立せんとするも土地の獲得困難であつた爲、次第に耕地を去り現在に於ては總在留人口の八割は首府リマ及其商港カイヤオに集中して陶磁器、食料品、雑貨等の物品販賣業、珈琲店、理髪店等の職業に從事して居る。

現在ペルーに於ける邦人商業人員は五千八十六人にして、貿易商十五、物品販賣業千四百十四あり、資本總額約千四百萬ソレースに及び日、秘、支、伊人の競爭激烈なる間に在りて克く優勢なる地位を保つて居る。其の全國に亘る强力なる小賣網の擴張は實に目覺しきものあり、英、米、獨の外商と雖も商品の販賣には邦人小賣商の勢力を無視し得ざる狀態にして、其の勢力は益々增大の傾向がある。

邦人貿易商は數は多いが資力薄弱にして外銀筋の信用も得られず、又固有の金融機關を有せざる爲大量の取引を爲すものは殆んどない。

小賣商も近時の經濟的不況と政情不安の影響とを受けて競爭激烈となり、邦人間に於ても亦競爭起り、下級職業を營む者の中にはペルー下層階級と競爭するもの出で、排日的氣勢を惹起する處あるに至つた爲、在留邦人相計り新事業、新方面への轉換策として地力農產業の開發、森林地方への移住、新規開店の制限禁止等の自己整理案を樹て、其の一部は既に實行されて居る狀態である。

邦人商店の分布狀況はリマ、カイヤオ兩市最も多く其の半ばを占め、リマ縣下のチヤンカイ、カニエテ、レツテス等の棉花耕地に多く分散して居る。

商店の主なるものを擧ぐれば貿易商にはリマに野々宮商店、石井兄弟商會、未富商會、林商會があり、モリエンドに古屋商會、トルヒーヨに有馬商會等がある。

物品販賣業にはリマに佐藤金物店、屋宜松商店、カイヤオにエル・ソール・デル・パシフイコ、ワンカーヨに奥川商店、サンニコラスに近藤商店、サイアンに坂本幸二郎商店、カサグランデに小泉富治商店、アヤクーチヨに石川貞一商店、サンピセンテに葉山左五一商店、サンハシエントに岡森勇次郎商店等がある。

(六)　メキシコに於ける商業

メキシコ國に於ける商業者は明治三十年頃より明治三十六年にかけて渡航し、炭坑、砂糖耕地に入つて勞働に從事して居た邦人が風土病と內亂の爲失敗に歸し、其の半數は都會に移つて商店を經營したのに始まる。

現在メキシコ國には八百二十二人の商業者が在留し、メキシコ市を始めコアウキラ州、コリーマ州、チウアウア州、シナロア州、ソノラ州等各地の都市に分散して居る。

貿易商六、雜貨、藥品、食料品等の物品販賣業三百九十七がある。其の主なるものは貿易商のラ・ハポネサ(辻愛子)、大陸企業株式會社、ラ・ハポネサ(辻眞)、物品販賣業のラ・ヌエバ・ハポネサ、エル・セルロイデ、テイエンダ・アシエンダ、玉浦商會、エル・ソル・ナシエンテ、東京商會、藥種商のボティーカ・ハポネサ(古川常吉)、ボティカ・ハポネサ(岡精一)、農產物仲買商のアシエンダ・サンピセンテ、ポプラール等である。

(七)　亞爾然丁に於ける商業

亞爾然丁國に於ける邦人商業の濫觴は日露戰捷の直後神戸貿易商瀨波文平氏が單身商品見本を携へて渡航し、首府ブエノスアイレス市フロリダ街に邦品紹介の爲最初の陳列店を開店したるに始まり、其の結果當國人間に非常なる好評を博したる爲其の後漸次神戸、横濱の各貿易商人等は進で店舗を當市に開設し盛に取引が行はるるに至り、遂に今日の如き日亞貿易の隆盛を齎らすに至つたのである。日亞貿易の益々親密の度を加ふるに至り商業移住者も年々增加し、現在當國の商業者は約八百八十七人にして大部分は首府ブエノスアイレス市に集中し、其の主なる貿易商九、陶磁器、絹綿布、貝釦、雜貨等を取扱ひ物品販賣業は八十一を算す。貿易商としては日亞貿易の先驅者たる瀨波文平商店を始とし、三井物産、高嶋屋飯田株式會社、日本棉花代理店、原商店、辻才次郎商店、山田商店、勝田商店、村井商店等又邦人唯一の美術骨董品商としてラ・メゾンサツマ横濱商店其の他カフエー店としては內外人間にカフエー、東京として普く知らるる貝原商店等がある。

ニ　工　業

概　況

昭和八年末の外務省の調査に依ると、南洋、中南米に於て邦人の工業に從事せる數は四千七百九十八人であつて他の產業と比べて甚だ不振である。且つ其の內容を見ると甚だ貧弱であつて內地の工業者が資本と技術を持つて進出したものは極めて少なく、其の多くは農業者の轉業したものである。從つて移民の歷史の古いペルー、メキシコの如き國に於ては其の數も多く又相當成功者もある。又農業者の轉業したものが多い結果大工、石工、塗工、洗濯業者、飮食料品嗜好品製造と云ふ工合に在留邦人目當か又は工業的技術から見て低級な業種に從事する者が多い。然し後に述べる如くメキシコに於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、帽子、印度に於ける紡績、燐寸等邦人專業として誇り得べき事業もある。大體に於て工業に從事する邦人は成功をして居る樣であり又漸次高級な工業に移りつつある現狀にある。又最近に於ける通商事情に依つて本邦の工業者が海外に事業を起さんとする情勢が漸次盛となりつつあるのは喜ばしい現象と云ふべきである。

(一)　南洋に於ける工業

南洋の如き天然資源に富める地方に於ては加工工業又はローカルの工業で有望なものが少くないが、其の資本は主として支那人及歐洲人の手にあつて、邦人の資本と技術に依るものが少く甚だしく立遲れて居る。昭和八年末に於て工業に從事せる邦人の數は一千八百八十五人で、其の內一千二百十四人は比律賓に、三百五十人は英領馬來に、二百八十六人は蘭領印度にある。主なる業種としては紡績、椰子油、燐寸、精米、清凉飮料水、石鹼、製氷、鐵工、自轉車修繕、タイヤ修繕等の諸工業を擧げ得るも、印度に於ける紡績、ビルマに於ける精米、燐寸、比律賓のシヤツ加工、メリヤス、菓子、瓜哇に於ける椰子油等の諸工場を除いはて未だ小規模のものが多い。然し大體に於て堅實なる發達を遂げつつあることは認めることが出來る。殊に最近に於ける各國の關稅引上げは本邦業者を刺戟し海外に於て工業を營まんとする情勢が濃厚になつて來た。其の一例としては比律賓に於けるカンバス靴

の關稅引上げの結果最近同地に本邦の資本と技術に依る四、五のカンバス靴工場が設立らせるに至つた。

(三)　中南米に於ける工業

中南米諸國に於ては未だ工業が充分に發達せず工產品の大部分を輸入に仰いで居るが、各國共產業の工業化促進の爲に高率な關稅其の他の方法に依り國內の工業を保護奬勵して居るから有望な工業が少くない。然し邦人の工業に從事して居るものは少く、昭和八年末の統計に依ると二千九百十二人に過ぎない有樣で、其の內亞爾然丁に一千百十四人、ペルーに五百三人、メキシコに百九十四人となつて居る。而して前に述べた如く其の大部分は小規模なものであるが、墨國に於ける石鹼、絹織物、ペルーに於ける電球、ゴム製品、帽子、亞爾然丁に於ける絹織物の諸工業は日本人の事業として誇り得るもので、殊にペルーに於ける電球事業は同國の製造事實權を持つて居る點に於て注目されて居る。最近此の方面に對しても本邦業者の進出を見んとしつつあるのは好ましい現象である。

第三節　海外拓殖事業の指導奬勵に關する施設

第一項　政府の指導

第一　海外資源の調査及紹介

邦人の海外企業として有望なる新資源の獲得は、海外進出の國際競爭に立ち後れたる我國として、將又主要工業原料品及特殊食料品等を海外よりの輸入に仰ぐ狀態に在る我國としては一日も之を怠にすべからざる實情に在る。然るに此等資源の獲得に關しては、地理、氣候、風土、交通、衞生に關する狀態及企業し得べき產業の種類、企業方法、採算關係等に關し、科學的にして且つ精密周到なる實地調査を必要とするのであるが、斯かる調査は專門家をして相當組織的に行はしむることが必要であり、且つ地域遠隔、交通不便等の關係上多額の經費と日子とを要するから、從來內地企業家の熱心なる希望あるに拘らず一部の資本家を除いては容易に企畫し得なかつたところである。然しながら今日の我國に於ては企業團體の海外進出を圖り、工業原料の合理的取得に依り、國內產業の振興を圖ると共に一方海外市場の開拓、貿易の促進に依り失業問題の緩和と國民精神の作興とを圖ることが極めて緊要なことである。故に政府は特に海外に於ける資源の中

一　企業の見込あるもの

二　內地工業と聯絡を有し、其の原料を內地に供給し得るもの

等に付て、民間事業の各方面に於ける調査に援助と指導とを與へ之が具體化に努めて居る。

第二　移住適地の調査及紹介

國內の現狀に鑑みて成るべく多數の移住適地を海外に調査し、其の中有望なるものに對して敏速に具體的な移住計畫を樹てて最も安全に且つ平和的に邦人を移住せしむることは極めて緊急である。然るに斯くの如き調査は前述の海外新資源の調査と同樣に極めて實行困難な種々の事情があり、移住を希望する個人又は團體だけの力では容易に計畫し實行し得ない場合が尠くない。斯くて邦人の發展を期し得ない憾があるから政府は昭和四年度以來成るべく民間に於ける此の種調査に援助を與へ、將來邦人の移住し發展する見込のある地方に付て各般の事情を調査せしむると共に、他國實際に移住者を入植せしむる場合に於て必要なる具體的計畫に關し實地に就て試驗調査せしめて居るが、將來此

の種の調査に依り新なる移住地を建設し得る見込である。

第三　各種産業に對する指導

今日我が海外發展の基礎を爲して居る海外移植民又は拓殖事業に從事して居る者は、徒手空拳海外萬里の異鄕に活躍して居る者が寧ろ多數で、此等は多く技術的智識、經驗を缺き、爲に往々にして豫期しない失敗を招くことがある。故に當省は、適地適業の技術的指導を企圖して居る。例へば伯剌西爾サンパウロ州に於ける移民は多く珈琲單作に傾し、爲に一朝珈琲の不作又は不況に遭遇すれば十年辛苦の結果が忽ちにして水泡に歸するの狀態である。故に珈琲栽培に關する基本的指導を爲すと共に、他面珈琲單作の危險分散の爲に珈琲以外の栽培物にして、珈琲と併作し得られるものに關して調査指導を爲すこととして居る。南洋に於ける護謨栽培業者に對しても同樣の指導を爲して居る。以上の施設を行ふ爲に昭和四年度から邦人事業の集團せる海外福要の地に技術職員を配置又は增置し、（以前はサンパウロ市に少數の技術員が居たのみである）專ら邦人移民の農事及各種の拓殖事業の指導に當らしめて居る。

第二項　政府の助成

第一　産業施設に對する助成

海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾニア産業研究所等の如く海外萬里の異域に於て邦人の爲に移民事業を經營する諸團體の事業は、其の事業地が遠隔で且つ其の模本に於て多分に公益的性質を有するから、事業計畫當初に於ては相當の成果を豫想して計畫しても、其の實際に當つては國家に於て相當の指導と助成とを與へなければ到底所期の目的を達成することが出來ず、又將來の發展を期し得ないのを常とする。仍つて政府は此等の事業經營團體に對して特に移民の常に利用する産業諸施設卽ち倉庫、精米所、製材所、珈琲精製場、繰棉工場其の他道路等の建設費に對し相當の補助金を交付し事業の發達を期して居る。又海外に於ける邦人の鮪業、水産業、倉庫業等の如く移民事業を伴はざる拓殖事業を經營する諸事業に對しても、同樣の理由に依り其の施設費に對して相當の補助金を交付し、此等拓殖事業の發達を期して居る。

次に玆に特記すべきものに在伯邦人産業組合に對する助成がある。伯國に於ける邦人移民が次第に其の數を增し、各地に發展して集團地を形成するや、此等の集團地に於ては産業組合の必要を感じ、之が設立を見たもの既に五十一組合（其の中法律に依る正式組合は十三組合）に達せんとして居る。産業組合は組合員に相互扶助、共存共榮の良風を馴致し、小産業の發展を助長するものであるが、伯國に於ては此の外尙特殊の意義を有するものである。卽ち移民集團地自治の基礎を確立するのみならず、將來在伯同胞の金融に關して有力なる資金運用機關として中心的活動を爲す使命を有するものである。然るに既設の組合は孰れも設立日尙淺く、未だ倉庫、事務所、精米所其の他の工場等は未だ整備せざる狀態である。從つて此等の産業組合の産業施設に對して相當の補助を與へ、以て組合をして充分なる活動を爲さしむべく努力して居る。而して是は單に伯國に限らず、南洋方面に於ても邦人移民の此の種自治的組織の出現する傾向に在り、比島ダバオに於てマニラ麻栽培に從事して居る邦人間にも既に二、三の産業組合が設立されて居る。政府は此等南洋方面に於ける産業組合又は漁業組合に對しても勿論、伯國に於けるものに對すると同樣可及的助成の方針を採つて居る。

第二　公金施設に對する助成

一　敎育施設

政府は邦人が一地方に多數集團し子弟に對する教育機關設置の必要が認めらるる場合には、教育會を設立せしめ小學校の開設を爲さしめ、之が建設維持に要する經費に對しては相當の補助金を交付する外、教師の派遣を斡旋する等異鄕に在る者の子弟教育に遺憾なきを期して居る。現在中南米諸國、滿蒙、支那、南洋方面に於て邦人の集團する大都市又は移民地には殆んど小學校が設けられて居る。

然し邦人の數未だ多からざる地方に於て勿論何等教育施設無く、爲に子弟の教育に付不便を感じて居る地方も尠くはない。此の點に付ては相當考慮中である。

二　衞生施設

海外に於ける邦人の爲に衞生施設の必要が認めらるる地方は商業其の他の爲に邦人の多數集團せる都會地ではなく、寧ろ都會より隔りたる奥地の農業地帶である。卽ち伯剌西爾に於けるイグアペ植民地、移住組合の經營するチエテ及バストス移住地、アマゾン地方に於ける南拓植民地の如き交通不便なる地方に建設せられた植民地、若は南洋方面に於ける護謨園、麻園等の如く交通不便にして其の上何等施設の見るべきものが無く、然かも事業の性質上多數邦人の集合せる地方である。斯くの如き植民地若は拓殖事業地に對し政府は從來補助金を交付して警察施設を爲さしめ、邦人に對しては勿論、地方土着民に對しても公益的に警察の使命の發揮に努めて居る。

三　移住者收容所

伯剌西爾其の他遠隔の地に於ける植民地に、內地より渡航して移住する者が移住地到着と同時に彼等の住むべき住宅を造ることは不可能なことである。玆に於て移住者が各自の住宅を完成する迄假の宿とするバラックを準備し置くことは移住地經營上の必須條件であるが、之は移住者保護を目的とする施設である爲、政府は從來此の種の施設に對し補助金を交付し移住地到着の移民に不便なからしむることに努めて居る。

第三　拓殖金融に關する施設

海外拓殖事業は外國領土內に於ける事業であり、且つ主として未開地に於て行はるる事業であるから、內地の事業に比し種々なる點で不便と困難とを伴ふものである。從つて政府に於ても之に對しては特別の保護助成の施設を爲さねばならぬことは既述の通である。而して此等施設中現在最も必要とせられて居るものは金融上の施設であらう。我國の海外拓殖事業は地域及事業の性質上、之を南洋方面に於けるものと南米方面に於けるものとに大別せられることは前述の通であるが、拓殖金融の觀點からも亦此の區別は必要である。

一　南洋方面

南洋方面に於ける邦人拓殖事業は護謨、麻其の他栽培事業、木材事業、鎖業及水產業等であつて、此の種の事業は資金固定し其の割合に利益の擧らないものであるから、之に對する金融も亦自ら長期低利のものでなければならぬ。卽ち普通銀行の如き金融機關に依る金融では不適當であつて、蘭領東印度に於ける拓殖銀行（カルチュアバンク）の如き特殊機關を必要とするのである。

蘭領東印度には七、八箇の拓殖銀行があつて、農業金融、農業直營及農業管理を主要業務とし、事業家に低利長期の貸付を爲し擔保流れの際は其の事業を引受けて之を經營する能力を有して居る。拓殖銀行が自から農業の直營管理を爲すことは拓殖事業に對する理解を深からしめ、從つて貸付が圓滿に行はれ、確實なる事業家は其の利益を享受することが出來、拓殖事業の發展に資するところ著大である。蘭領東印度に於ける和蘭の拓殖事業が成功したのは、斯くの如き適當なる金融機關が整備して居たことに據るところが多い。

然ろに我國の立場から觀れば、從來バタビヤ、スラバヤ、スマラン、マニラ、シンガポール、西貢、海防等に正金銀行、臺灣銀行、華南銀行、三井銀行等が支店を設け其の他の地方に代理店を置いて居るが、此等の金融機關は主として貿易金融に從事するものであつて、其れすらも未だ充分と云ふことが出來ず、況んや長期事業資金、不動產金融等に付ては遺憾の點が少くない。更に一般內地普通銀行に至つては拓殖事業に對して理解を有しない爲從來は勿論今後と雖も新規貸出を爲す見込がない。

又外國金融業者は我が國人の事情に通じない爲貸出を好まず、假令貸出しても其の條件が極めて不利であつて、邦人事業家は常に金融機關に於ては外人に比し大なるハンデイキヤツプを附せらるるの狀態である。

南洋に於ける邦人の拓殖事業が諸外國の其れに比して不振なる理由の一半は實に此處に存すると云つても過言ではない。

玆に於て邦人事業家に對し長期低利の金融を爲すため特殊の金融機關を新設しようと云ふ說もあり、最近この要望は益々盛となつて居るが、從來財界其の他の事情により之が急速の實現は至難にして適當なる既設の機關を利用するより外に途がなかつた。

先ず第一に東洋拓殖株式會社は其の業務の組織の點で關領東印度に於ける拓殖銀行に類するところが多いので、當省は東洋拓殖株式會社を南洋に進出せしむることとし、其の第一步として自ら南洋に農園を經營せしめて拓殖金融の經驗を積ましむることとし、他方邦人企業家に對する金融の途に當らしむることとした。其の最近の例としては昭和六年九月スマトラ護謨拓殖株式會社外三社合同の借款團に對して四十八萬圓の融資を斡旋したるが如き、又同六年九月比島に於ける麻栽培業者に對して早害麻改植資金二十五萬圓の融資を斡旋したるが如きこれである。

東洋拓殖株式會社は南洋金融の主流を爲すものであるが、臺灣銀行及華南銀行も亦其の傍系を爲しバトバハ火曜會に加盟せる二十五護謨園に對し、石原產業海運合資會社保證の下に華南銀行よりの融資を斡旋した。

又比島に於ける邦人マニラ麻栽培業の中心地たるダバオに於ける產業組合は、東洋拓殖株式會社及華南銀行より金融を受けんとし、其の他南洋各地に此の種自治的產業組織を作り其の地方の產業合理化と共に金融の途を講ぜしめんと努力して居る。

二　南米方面

次に南米殊に伯剌西爾に於ける邦人の拓殖事業は珈琲、米、棉花等を栽培する小企業者を主として居る關係上、之に對する金融は南洋に於けるものとは稍其の趣を異にして居る。

從來伯剌西爾に於て之が金融に當つて居たものは主としてサンウバロ州銀行、ノロエステ銀行、コメルシアル銀行、商工銀行等の伯剌西爾銀行とコムミツサリオと稱せらるるものとである。コムミツサリオは伯剌西爾の特殊事情に基いて發生したものであつて、農產物の委託販賣事業を本體とし、之に附帶して其の收穫物を擔保として短期又は一年位の中期の金融を放して居る。

伯剌西爾在住の邦人農業者は廣大なる面積に然かも漫漫なる地方に小集團を成して點在して居る爲、伯剌西爾銀行の利用は充分に行はれず、寧ろ前述のコムミツサリオか農企業者に對する金融機關として最も恰好のものであるが、現在邦人にしてコムミツサリオを經營して居るものは唯東山農事株式會社あるのみであつて、不況時等には特に金融に困難を感ぜざるを得ない狀態である。

玆に於て伯剌西爾の特殊事情に適應したる農事金融機關を設置することは刻下の急務であつて、當省に於ても大い

に之が解決策を攻究して居るが、先づ金融の基本的組織たる産業組合の設立助成竝に之が發展に努力して來た結果、前途の通在伯邦人産業組合は益々發展して居るのである。

近時南米方面に於ても大規模の農企業を爲す者續出し、之に對しては南洋同樣長期低利金融の途を開く必要があるので、之に關しても其の對策を攻究して居る。

第四節　財團法人日滿棉花協會及財團法人日滿緬羊協會

第一項　財團法人日滿棉花協會

第一　設立の趣旨及沿革

我國に於ける棉花の輸入額は毎年數量約十億八千萬斤、價額約四億八千萬圓の巨額に上り國內需要量の殆んど全部を海外に仰ぐの現狀に在る。斯の如く我國產業の基調とも言ふべき紡績原料の大部分を我が領域外よりの供給に俟つが如きは近時の世界經濟界の動向より觀るも洵に寒心に堪へざるところであつて、之が原料確保を策するは極めて喫緊を要する時務である。然かのみならず日印通商條約問題其の他現下內外諸般の情勢益々急迫を告げ棉花自給の一日も忽諸に附するべからざるの實情に鑑み、昭和八年夏當省主催の下に開催せる外地經濟懇談會棉花紡績委員會に委囑して之が對策の樹立を急ぎ、銳意調査研究を遂げたる結果其の大綱の決定を見るに至つたが、右に依れば「棉花適地たる朝鮮及滿洲に於て速に極力棉花栽培の奬勵助長を企圖すべし」との要旨にして、本邦棉花需給の將來に寄與すると共に日滿經濟提携の本義に則し、將又同國竝に朝鮮產業開發の上にも適當且つ劃切なる方策なりしを以て、玆に財團法人日滿棉花協會を設立し滿洲に於ける棉花栽培奬勵機關たる滿洲棉花協會等とも協力して叙上の目的達成に努むることとなつた。

而して同協會の基金は總額を二百萬圓と豫定し、內百萬圓は棉花紡績同業者の出捐、殘餘は南滿洲鐵道株式會社其の他の出捐に據ることになつたが、政府に於ても本事業の國家的重要性に鑑み右基金竝に經費の一部を補助して其の目的達成に資せしむるの要あるを認め、昭和九年度に於て總額十五萬圓の補助を行つた。仍て直ちに財團法人設立に關する諸般の準備を進め昭和九年四月十八日本協會の設立を見た。

斯くて具體的事業に着手すると共に大阪及朝鮮に支部を設置して其の機構を整備した。

第二　事業の概要

本協會の事業は寄附行爲に記載するところであるが、之を列擧すれば次の如くである。

一　棉花栽培の奬奬
二　棉花實買の斡旋
三　品評會及講習會の開催
四　棉花及棉業に關する調査及研究
五　其の他棉花及棉業に關する諸般の事項

而して昭和九年度の事業としては、滿洲に於ける棉種子の配付、朝鮮、滿洲及關東州に於ける棉作品評會、講習會竝に棉花栽培の調査研究等を主たるものとし、之が事業資竝算は次の通である。

滿洲棉種子配付費　三一、一六四圓

滿洲及朝鮮棉作奬勵費	一二、七二二圓
棉花栽培調査及試驗研究費	三、三〇〇圓
計	四七、一八六圓

此等協會事業に依る指導奬勵の結果、滿洲及朝鮮に於ける棉花栽培の氣運頓に勃興し、特に滿洲に於ては從來に比し約一萬五千町歩餘の作付增加を示し著々其の效果を收めつつある。

第二項　財團法人日滿緬羊協會

第一　設立の趣旨及沿革

羊毛は國民生活の必要品である許りでなく國防上にも亦必須の軍需品であるが、我國に於ては地價の不廉、放牧地の缺乏等に輓せられ緬羊飼育は他の牧畜業に比し實に微々たるもので、從つて國內需要額二億封度の殆んど大部分は滿洲其の他の外國よりの輸入に俟つ外はない狀態である。

斯かる事態は國際貸借關係上非常な損失を招くは言ふ迄も無いが、國防上にも由々しき大事であつて我が勢力圈內より羊毛の供給を確保して置くことは國策上喫緊の時務である。

關つて友邦滿洲國は夙に緬羊飼育適地として知られ國民も亦緬羊飼養に大なる關心を有して居る。故に滿洲に於ける緬羊の改良增殖を助長するは羊毛の供給地の確保は勿論、日滿經濟ブロック形成の一助ともなるは爰を容れないところである。

又我國の領域內に於ても朝鮮殊に北鮮地方は緬羊飼育地として有望視されて居り、飼育熱も漸く高まりつつあるから此の地方の緬羊增殖を圖れば羊毛の供給は益々潤澤になることが出來、產業開發上の效果も期待されるところ多い。此の見地より昭和八年夏當省主催の下に緬羊に關する懇談會を開催して斯界の權威、羊毛工業者等の意見を徵した結果、羊毛工業會及南滿洲鐵道株式會社其の他の民間有志の出捐を以て基金二百萬圓の財團法人日滿緬羊協會を設立した。政府に於ても本事業の重要性に鑑み右基金竝に經費の一部を補助して其の目的達成に資せしむるの要あるを認め、昭和九年度に於て總額十萬圓の補助を行つた。本協會は滿洲及朝鮮に於ける（一）緬羊の改良及增殖、（二）生產羊毛の調查、紹介、通報及賣買の斡旋、（三）共進會及講習會の開催、（四）緬羊の改良及增殖に關する研究及調查、（五）其の他緬羊の改良增殖竝に羊毛に關する諸般の事項等の事業を行ひ、滿洲及朝鮮の緬羊の改良增殖に當ることとし、更に各地方の特殊事情に適應した事業を行ふ爲滿洲國新京及朝鮮京城府に支部を設け、前者を滿洲支部と稱し滿洲國當局と適宜連繫を保ちつつ滿洲國の緬羊改良事業に携はり、後者は日滿緬羊協會支部朝鮮緬羊協會と稱して朝鮮總督府の該事業を側面より援助することとした。

第二　事業の概要

昭和九年度に於ては、事業は差當り滿洲特別農業移民團に對しコリデール種牡羊四十頭、蒙古在來種牝五百十四頭を無償貸與して共同管理せしめ、彼等の被服の自給自足及現金收入の途を與へると共に緬羊改良竝に增殖の一端に當らせることとし、一方彼等の緬羊智識の涵養を圖る爲同移民團屯墾地永豐鎭及湖南營に講師を派遣し約月餘に亙つて緬羊飼育管理及羊毛羊皮加工の講習を行ひ、更に滿洲國當局の希望により公主嶺に於ても右の講習會を開催した。又羊毛羊皮の加工利用試驗を滿蒙毛織株式會社に委託し將來に於ける新利用方面の開拓等の研究を行はしめつつある。

支部に於ても夫々地方的の計畫を樹て滿洲支部では農家の副業的羊毛羊皮利用方法に力を致すこととし、滿洲國、南滿

洲鐵道株式會社、日滿緬羊協會が共同して機械器具の購入、技術員、事務員を屈傭し羊毛加工事業に着手して居る。一方朝鮮支部に於ても緬羊購入の斡旋或は咸興及羅南に講習會を開催し、緬羊飼育管理の講習、羊肉の宣傳等著々と其の實を擧げて居る。

斯くして昭和九年度の協會事業は順調に進捗し比較的好成績を收めつつあるが、昭和十年度に於ても益々此の事業の徹底を圖る爲略々同樣の事業を行ふ豫定である。

附錄　滿洲事情一般

附錄 滿洲事情一般

第一章 滿洲の境域、地勢、氣象、面積及人口

第一節 境域と地勢

滿洲の領域は奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、間島、三江、黑河の十省及興安四省を包含する。

滿洲は西は蒙古及支那本土に、東北は露領西比利亞に、南は朝鮮及黃海に接して居る。東經百十七度より百三十五度に及び、北緯は歐洲大陸の南半と同一である。又大連と同緯度の地としては秋田、平壤、天津、アテネ、リスボン、桑港等があり、新京と同緯度の地としては旭川、浦潮斯德、馬耳塞、市俄古、ボストン等がある。

地勢は大體に於て二大別される。一は西部及北部なる遼河松花江流域に屬する平原部と、他は東より南部に亘る山岳地である。而して其の中央部は地勢最も高く略南北に兩分されて居る。南方の傾斜は長白山脈を起點として遼東及朝鮮南部に向ひ、北方の傾斜は一部分黑龍江に延びて居る。

滿洲は山岳に富み、長大なる河川に潤ひ、廣大なる平野が到る所に在る。卽ち東には長白山脈、西には陰山々脈及大興安嶺、北には小興安嶺がある。然かも滿洲は高山に乏しく僅に長白山脈中の白頭山が二千七百四十餘米で、其の他は何れも一千米內外である。而して廣大なる平野は南方渤海に向つて展開されて居る。河川の大なるものは黑龍江及其の支流である松花江、嫩江、烏蘇里江、豆滿江、鴨綠江、遼河等である。此等の大水系は廣袤百十九萬一千方粁の

滿洲の地域を貫流し、農耕の灌漑、舟筏の利便を惠み、人文の發達に對して多大の寄與を爲して居る。

大平原は前記の河流に沿ふて展開し、其の主要なるものは松花江及遼河流域、齊々哈爾一帶及興凱湖畔の平原等である。滿洲の平原は北滿洲に於て五分の三以上を占め、特に黑龍江の北部より起つて滿洲の中央部へ亘る平原は最も廣大である。

更に南滿洲の遼河流域、東部の伊通河流域、北部の嫩江流域より蒙古平原へかけて萬里の沃野が展開されて居る。東部蒙古の一部の原野は沙漠性を帶びて居る。

湖沼は甚だ少く其の大なるものを擧げると、吉林省と沿海州との境界線に跨る興凱湖、吉林の東方に在る鏡泊湖、興安北分省に在る呼倫池（グライノール）及貝爾池（ボイルノール）等である。東部內蒙古の低地には降雨量に應じ、或時は湖水となり、他の時は乾涸して平地に化する形狀不定の所謂一時的湖水が少くない。海岸線は甚だ短く唯黃海及渤海岸に一千百粁あるに過ぎない。

第二節　地質

滿洲の地質は北支那及朝鮮と共に地質學的歷史上亞細亞大陸の東緣をして居た關係から其れ等と極めて相類似して居る。卽ち其の特徵としては海成層の最も若きものは上部石炭紀時代のもので、其れ以後は海成層を缺き之れに加ふるに石炭及植物化石等を出す陸成層から成つて居る。

從來の調査の結果によれば、南滿洲に於ける地層及岩石の種類は大略左の如く分類せられて居る。

一　大古代層　　片麻岩、片岩、結晶質石灰岩

二　前寒武利亞紀層　　片岩、苦土質石灰岩、粘板岩、硅岩

三　寒武利亞紀層　　苦土質石灰岩、頁岩質石灰岩、硅質砂岩、頁岩

四　奧陶紀層　　苦土質石灰岩、頁岩

五　古期古生層　　苦土質石灰岩、頁岩、片岩、礫岩

六　二疊石炭紀層　　砂岩、頁岩、含化石石灰岩、炭層

七　侏羅紀層　　砂岩、頁岩、礫岩、凝灰岩、炭層

八　第三紀層　　凝灰岩、頁岩、砂岩、油母頁岩

九　第四紀層　　黃土、粘土、砂礫

一〇　古期酸性岩類　　花崗岩、閃長岩、斑岩

一一　古期鹽基性岩類　　玢岩、閃綠岩、輝綠岩

一二　新期噴出岩類　　玄武岩、安山岩、石英粗面岩

化石は滿洲に於ては各地より發見せられ其の種類も少くない。三葉蟲、腹足類、頭足類、翼足類等の如き古生代動物化石を始め撫順、煙臺、本溪湖其の他炭田に於て石炭に伴はれて發見せらるる諸種の植物化石、撫順露天掘から採つた淡水產龜の化石、昌圖附近にて發見せられたる爬蟲類の卵其の他哺乳類の齒牙、骨骸等其の種類極めて多い。

第三節　氣象

滿洲は其の地形が概して山地高原又は廣漠たる平原であつて海洋に面する部分が少く、南の一部沿海地帶と雖も海流

の影響が弱く、境域の北は西比利亞の平野に、西は蒙古の高原に接するので此等の影響を受けて自ら大陸的の酷烈な氣候となるのは實ふ迄もないのである。其の特徴は夏と冬との較差が極めて大で冬期の寒威凜烈なるに對して、夏期は又頗る酷しく、中間の季節である春と秋とが極めて短いことである。

斯くの如く氣候に特質を有して居ることは主として滿蒙に近接せる四隣の氣壓の配置關係に依るもので、卽ち冬期は概して北西の蒙古高原方面に高氣壓を生じ、時としては七百八十粍以上に昇ることがある。此の場合には南支那又は東支那海方面に低氣壓を生ずるのが常で、斯る狀態が毎年凡そ十月下旬頃から翌年の四月上旬頃迄續き、此の期間は概して低溫乾燥の北西風が吹き、殊に十二、一、二の三箇月は高低兩氣壓部の傾度が頗る大となるので寒さが最も酷しく、遼河、鴨綠江、松花江等の結氷期は略此の期間と一致し、南部地方を除いては海面迄結氷し、大連灣の如きも輕微な流氷があり、其の防波堤內には薄氷を見ることがある。

然るに四月中旬以後になると氣壓の配置が轉換し、蒙古高原方面に低氣壓、南支那方面に高氣壓が發生し易く、濕氣を帶びた南風又は南東風が吹き、氣溫高まり濕度も亦大となり降水量も增加し草木が急に發芽繁茂して花を開くので ある。八月中旬となると氣溫稍低下し九月に入ると旣に冷涼を覺える。次いで同月の下旬には北滿地方には早くも霜を結び、十月以後には再び冬期的氣候の特徵を示すのである。

又一日中の變化を觀るに晝夜の較差が大であることも大陸的氣候の一特色である。尙寒波と溫波との轉換が稍規則正しく、殊に冬期に於ては凡そ一週間內外の周期を以て反覆する所謂三寒四溫の變化を生ずるのも高低兩氣壓の交替轉換に起因するに外ならない。

降水量は一般に少量で平均して全年六百粍內外であるから、日本內地の同緯度の地方に比べて二分の一乃至三分の一に過ぎない。一年中では七、八、九の三箇月が最も多く、此の期間には全量の六十乃至七十パーセントを降らし、就中八月を最多とし二月を最少とする。更に滿蒙の氣象上の特徵として擧ぐべきは風速が平均して內地よりも大なること、春の三、四、五月の頃蒙古高原方面からの西風に依つて細塵が盛に吹き送られ、所謂「黃塵萬丈天日爲に昏し」を文字通に現出することが多いこと等である。

第四節　面積、人口及住民

滿洲國の新制十省の面積、人口に就き奉天省公署の昭和九年九月調査發表に依れば次の通で、總面積は八十八萬二千百九十三方粁、人口二千八百二十萬九百八十七人である。

省別	面積(單位方粁)	人口	密度
奉天	八六、二一六	九、三九七、三〇二	一〇九人
吉林	八九、九一〇	四、六五六、六九七	五二
龍江	一二五、五二七	一、九七四、八五七	一六
濱江	一四三、四二五	四、〇三二、〇五七	二八
熱河	一〇二、三三五	二、二〇〇、二五八	二二
錦州	三九、八〇一	二、九三八、七〇九	七四
安東	四八、二二六	一、六四一、二一四	三四
三江	一〇七、五四五	八三三、四一九	八

間島	二九、三九五	一七
黑河	一〇九、八一三	〇・三五
計	八八二、一九三	三二

尙人口の密度を觀るに、一方粁に付率天省は最も多く百九人を算するのに對し、黑河省は最も少く〇・三五人に過ぎない。

更に總面積一方粁に對する人口密度は平均三十二人を示して居る。總次に興安四省の面積は三十八萬四千六百方粁で、滿洲國總面積の約四分の一に當り日本の本土と略伯仲して居る。總人口は其の面積の廣大なるに比し僅に七十七萬二千七百十二人に過ぎず、大體我が富山一縣の人口に比適する。總面積一方粁の人口密度は二十人で人煙稀薄の稱を免れない。漢人は主として都市附近に住し、蒙古人は概して原野を轉々としつゝありて牧業時代を脫せざる蒙古人と、商業農耕を生活の基礎とする漢人との狀態を良く物語つて居る。今各省別面積、人口を示せば左の通である。

省別	面積(單位方粁)	人口	密度
興安東省	一〇四、〇六〇	七五、一三九	〇・七
興安南省	六六、五一三	三四〇、三三八	五一・〇
興安西省	五八、四四五	三一四、三三五	五四・〇
興安北省	一五五、六〇〇	四二、九〇〇	〇・三
計	三八四、六一八	七七二、七一二	二〇・〇

而して前記の十省及興安各省の總人口は二千八百九十七萬三千六百九十九人で、右の中滿洲生粹の土着人たる滿洲人は僅に二百萬乃至三百萬人を算し、漢人の九割に對して一割內外に當るに過ぎない。蒙古人は更に少く四十萬乃至五十萬と稱せられる。

滿洲在留內鮮人の人口は內地人二十三萬八千九百六十人、朝鮮人七十萬二千二百五十一人（昭和九年六月末現在外務省調）で、關東州內の人口は內地人十四萬七千四百十人、朝鮮人二千七百三十二人（昭和九年十月末現在）である。尙南滿洲在留外國人の人口は二千二百五十七人で、其の中關東州內一千四十四人、關東州外一千二百十三人（昭和九年十月末現在關東廳調）である。

第五節　滿洲略史と日本との關係

一　滿洲略史

滿洲は清朝の中期頃迄は滿洲人の滿洲として經營して來た所であつて、此所に住居せる滿洲人は古くより肅愼の名を以て支那本部に聞えたのは三千年以前より二千年以前に亘る間で、松花江支流牡丹江の上流に在る鏡泊湖沿岸（今日の寧古塔附近）に其の本據を置いたものである。肅愼の後に二大國が滿洲に起つた。一は高勾麗で一は扶餘である。此の二族は今より千八百年程以前支那の漢の中葉頃より末期にかけて興つた民族で、高勾麗は鴨綠江沿岸を中心として國を建て、扶餘は長春の西北農安縣を中心とした西遼河の沿岸に國を建てた。此の二國は共に長く繼續したが扶餘先づ亡び、高勾麗も後遂に唐の爲に攻め亡ぼされた。高勾麗の亡びた後同じ滿洲族たる渤海が興隆して高勾麗の故地に據り一國を形成し、其の後更に扶餘の故地たる長

春、農安地方より松花江の流域に至る廣大な地域をも占領し三百年間も繼續した。渤海は後に契丹の爲に亡ぼされたが、契丹の勢力衰ふるに及んで再び此の民族の一派なる女眞族が起つて國を起した。之れ卽ち金である。

金は今より八百年以前に今の哈爾賓附近の阿哈什又は阿勒楚喀城の南方なる白城に興つたのである。金は白城附近に都を置き東南朝鮮の咸鏡北道迄を領有し、其の後西方へ侵略して契丹卽ち遼國を滅し、更に宋を破つて支那の北半を領したが、百餘年を經て蒙古族なる元の爲に亡ぼされた。元滅亡の後明興り明亡びて清が興つた。

清朝は渾河の上流興京附近に興り、明朝を破つて北京に遷り支那本部を統一した。之と同時に其の發祥地の人民も續々支那本部に移住せし爲滿洲は殆んど空虛となるに至つた。然かも此の空地を開放して漢人を容れることは共の故地を奪はるる惧れがあるので、漢人の滿洲に入るを禁じて之れを封禁地と稱した。然るに嘉慶四年の頃より山東の農民が新京附近に移住して耕作に從事する者多く、清朝の官吏が之を發見したる頃には戶數二千餘戶、田地二十六萬餘畝となつて居つた。茲に於て清朝の政府も已むなく封禁を解くと共に、滿洲八族をして其の故地に歸へらしめ田地を耕さしむるの政策を採つた。

其の後支那本部に長髮賊の大亂起つた爲、清朝政府が滿洲を顧るの暇がなかつた頃漢人は滿洲に入り込み開墾又は金鑛採掘等を始めた。斯くて滿洲は漸次開發せらるるに至つたものである。

二　日滿關係

我國が滿洲と直接の交涉を有するに至つたのは渤海建國(西曆七一三年)以後であつて、兩國の間に貿易の行はれたのは西曆七百二十七年より同九百三十年に至る二世紀の間に跨つて居る。彼等は貂皮、豹皮乃至は野生人蔘を持ち來り、日本より彫刀、綾絹絲、眞綿の類を購ひ歸つた渤海國が、我が日本國に交通を求めたのは渤海と支那との通路が契丹人に壅塞された爲であつて、彼等は今や遼東附近より海路日本海を渡つて今の敦賀に上陸し、陸路大和山城の都城に向つたのである。渤海は同九百二十六年契丹に滅ぼされ、日本と滿洲との關係も絕えたのである。其の後元の世祖は朝鮮を平定し、同千三百六十四年高麗の使者潘阜をして國書を我に致したるも鎌倉幕府は之を拒絕し、遂に文永、弘安の役を惹起した。此の元寇の入攻に依つて海外の事情に目醒め、且つ復讐心と冒險心と射利心とに驅られた九州、中國の沿海地方の民は倭寇となつて朝鮮半島を襲ひ、次いで滿洲の沿岸より南支那に進出して到る所で掠奪を行つた。斯くて元末より明初に亙つて朝鮮海、支那海は倭寇の橫行せざる所なき有樣となつたので、朝鮮の高麗朝も明朝も共に使者を日本に送り倭寇の寇掠を禁ぜんことを求めたが、幕府の威令行はれず、倭寇の寇掠は依然として盡きなかつた。當時北支那への海賊は對馬を根據として朝鮮の西海岸なる多島海を巡り、黃海道の岬角を迂廻して鴨綠江に達し、それより五家島や本島を經て旅順方面を掠奪するか、或は廟島列島を迂つて山東に到つたのである。然るに彼等は其の戰勝に狃れたる爲か永樂十七年(西曆一四一九年)大連の東方六、七里の海岸の望海場に於て全滅の悲運に會つた。此の一戰以來秀吉の朝鮮征伐迄は再び遼東攻擊を企てなかつたのである。

其の後に於て日本と滿洲との直接の交涉のあつたのは、文祿元年(西曆一五九二年)豐臣秀吉の時代であつた。秀吉に依つて統一せられたる日本の國力は到底國內に消費することを得ず、其の膨脹力は遂に溢れて支那への進出となり、鷄林八道を席捲して滿洲に進まんとした。然るに此の文祿の役に於て日支の軍隊は朝鮮に於て相爭つたが、我軍は遂に志を得ず明國打入の希望を達せずして引上げた。此の戰役中騎將加藤淸正は其の軍隊を率ゐて豆滿江を超え今の局子街の敵塞を屠つて慶城を引揚げた。淸正は我國知名の人士で滿洲に入つた最初の人である。

德川幕府が鎖國主義を採るに至つてからは實際上の日滿關係は全く絶えた。上述の如く明治以前に於ては我國と滿蒙とは直接の交涉は極めて尠く、且つ古代の渤海國との交通を除いては何れも軍事的な殺伐なもののみであつた。

然るに朝鮮問題から明治二十七八年戰役起り、其の勝利の結果として劃讓された遼東半島を三國の干涉に依り還附の止むなきに至り、且つ其の直後干涉國の一たる露國が關東州を租借するに及んで我が國民は俄然滿蒙の地に異常の關心を持つに至つた。

次いで明治三十七八年戰役の結果日本は露西亞の權益を繼承し、明治四十三年には日韓併合と爲り滿洲と直に境を接するに至り、我國と滿洲とは密接不離の關係に立ち滿洲を以て我が生命線なりとするの意識が愈々明確となつて來たのである。

第二章　滿洲の國際關係

一　日本との外交關係

露國は明治三十三年義和團事件の混亂中に藉口して滿洲に出兵し、要地を占領して日英同盟の聲明せる清、韓領土保全策に牴觸する行動を採り、次いで佛國と共同にて日英同盟に對する宣言を發し滿洲侵入の方針を露骨に表したので、日本は單獨で露國との間に韓國の保全、滿洲に於ける露國の特權確認を規約せんとしたが、露國は誠意を示さず益々滿洲占領の國策を進めた爲明治三十七年日本は國交斷絶の通知を發し兩國交戰に移つた。其の翌年に及び戰爭は日本の勝利を重ねて進展して居る時米國大統領の諚和勸告に會ひ、兩國は之を承認してポーツマスに會議し折衝して諚和條約を締結した。卽ち其の條項は露國は韓國に於ける日本の特權を確認し、之に干涉せざること、滿洲に於て獨占的特權を拋棄すること及旅順、大連の租借權竝に南滿洲鐵道の本支線其の他一切の附屬事業を日本に讓渡すること等である。然るに旅大租借地及南滿洲鐵道に關する權利の讓渡は、支那側の承認を要する爲に日本は更に北京に於て淸國代表と交涉を遂げた。滿洲に關する日淸條約が卽ち之である。

南滿洲鐵道の一支線である安奉線は明治三十七八年戰役當時日本軍の手に依つて建設された軍用輕便線であるが、明治四十二年に至り南滿洲鐵道株式會社に於て之が廣軌改築工事を爲さんとするに當り、支那政府は之に反對し頑强に抗議したが、折衝の結果率天に於て滿洲五案件と共に安奉線改築に關する取極が成立した。一方滿洲に關する日淸條約締結に際し、支那は南滿洲鐵道の利益を保護する爲に之と並行する鐵道の敷設を爲さざるべき旨を會議錄中に聲明せるにも拘らず、支那は英國の一商會と契約して法庫門、新民屯間の鐵道を敷設せんとしたが、日本は右の條文違反を楯として極力之に抗議した結果、之を中止すると共に法庫門鐵道の敷設に當りては日本と商議すべき取極をなした。次に日本は吉林、會寧間鐵道敷設に關する投資權を得て居る。

大正二年に至り日本は支那政府との間に滿蒙鐵道建設に當りては、資金を日本に仰ぐべき優先權を認めしむる取極を爲したが、其の豫定線は四平街―洮南、長春―洮南、洮南―熱河、開原―海龍城、海龍城―吉林の五線である。其の中四平街から洮南を經て東支線の一部昂々溪に至る鐵道だけは日本の請負鐵道として旣に開通して居る。

歐洲大戰中日本は膠洲灣の獨逸租借地を奪取し、支那に還附の目的を以て獨逸と開戰して靑島を占領したが、大正四年之が善後策に付日支交涉を開始し、山東省南滿洲及內蒙古に關する事項に付き次の如く條約した。卽ち(イ)旅順、大連の租借期限竝南滿洲鐵道及安

奉線に關する期限を孰れも九十九箇年に延長すること(ロ)日本人は南滿洲に於て自由に居住往來し且商工業及農業經營の爲に必要なる土地を期限滿了後更新する事を得る約束の下に三十箇年の長きに亘つて商租することが出來ること(ハ)其の他東部內蒙古の在留及合辦事業權、開放地の設定、吉長鐵道に關する件等が定められ、同時に日本は獨逸より奪取したる膠洲灣を支那への還附を聲明した。斯くて複雜なる日本の對滿洲關係の諸事象に對しては事每に世界の注目を惹いたが、大正六年十一月米國は日本の滿洲に於ける特殊の權益を認むる旨日本と共同して宣言を發した。之れ所謂石井、ランシング協定(大正十二年に破棄さる)である。

山東鐵道を支那政府への引渡に當り大正七年日本政府は滿蒙鐵道建設に關する兩國の條約を結んだ。之は前記滿蒙五鐵道契約を促進せしめるものと見るべく、卽ち滿蒙四鐵道と呼ばれるもので、開原、海龍城、吉林間二百三十九哩、長春、洮南間百八十哩、洮南、熱河間四百七十哩及洮熱線の一部から海港に至る一線等の四線である。此等の中開原——海龍城、海龍城——吉林の兩線は支那側に於て獨力之が建設を終つて開通營業を爲して居る。

華府會議に於て支那側委員は前記日支交涉に依る南滿洲及東部內蒙古に關する條約の不當なるを指摘し、之が取消を提議したが、日本は南滿洲及東部內蒙古の鐵道建設權又は之に附隨する諸優先權を主張しないこと、南滿洲に於ける政治、財政、軍事又は警察の事項に關し日本の顧問又は教官を備聘すべき優先權を主張しないこと等を聲明した。尙支那委員は支那の治外法權撤廢及在支各郵便局撤廢等を要求したが、前者は各國の聯合調査の下に決定することとなり、後者は條件附にて撤廢すべきこととなつた。次いで日本は滿鐵附屬地及關東州以外の日本郵便局の撤廢を承諾し、日支郵便物の聯絡其の他に付大正十一年北京に於て郵便物交換條約を締結した。

以上は滿洲新國家成立以前の滿洲に於ける日支外交關係の大要である。

二　露國との外交關係

露西亞は東方進出を以て露國民族の不可抗的趨向なりと公言し、十七世紀中葉に入り露支國境を略取せんとして中國と衝突を招き遂に國境を商議することとなり、兩國代表は千六百八十九年及千七百二十七年に國境の劃定を爲すと共に通商條約をも締結した。

其の後露國は支那の內憂外患に乘じ多くの利權を獲得した。次いで千八百九十五年日清戰爭の講和條約に依り遼東半島は日本に割讓されたが、露國は獨、佛と共に干渉して之を清國に返還させ、其の報酬として千八百九十六年九月西比利亞鐵道を延長し、浦潮斯德迄の通北滿洲鐵道（現在の東支鐵路）の敷設權と、南滿洲地方に鐵道敷設の優先權、鑛山採掘權、駐兵權等を得、千八百九十八年には旅順、大連の二港に海面を二十五箇年間租借し、租借地界以北に一の中立地帶を定め、旅順、大連の二港に海陸軍備を設けること及北滿洲鐵道を南滿洲に延長すること等の權利を得た。千九百年の團匪事件に際して露國は鐵道警備の名の下に滿洲の要地を占領し、滿洲の武備を悉く露國に於て掌握すべく奉天及露都に於て條約を締結せんとしたが、列國及支那政府の反對に會つて中絕した。其の後支那政府は滿洲の露西亞勢力の驅逐を志し、千九百二年に至り遂に露國は讓歩して滿洲の政治を支那に還附し、且つ撤兵を行ひ、所謂滿洲還附條約を締結した。

其の後英獨協商と日英同盟條約とが成り、支那の領土保全、機會均等主義等の聲明を見るに至つて、露國も亦裏面歡迎の意を表しながら事實上露國は滿洲占領の國策を捨てず、朝鮮の獨立さへ危機に瀕したので、日本は屢抗議して此の危機を除去する爲の協約を結ばんとしたが、露國は滿洲に對し日本の發言權を認めず、朝鮮問題に付ても日本の提案を拒絕するに及び、日本は干戈に訴へて理非を匡さんと宣言し、千九百四年二月露國に向つて國交斷絕を通

告した。戰後露國はポーツマス條約に基き南滿洲に於ける一切の權利を日本に讓渡して、全く南滿洲侵略の野望を放棄した。

日露戰後露國は南滿洲に於ける勢力は失つたけれども、蒙古に對する侵略を依然として繼續する一方、北滿洲に於ける勢力を持續し、千九百十六年三月には支那政府と露亞銀行との間に賓黑鐵道敷設借款契約を成立せしめ、更に露國は歐洲大戰參戰中にも拘らず露支密約を締結して黑龍江省の一部呼倫貝爾を特別區域として自治を認めしめた。次いで露國は蒙古と露蒙密約を締結して蒙古に於ける特殊利權を獲得した。然るに支那は此の密約の無效を宣言したので、露國は之に抗議し遂に正式交涉に移り、兩國代表は千九百十三年に於て協定調印を終つた。之に依れば露國は蒙古に於ける支那の宗主權を認めるが、支那は外蒙古の自治權を認め內政に干涉しない、唯一名の高官を庫倫に駐在せしめ露支の利益に關しては別に商議すると云ふのである。其の後露、支、蒙三國會議に依り外蒙古の自治は確認され、外蒙古の各種經濟上の利權は露國に歸したが、後露國革命に際し支那は蒙古の自治を取消した。其の後ソヴィエト露西亞の內訌に乘じ支那は北滿洲及蒙古の權利を回復せんとし、外蒙古の自治を取消し、他方千九百二十年三月哈爾賓に於ける三十有餘の露人勞働團體の罷業に際して鐵道沿線の警備權を强制的に回收して終つた。千九百二十一年二月に至り支那は大總統令を以て東支鐵道附屬地（卽ち現東省特別區）の行政權を回收し、翌千九百二十二年一月には東支沿線の露西亞郵便局を閉鎖し、更に其の翌年に至つて沿線の土地、敎育に關する行政權をも回收するに至りたる爲、露支間の國交は一時斷絕の姿となつた。其の後露國は千九百二十四年五月及九月の二回に亘つて支那と交涉を重ね、世の所謂露支及奉露兩協定なるものを締結した。此結果露支兩國間の外交關係は正規に復し、東支鐵道の政治的權益は原則として支那に回收され、露西亞は純然たる經濟機關として之を經營すること

となり、司法、行政及鐵道用地以外の土地は悉く支那側の管轄となり、更に原契約に基く東支鐵道の無償還附期間の八十年を六十年に短縮することとなつた。此の外東支鐵道の諸機關、從業職員等の配置に付ても殆んど露支對等となる等、東支鐵道に於ける露西亞の勢力は著しく減殺さるるに至つた。

支那は國民革命に成功した翌年、卽ち千九百二十九年七月に奉天官憲は露西亞の疲弊を見越し、武力を以て東支鐵道の全利權を奪回せんとした爲に、露支兩國間の葛藤は再び燃し返されることとなつた。勿論露西亞國は之を不當として直に抗議を開始したが、支那側は頑强に自說を曲らずして遂に兩國兵火を交ゆるに至つた。其の間引續き幾十度となく折衝を重ね、千九百二十九年末に至つて蔡運升とシマノフスキーの兩代表がハバロフスクに於て漸く協定を結び、其の結果東支鐵道は露支、奉露兩協約の原狀に復した。

而して第三次露支正式會議は千九百三十年モスクワに於てカラハン、莫德惠兩全權の間に開かれる豫定であつたが南京政府のハバロフスク協定否認となり、紛糾を重ねた結果哈爾賓に於て露支豫備會議の協定となり、次いで莫全權一行の赴露となつたが遂に正式會議は無期延期となつた。

以上は滿洲建國迄の露滿關係の梗概である。

滿洲國成立後に於ける蘇國對滿洲國の重大なる外交問題は、北滿洲鐵道（舊滿露兩國の協議の結果昭和八年六月一日より東支鐵道を北滿鐵道と改稱）讓渡問題である。

此の鐵道は北滿洲の主要交通路であつて、滿洲里、ポクラニーチナヤ間の本線一千四百八十粁六と哈爾賓、新京間の南部線二百四十五粁九とを合せて延長一千七百二十六粁五に亘つて居る。尙本線を二分して哈爾賓、滿洲里間を西部線と呼び、哈爾賓、ポクラニーチナヤ間を東部線と稱する。

北滿鐵道は舊帝政露西亞の極東政策の礎石として敷設せられたものであるが、蘇聯邦の出現後は政策の變更其の他の理由に依つて本鐵道を讓渡せんことを目論み、殊に滿洲國の建設せらるるに及びて一層其の意圖を深め、遂に昭和八年六月二十六日を期し東京に於て日本をオブザーバーとする滿蘇兩國の讓渡會議が開かるるに至つたのである。

滿洲國の代表は駐日特命全權公使丁士源及外交部次長大橋忠一で、蘇國側は駐日全權大使ユレニエフ、外務人民委員會極東部長カズロフスキー及北滿鐵道副理事長クズネツオフである。同年六月二十六日の第一次會議以來兩國代表間に屢々正式會議が開かれ、其の間中間非公式交涉又は特別委員會等に於て再三折衝が行はれたが、其の後鐵道價額の見積及價額評議の基準となるべき金ルーブル對紙幣圓との換算率決定問題等に於て交涉一時行惱みとなつた。其の後廣田外務大臣が仲介者となつてユレーネフ駐日蘇國大使と交涉を續けつつあつたが、昭和九年九月に至つて漸く讓渡價額（鐵道評價額一億四千萬圓、北鐵從業員退職手當三千萬圓）に對する意見の合致を見、引續き細目協定中にて遂からず解決を告ぐるものと豫想せられて居る。

第三章　滿洲事變と滿洲國の成立

第一節　概況

滿洲は我が國防竝に國民的生存に極めて深甚特異の關係を有して居る。曾て露國は其の勢力を東洋の地に延ばして滿蒙を席捲せんとするや、我國は國運を賭して敢然之を排撃し、二十億の國帑と十萬の犧牲者とを以て滿蒙に於ける特殊權益を獲得した所以も亦茲にある。兩來日本は鋭意滿洲の開發に努めた結果、人口は激增し文化は發達して全く滿洲の狀態は一劃期を呈するに至つた。

然るに張學良は昭和三年秋父張作霖の爆死に依り其の後を襲うて東北省の主權者となるや、南方國民黨に屈服して易幟を敢行し、政治を改組し、三民主義の敎化に努め、一方蔣介石を援けて反蔣派の馮玉祥、閻錫山を壓迫し、遂に陸、海、空軍副司令の榮冠を贏ち得、其の代價として東北に國民黨化を容認し、張機、吳鐵城等指導の下に國民黨省黨部を各省に組織せしめ、極度に日本の勢力驅逐策を講ずるに至つた。以來張學良は不平等條約撤廢を高唱し、排日を煽動し、毎日的行爲を敢てし、國際信義を無視し、他國の力を恃んで我國を抑壓し、事毎に反噬し、幾多の懸案問題は故意に未解決の儘放置した。或は條約を無視して無暴なる經濟的競爭に沒頭し、或は自主關稅に藉口して不當關稅を以て經濟封鎖を試みんとし、或は滿鐵牽制策を謀り、又は日支合辦事業を禁止し、饒山を封鎖し、在滿鮮農を壓迫して其の生存權を奪ひ、或は撫順オイルセール工業に對し條約違反として之を阻止せんとし、遂には旅大及滿鐵の回收をさへ稱ふるに至つた。此等の反日運動は官憲の傀儡團體たる外交協會、總商會、常識促進會、文化社等民衆の輿論を代表する團體及地方團體竝に學生等を以て結合せる排日團體をして行動せしめたが、我方は飽迄國際信義を基調として共存共榮の指導精神に立脚し、平和的手段に依つて隱忍自重し、常に反省を求めるところがあつたにも拘らず、却つて張學良は日本の正義を無視し、日本與し易しと侮り益々極端な排日を行はしむるに至つた。

斯くして排日運動は愈露骨となり、遂に萬寶山鮮人壓迫事件、中村大尉慘殺事件等を惹起し、我國朝野の輿論が極度に激化したる際尙も昭和六年九月十八日夜軍隊をして南滿洲鐵道の一部を爆破せしむるの暴擧を敢てし、遂に滿洲事變を惹起するに至つた。

益に於て我軍は暴戻極りなき支那軍を徹底的に膺懲することとなり、奉天、新京、錦州等の各地に於て支那軍を擊破した。爾來我軍は各地の治安保持に努め來つたが、此の間滿蒙人士の中に五族共和の安樂土建設の爲新政權の樹立を希望する者次第に增加し、昭和七年二月中旬頃より建國促進宣傳運動は漸次熾烈となつた。後東北行政委員會の成立となり、同年三月一日清朝紀元の吉日を以て民主共和政體を標榜する滿洲國の成立宣言を行ふに至り、年號を大同と稱し首都新京に奠めた。同月九日宣統帝溥儀氏を迎へて執政と爲し、同日文武百官を集めて盛大なる執政式を行ひ、各部官制を定め即日各官吏を任命し三月十二日、日、英、米等十七箇國に對し外交部總長より滿洲國獨立の通電を發し、爰に愈新滿洲獨立國の建設を見るに至つたものである。

第二節　滿洲事變勃發と其の經過

一　舊政權の崩壞と其の前後處置

東北省主權者張學良の侮日的態度は年と共に露骨となり、邦人の正當なる權益を無視し凡ゆる奸策を弄し、我が滿蒙に於ける勢力を徹底的に驅逐し內鮮人の生存權をも奪はんとするに至り、其の結果各地に日支不祥事件頻發し、萬寶山に於ける鮮農壓迫事件及中村大尉斬殺事件等に及んで愈日支間の感情疎隔を來し、我が朝野の輿論を著しく激化せしむるに至りたる際、突如昭和六年九月十八日午後十時半頃、奉天北方柳條溝附近に於て東北軍の精銳を以て誇れる第七旅長王以哲の軍約二百名は國際交通路の一部たる我が滿鐵線路を破壞し、剩へ我が守備兵を襲撃するの暴擧を敢てするに至つたので、我軍は直に自衛且つ威信保持の爲敢然起つて之に應戰し、十九日拂曉迄に北大營及奉天城內を占領したが事態は全滿に波及し、愈重大化し來れるを以て我軍は機先を制して新京、南嶺、寬城子等南滿鐵道沿線樞要地及吉林を完全に占據すると共に、我軍は東北に於ける軍閥張學良政權を絕對に否認し徹底的に之を膺懲することとなり、九月二十二日本庄關東軍司令官は其の旨一般に佈告し以て軍の態度を明示した。是より先我軍は奉天城を占領するや、關東軍司令官は即日城內に臨時市政公署を設置し、市長に奉天特務機關長土肥原大佐を任命し、其の下に日本人課長數名の外日支職員十數名を採用し、市政事務を實施した。一方治安維持に關しては事變勃發直後一旦四散せる公安局員を召集して自衛警察局を組織し、之を我が憲兵の補助機關として警察及消防の事務に從事せしめた。事變以來市內商店の大部分は門戶を閉鎖して日用品さへ供給せず、剩へ巷間には種々の誹言が流布せられ避難者は各驛に殺到し、眞に憂慮すべき狀態に在つたので、九月二十一日哀金鑑、干冲漢等は專ら人心の安定を圖らんが爲地方維持委員會を組織し、次いで二十六日關朝曁、王維周、祖憲庭等は東北に於ける二十餘の慈善團體を糾合して四民臨時維持會を組織し、當面の問題たる避難民の救濟に從事して民心の安定に努めた。

然るに我軍の爲に驅逐された舊遼寧省政府は米春霖を代理主席として錦州に假政府を設置し、新政權樹立運動に拍車を加へると共に、强力な便衣隊を滿鐵沿線其の他に潛派して盛に滿洲各地の治安攪亂を策した。玆に於て十月八日朝我が空軍は錦州の上空に到り敵の情勢を偵察したるところ、東北軍の猛射を受けたるを以て已むなく之に應戰し、敵の兵營に向け數十個の爆彈を投下して治安妨害の策源地覆滅の意思を如實に表示した。

斯くて哀金鑑等は新政權樹立の決心を固めるに至つたので、我軍は臨時市政公署を地方維持委員會に引渡すことに決し、十月十八日土肥原市長以下邦人職員は全部辭職して新に市長となれる趙欣伯其の他の支那人職員に市政公署の事務一切を引繼いだ。越えて十一月七日地方維持委員會は愈張學良及國民政府との關係を斷然離脫し、遼寧省政

權を代行する旨を袁金鎧、干冲漢、張成箕、闞朝璽、丁鑑修、金梁、翁恩裕、高敏衡等の名を以て宣言し、二十三日遼寧省を奉天省と改稱した。

二　自治指導部の設置

張學良の政權崩壞に依り各縣政府は其の統制の主體を失ひ、官吏は去就に迷ひ人心は極度に動搖し、延て地方治安に重大なる影響を及ぼすの虞があつたので、民心の收攬と地方の治安維持の爲滿鐵沿線各縣に於ては邦人側の援助を得て、縣長を主班とする自治委員會を設置し、縣自治制を施行した。之と同時に此等各縣の自治委員會を指導統制すべき機關として奉天に自治指導部を設置し、其の統制下に各縣指導員を任命し地方自治を指導せしむることとなり、十一月十日干冲漢を部長として本部を組織し、各縣に指導員を派遣して縣自治の指導に當つた。然るに當時錦州政府は組織的な便衣隊を放ち又は敗退兵等を集結せしめ、地方の治安攪亂を策した爲一時其の事務の進捗を妨げられたが、錦州政府の潰滅後各縣に於ては愈自治制の實施を爲すに至つた。

三　吉林省の獨立

吉林省政府主席張作相は事變勃發當時偶郷里錦州に歸省中なりし爲、吉林督辨公署參謀長熙洽は主席の職を代行して居た。九月二十一日我軍が吉林に向つて行動を開始するや、熙洽は我軍に對し絕對恭順の意を表すると共に省內の動搖を抑へ逸早く省政府の改組を斷行して排日分子を排除し、親日派を重用し、自ら長官となり、文武兩權を掌握し、舊政權と隔絕せる新政府を樹立し、九月二十八日吉林省の獨立を宣言し、漸次各縣に自警團を組織せしめて極力地方の治安維持に努め軈て東北四省を統一する新政權の樹立に備ふるところがあつた。

四　張海鵬等の獨立と黑龍江省の情勢

洮遼鎭守使張海鵬は東北政權の機能喪失の機會に逸早く舊政權との關係を離脫して我軍に誠意を示し、十月一日獨立を宣言した。哈爾賓特別區行政長官張景惠も亦十月一日治安維持會を組織し、自ら會長となりて治安の任に當り事實上獨立的態度を示した。熱河省主席湯玉麟は錦州假政府側の牽制を受けて態度鮮明に難色ありしが如く、事實上中立的態度を保持するに至つた。

黑龍江省齊々哈爾の馬占山は哈爾賓護路軍司令丁超等と連絡して盛に戰備を整へ、錦州假政府と氣脈を通じて我軍の行動に反抗すると共に、張海鵬の黑龍江省政權受授に對し極力反對の態度を示した爲、張海鵬は愈武力解決を圖るに決して齊々哈爾に向け進軍を開始した。之に對し馬占山の指揮する黑龍江軍は張海鵬軍の北進に備ふる爲、五廟子、江橋間の呼蘭達河橋及大興附近嫩江の鐵橋を破壞して退却した。

然るに洮昂鐵道は我が滿鐵の借款に成れるものであつて、之を濫りに破壞するが如きことは卽ち我軍に對する挑戰行爲とも認められ、我軍より黑龍江軍總司令馬占山に對して嚴重抗議するところあつたが、固より之に應ずる氣色がなかつた。故に滿鐵は已むなく我軍掩護の下に鐵橋修理に着手したところ、黑龍江軍は之に砲擊を加へて作業を妨害し、飽迄我軍に反抗せんとするの姿勢を示した爲、遂に我軍は自衛上黑龍江軍を膺懲することとなり、十一月十八日以來行動を開始し、翌十九日遂に齊々哈爾を完全に攻略することを得た。

我軍の齊々哈爾占領後馬占山は海倫方面に遁れて居たが、其の後態度を急變し十二月七日海倫に於て板垣參謀長と會見せし際、誠意を示して我軍の諒解を求むるところがあつた。其の後馬占山は呼蘭に於て哈爾賓特別區行政長官張景惠と會見し、張は黑龍江省長官に、馬は同省警備司令に就任の件其の他の善後處置に付協議するところあり、又我軍とも折衝して歸順を誓ひ、部下軍隊を改編して治安維持に任ずることとなつた。昭和七年一月六日張景惠は齊々

哈爾に入り、七日省政府禮堂に於て省長就任式を擧行し、玆に全く黑龍江省新政權の樹立を見るに至つた。

其の後馬占山は張景惠等の推薦に依り新國家建設運動に參加し、滿洲國成立後は軍政部總長兼黑龍江省長の重任に就いた。然るに新政權の下に於ては舊軍閥時代の如き專政を許されずして不滿を抱ける折柄、學良の使嗾と反新國家の部下に誤られて滿洲國に叛きしも失敗に歸し、遂に同年七月末日に至り行衞を晦ますに至つた。

五　錦州假政府の潰滅

錦州假政府は奉天地方を奪回すべく榮臻の軍隊を錦州其の他に集結すると共に、便衣隊及義勇軍を組織して之を新民屯地方に東進せしめ、我が占據地の治安を妨害し人心の攪亂を策した。玆に於て我軍は其の策源地たる錦州を擊滅するに決し、十二月二十八日空、陸相呼應して攻擊を開始したところ、錦州軍は我軍の威力に恐れて戰意を失ひ、續々關內に退却し、總司令榮臻も亦北平に退き、錦州には朱光沐の率ゆる軍隊のみが殘留して我軍に抵抗して居つたが、一月三日我軍の總攻擊に遭ひて全軍潰滅した。之に依りて錦州の假政府は崩壞し、張學良の政權は完全に滿蒙より驅逐せらるるに至つた。

第三節　新國家の創建準備時代

一　奉天省政府の成立

事變後奉天省政權を代行せる袁金鎧は積極的に省政府を組織せんとするの熱意を缺いで居たが、其の後大勢は漸く舊政權と離脫して新に省政府を組織せんことを要望するに至つたので、趙欣伯等各界代表者等は元遼寧省政府主席臧式毅を奉天省長に推薦した。玆に於て十二月十六日臧式毅は愈奉天省長に就任し、卽日地方維持委員會を解消して省政府を組織した。翌十七日奉天省政府省長臧式毅の名を以て「奉天省政府已に成立し式毅は農、工、商、紳各界の推戴に依りて十二月十六日遂に奉天省省長に就任す」云々の布告を發した。斯くて事變以來多の難關に逢着せし奉天省政權樹立問題も漸く確立するに至つた。

二　東北行政委員會の成立

事變勃發して奉天軍の潰滅するに從ひ、多年舊軍閥の暴政に虐げられて居た東北省民は舊政權と絶緣の上新政府を組織し、民衆の福祉を基調とする理想的樂土の建設を要望するに至り、殊に張學良の錦州假政府潰滅後に於て獨立國家建設の氣運は益々濃厚となつて來た。此の機に際し臧式毅、趙欣伯、干沖漢、袁金鎧、熙洽等各要人は新國家の政體及行政方針等に付銳意研究の步を進め、獨立國家の建設に備ふるところあつた。一方哈爾賓地方に於ける張作相系反吉林軍の反亂起りしも、吉林剿匪の爲に討伐せられ北滿の時局略安定を見るに至つたので、臧式毅は熙洽、張景惠、馬占山、湯玉麟等の外蒙古哲里木盟長齊默特色木丕勒及呼倫貝爾副都統凌陞等とも連絡して新國家建設の協議を遂げた。昭和七年二月十七日改めて奉天に巨頭會議を開き種々熱議の結果、獨立國家建設の過程として先づ各省の代表者を以て東北行政委員會を組織することとなり、委員長に張景惠を委員に臧式毅、熙洽、馬占山、凌陞、齊默特色木丕勒を擧げ馬占山を黑龍江省長官に推すに決した。卽日東北各省各縣政府(後に公署と改む)に對し本會の成立を通電すると共に、翌十八日東北行政委員會の名を以て東北獨立宣言書を發表した。今其の獨立宣言書の大要を示せば左の如くである。

事變以來六箇月間人民の苦痛匡救の道を講ずる爲我等は人民に推擧され、玆に相集り愼重考究の結果團結して舊政權との關係を離脫し、東北四省は獨立して行政委員會を組織し、

此の委員會を以て凡ゆる政務を執行す。舊軍閥を打倒し、王道政治を行ひ、機會均等門戸開放主義を實行し、減稅を行ひ、善政を施し、民衆の安寧幸福を期す云々。

是れに由つて觀れば、新國家は從來の如き軍閥の私慾的自立と選を異にし、民衆の意志に依つて作らるるものであることを明かにして居る。又自國だけが此の區域に立籠つて利益を貪らんとするのでなく、各國人に等しく開放して幸福享受に均等な機會を與ふるに吝かならざるものなることを示して居る。

三　新國家の國號及其の他の決定

東北行政委員會に於ては東北法律研究會內に於て連日會議を開き、愼重審議の結果愈新國家の國號、國旗、年號其の他の重要事項の全部を決議した。卽ち新國家の名稱を「滿洲國」と定め、元首を「執政」と呼稱し、年號を「大同」と號し、國旗は新五色旗を用ひ首都を長春（三月十四日新京と命名された）に定むることに決定し、之を奉天、吉林、黑龍江、熱河の各省政府、哈爾賓特別區行政長官公署、呼倫貝爾都統、哲里木盟昭烏達盟、卓索圖盟の各盟長公署に通電した。

次いで東北行政委員會は新國家組織に關する各部官制其の他重要事項を決定し、三月一日淸朝の紀元當日に於て滿洲國政府の名に依り建國宣言を發した。此の宣言の中に「三千萬民衆の意向を以て卽日中華民國と關係を離脫して滿洲國を創立す」とある。玆に於て新國家が呱々の聲を上げたのであつて永久に記念すべき一句である。此の宣言が滿洲國政府の名を以て公布された最初の公文である。此の宣言文は堂々數千言の長きに渉るものであるが、大別して前後二段に分れ、前段は新建國理由を陳べ、後段には新國家の抱負を明かにして居る。新國家の抱負中、數項は體裁を崇ぶこと、政治萬端に王道主義を實行することを說いたのは最も注意すべきである。蓋し輕佻な新思想に驅られて古來の體裁を蔑視するのが近代支那の弊所であるから、主として之を改めんとするのである。然し王道主義を鼓吹して東洋固有の政治主義の精神に歸せんとすることを示したものである。

第四節　滿洲國の成立

一　宣統皇帝溥儀氏を執政に推戴

豫定の如く滿洲國は昭和七年三月一日を以て成立し、同時に新國家組織の大綱を中外に宣言するに至つた。一方新國家の元首問題に付ては東北行政委員會に於て數次に亘り審査熟議の結果、三千萬民衆の要望する宣統廢帝溥儀氏を推戴することに決定し、奉天代表馮涵淸、吉林代表張燕卿、黑龍江代表趙仲仁、蒙古代表齊賚勝、呼倫貝爾代表凌陞、東省特別區代表葆康の六名は推戴使として三月一日旅順に溥儀氏を訪れ出馬を懇請するところあつたが、溥儀氏は重任に堪へずとの故を以て一應之を辭退した。越えて四日前記の六特使は各地各界の代表を加へて更に宣統廢帝溥儀氏を訪問し新國家執政推戴書を捧呈し、三千萬民衆の總意を以て再度出馬を懇請せる爲溥儀氏も遂に之を容れ、新滿洲國の執政たることを承諾した。玆に於て六日溥儀氏は鄭孝胥等を從へ旅順を出發し、途中湯崗子の對翠閣に滯在の上、八日新政府より派遣せる迎接使一行と共に特別列車に乘じて湯崗子を出發し一路新京に向つた。

二　溥儀氏の執政就任と建國式

八日午前湯崗子を出發せる溥儀氏は同日午後新京に安着した。執政就任式は豫定の如く三月九日午後三時より新京市政公署假執政府に於て極めて嚴肅に擧行せられ、引續き庭前に於て國族揭揚式を行つた。當日の執政宣言を示せば左の如くである。

人類は須く道德を重んぜよ。然るを種族の見あれば則ち人を抑へ己を揚ぐ。而して道德薄し。人類は須く仁儀を重んぜよ。然るを國際の爭有れば卽ち人を損じ己を利す。而し仁愛薄し。今我國を立つ。道德仁愛を以て主と爲し、種族の見、國際の爭を除去せむ。王道樂土當に之を實事に見るべし。凡そ我國人たる者共に之を勉めよ。

此の宣言文は極めて簡明に新國家建立の意義と其の抱負とを陳べて居る。卽ち新國家建立の理由は人類の幸福を造成する爲に新國家の執るべき政治の根本則を道德と仁愛とに置く。而して結局實現せんと欲するものは王道樂土であると云ふのである。故に新國家建設には王道を主と爲し種族の見を斷ち國家の爭を想はず四海同胞世界大同の主義に依りて世界の模範國を作り、此處に樂土を顯現して以て人類の幸福を造成せんことを期すと云ふのであつて、高き理想と大抱負とを披瀝したものである。

三　對外宣言

滿洲國は三月十二日外交總長謝介石の名を以て日、英、米、佛其の他十七箇國の外相に宛てて通電を發した。此の宣言は獨立宣言の已むなき理由を述べ、新國家の內政の要領を披瀝し、外政の原則を詳細に陳述して列國が速に新國家との外交關係を開始せんことを希望する旨を陳べて居る。而して新國家の外政の原則として陳ぶるところは左の如きものである。

（イ）國際信義を旨とし、和衷協同の精神を以て世界平和の維持增進を期すること
（ロ）國際法規、慣例に從ひ國際正義を尊重すること
（ハ）諸外國に對して中華民國が負ふべき條約上の義務は之を繼承し、誠實に履行すること
（ニ）諸外國人の滿洲國領域內に於て有する旣得權を侵害することなきは勿論、其の生命財產を完全に保護すること

（ホ）諸外國人の滿洲國に來往することを歡迎し、各民族に對しては平等公正なる待遇を與ふること
（ヘ）列國との通商貿易を容易ならしめ世界經濟の發展に貢獻すること
（ト）諸外國人の滿洲に於ける經濟活動に關しては廣く門戶を開放するの主義を遵守すること

四　帝制實施と改元

大同三年一月二十日（昭和九年一月二十日）國務總理鄭孝胥の名を以て「建國第三年ノ新春ヲ迎フルニ當リ國運ノ伸展益顯著ナルヲ睹ルハ欣幸トスル所ナリ
內治安ノ維持就リ外善隣日本帝國トノ親交益厚キヲ加ヘ文運漸ク興隆シテ敎化ノ普及其ノ緖ニ就キ財政ノ基礎確立シテ人民ノ負擔輕減シ產業指導ノ積日ニ揚リテ利用厚生ノ途月ニ拓ケ更ニ昨秋未曾有ノ豐作ヲ收ムルヤ之カ指導對策宜シキヲ得テ百姓其ノ堵ニ安ンシテ王道樂土ノ實現ヲ謳歌セルハ惟レ洵ニ天佑ト謂ハサルヘカラス此ノ天佑ハ我カ滿洲國ノ建國カ天命ニ遵由セルト共ニ入リテ建國ノ大任ニ當ラレテ以來二星霜夙夜御心ヲ國政ニ致サレタルハ執政ノ乾德ニ因ル
順天安民ハ建國ノ理想ナリ今ヤ天佑ノ加護顯著ニシテ天帝位ニ卽カレンコトヲ請願シテ已マス
是ニ於テ政府ハ執政ノ順天安民ノ大旨ニ依リテ帝位ニ卽カルルコトノ方ニ天意ニ則ル所以ニシテ國運發展ノ歸結ナルコトヲ體認シ表ヲ上ツテ全國官民ノ至情ヲ執政ニ捧クルト共ニ欣然帝制實施ノ準備ニ著手セルコトヲ玆ニ聲明ス
今次帝制ノ實施ハ我カ滿洲國國運發展ノ歸結ニシテ建國ノ理想ト使命トヲ更ニ充足高揚シ國礎ヲ益鞏固ナラシメ以

テ東洋平和ヲ永遠ニ保持スルノ所以ニ外ナラス之ヲ誤リテ清朝ノ復辟ト爲スカ如キハ建國ノ理想ト使命トニ忠ナル政府ノ斷シテ取ラサル所ナルコトヲ聲明ニ當リテ附言ス』と聲明した。

斯くて三千萬民衆の熱烈なる要望と順天安民の大旨に基き、同年三月一日建國二周年記念の佳節を卜して帝制を宣布し、新帝登極の御儀が嚴かに首都新京に於て行はれ、卽位の詔書が渙發せられ、之と同時に國號「大同」は「康德」と改められた。

第四章　國家の機構

第一節　國體と政體及皇帝と人民

一　國體と政體

國體　新國家の創立に際しては國體を君主國と爲すべきか民主國と爲すべきかに付盛に論議せられたが、結局民主國說に落着いたのである。卽ち政府組織法第四條には「執政ハ全人民之ヲ推擧ス」とあり、更に第三條には「執政ハ全人民ニ對シ責任ヲ負フ」と定め民主國たることを明白にした。然し乍ら建國の理想は順天安民にありて、執政の皇帝に卽くは建國大業の歸結と云ふべく、大同三年三月一日建國滿二周年記念の佳節に際し滿洲國に帝制を布き、溥儀執政帝位に卽く旨を中外に聲明したことは前述の通である。卽ち滿洲國は昭和九年三月一日より皇帝の統治する君主國となつたのである。

政體　政體は立憲政體である。組織法に依れば政府は參議府、立法院、國務院、法院、監察院の五機關から成立して居る。而して三權分立の立憲政治の原則に從つて政治が行はれるのである。卽ち皇帝は國家の統治權の總攬者であるが、立法權を行ふには立法院、行政權を行ふには國務院、司法權を行ふには法院に依らなければならないのである。更に立憲政治に大切なる人民の權利、義務に付ては人權保障法に規定されて居る。

二　皇帝と人民

皇帝　皇帝は滿洲帝國の元首で統治權を總攬し、其の身位は神聖にして侵すべからざるものである。更に皇帝は滿洲國を統治するものなれど、立法權は皇帝單獨に行はずして立法院の翼贊に依り之を行ひ、行政權は國務院を統督して之を行ひ、司法權は法院をして之を行はしめる。皇帝は公共の安寧秩序を保持し、人民の福利を維持增進し、法律を執行する爲勅令を發し、又は命令を發せしめる。皇帝は公共の安寧を保持し又は其の災害を防遏する爲、立法院を召集することが出來ない場合には參議府に諮詢して法律と同一の效力ある勅令を發布することが出來る。而して其の勅令は次の會期に於て立法院に報告しなければならない。皇帝は官制を定め、官吏を任命し、其の俸給を定める。皇帝は戰を宣し、和を媾じ及諸般の條約を締結する。皇帝は陸海空軍を統率す。皇帝は勳章其の他の榮典を授與し又は大赦、特赦、減刑及復權を命ずる。

人民　國家は王道主義を以て政治の基調として居る。人權保障法に於て人民の權利義務が規定され、人民の身體及財產は法律に依りて保護せられる。宗教は自由とし、種族的差別を設けないことを明かにして居る。又公務に參加する權、官公吏に任ぜらるる權、請願を爲すの權、裁判を受くるの權、公費に依る各種の施設を享くるの權等が規定されて居る。次に公益に反せざる限り共同の組織に依りて其の經濟上の利益を保護增進することを得る權、又は高利、暴利、其の他凡ゆる不當なる經濟的壓迫より保護せらるる權等も規定されて居る。

第二節　中央政府組織

一　概　說

滿洲帝國政府の組織は元首たる皇帝の下に立法院、國務院、監察院の三院制を採用し、別に皇帝の諮詢に應ずる爲參議府を設けて居る。此の政府構成上に於て（イ）南京政府が孫文の五權憲法に基く立法、行政、司法、監察、考試の五院制を採用して居るに對して、滿洲國政府は考試、司法兩院を設けず、更に行政院を國務院と改稱したこと（ロ）監察院を設け皇帝の直隷とし國務院に對して獨立の地位を有せしめ、政治の腐敗防止に付極めて重要な權限と使命とを兼併せしめ居ること（ハ）皇帝の諮詢機關として我が樞密院に該當する參議府を設けて居ること等は注目すべき點である。

二　參議府

參議府は參議を以て組織し、法律、帝室令、勅令、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件、列國交涉の條約、約束及皇帝の名を以て行ふ對外宣言、重要なる官吏の任免其の他重要なる國務に付皇帝の諮詢を俟つて其の意見を上奏する。

參議府は新國家に功勞ある元老、學者を參議として構成する皇帝の最高顧問府である。參議は皇帝の諮詢に應へ、受動的に意見を上奏すると共に重要な國務に關して積極的に意見を上奏する。

參議府に議長及副議長各一人を置き參議中より皇帝之を命ずる。議長は參議府の事務を統理し參議府より發する公文書に署名する。副議長は議長を輔佐し議長故障あるときは其の職務を代行する。若し議長副議長共に故障あるときは參議の一人が命を承けて議長の職務を代理する。參議府の意見は參議府會議の決議に依りて決する。參議府會議は參議過半數の出席を俟つて開會し得べく、其の議事は出席參議の多數決に依る。可否同數なるときは議長の決するところに依る。議長は會議に關し必要ある場合は國務總理大臣、宮內府大臣、各部大臣及監察院長又は其の代理者を會議に出席せしめて意見を述べしめ、尙必要に依り參議中より審査委員を任命し特別の事項に關し審査せしむることが出來る。

三　立法院

立法院は我國の議會に該當する機關である。職務機能は法律、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件に協賛を與ふるを以て最大と爲す。其の他國務に關し國務院に建議を爲すこと、人民の請願を受理することが出來る。立法院の會議は公開されるが、國務院の要求又は立法院の決議に依り秘密會とすることを得る。立法院議員は院內に於ける言論及表決に關し院外に於て責任を負ふことがない。

立法院は皇帝毎年之を召集し、常會の會期は一箇月であるが、必要ある場合は皇帝は更に延長することが出來る。會議は總議員の三分の一以上の出席がなければ開會することが出來ない。議事は出席議員の過半數を以て之を決し可否同數なるときは議長の決する所に依る。立法院の議決せる法律、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は皇帝之を裁可し公布施行せしむる。若し立法院に於て法律案、豫算案又は豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件を否決せるときは、皇帝は其の理由を示して之を再議に附し、仍ほ之を改めざるときは參議府に諮りて其の可否を裁決する。而して立法院組織法は未だ制定發布に至らないが一院制に依り、議員の定員を百名とし全人口三千萬人と推定し三十萬人に一人の率とする。議員の選定は一定期間中政府の推薦に依り定員の半數を中央政府

官選とし、他の半數を各省推薦の候補者(一省各五十名)中より詮衡し中央政府に於て之を選任する。推薦さるべき議員は滿洲國に國籍を有する二十五歲以上の男子とし、居住、納稅等に依る資格制限を設けない。議員の任期は三箇年とすると云ふのである。

四　國務院

國務院は直屬機關として總務廳、國都建設局、國道局、法制局、恩賞局を有する外、民政部、外交部、軍政部、財政部、實業部、交通部、司法部、文敎部及蒙政部の九部を總轄し、各部に大臣を置き國務總理大臣之を統括する。國務總理大臣及各部大臣は何時たりとも立法院會議に出席し發言することが出來る。但し表決に加はることが出來ない。國務に關する詔書、勅書、法律及勅令には國務總理大臣及主管各部大臣が之に副署する。

國務總理大臣は皇帝の旨を奉じ各部大臣を統制し、國家行政の機務を掌理し其の責に任ずる。各部大臣は國務總理大臣の統率を承けて主管事務を管掌する。諸般の行政事務の連絡統一を圖り以て全局の平衡を維持する爲に國務院會議を開く。國務院會議は各部大臣、總務廳長、法制局長又は其の代理者を以て組織する。而して　(一)法律、勅令、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件　(二)外國條約及重要涉外案件　(三)各部間の主管權限の爭議　(四)豫算外の支出　(五)其の他の重要國務は國務院會議を經ることを要する。

國務院に直屬する總務廳には官吏養成機關たる大同學院を附置し、總務廳長は機密、人事、主計、需要及情報に關する事項を掌る。國都建設局は官都新京の都市計畫及其の執行に關する事項を掌り、國道局は國の直轄する道路建設及治水計畫に關する事務を掌る。法制局は法律案、勅令案、院令案の起草及審査竝に條約批准案の審査、法令に關する意見の上申、詔書、勅書、法律、勅令及院令の原本の保管、各國法律制度の調査及研究を行ふ。又法制局に統計

（別表）

表．（昭和九年十二月末日現在）

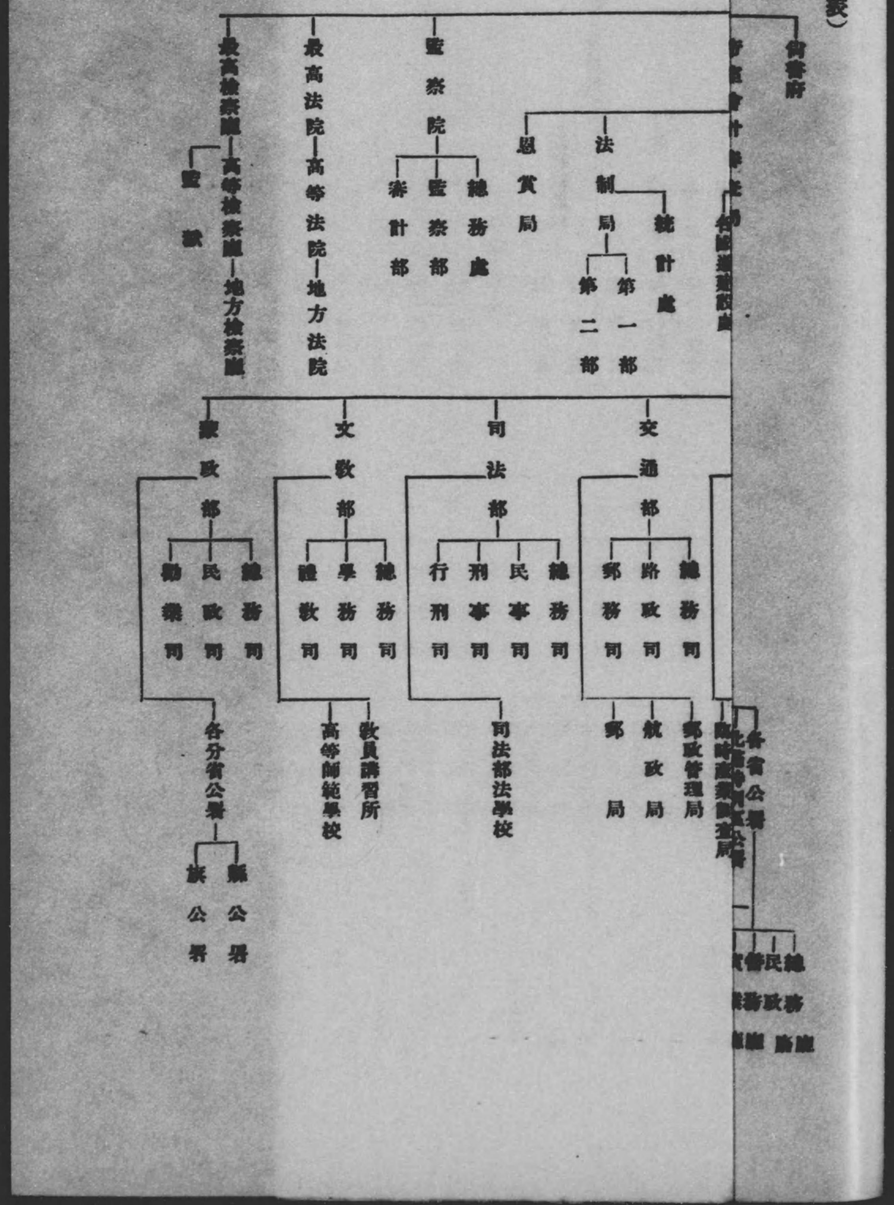

政部、實業部、交通部、司法部、文教部及蒙政部の九部を總轄し、各部に大臣を置き國務總理大臣之を統括する。國務總理大臣及各部大臣は何時たりとも立法院會議に出席し發言することが出來る。但し表決に加はることが出來ない。國務に關する詔書、勅書、法律及勅令には國務總理大臣及主管各部大臣が之に副署する。

國務總理大臣は皇帝の旨を奉じ各部大臣を統制し、國家行政の機務を掌理し其の責に任ずる。各部大臣は國務總理大臣の統率を承けて主管事務を管掌する。諸般の行政事務の連絡統一を圖り以て全局の平衡を維持する爲に國務院會議を開く。國務院會議は各部大臣、總務廳長、法制局長又は其の代理者を以て組織する。而して（一）法律、勅令、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件（二）外國條約及重要涉外案件（三）各部間の主管權限の爭議（四）豫算外の支出（五）其の他の重要國務は國務院會議を經ることを要する。

國務院に直屬する總務廳には官吏養成機關たる大同學院を附置し、總務廳長は機密、人事、主計、需要及情報に關する事項を掌る。國都建設局は首都新京の都市計畫及其の執行に關する事項を掌り、國道局は國の直轄する道路建設及治水計畫に關する事務を掌る。法制局は法律案、勅令案、院令案の起草及審査竝に條約批准案の審査、法令に關する意見の上申、詔書、勅書、法律、勅令及院令の原本の保管、各國法律制度の調査及研究を行ふ。又法制局に統計

（別表）

滿洲帝國統治組織略表（昭和九年十二月末日現在）

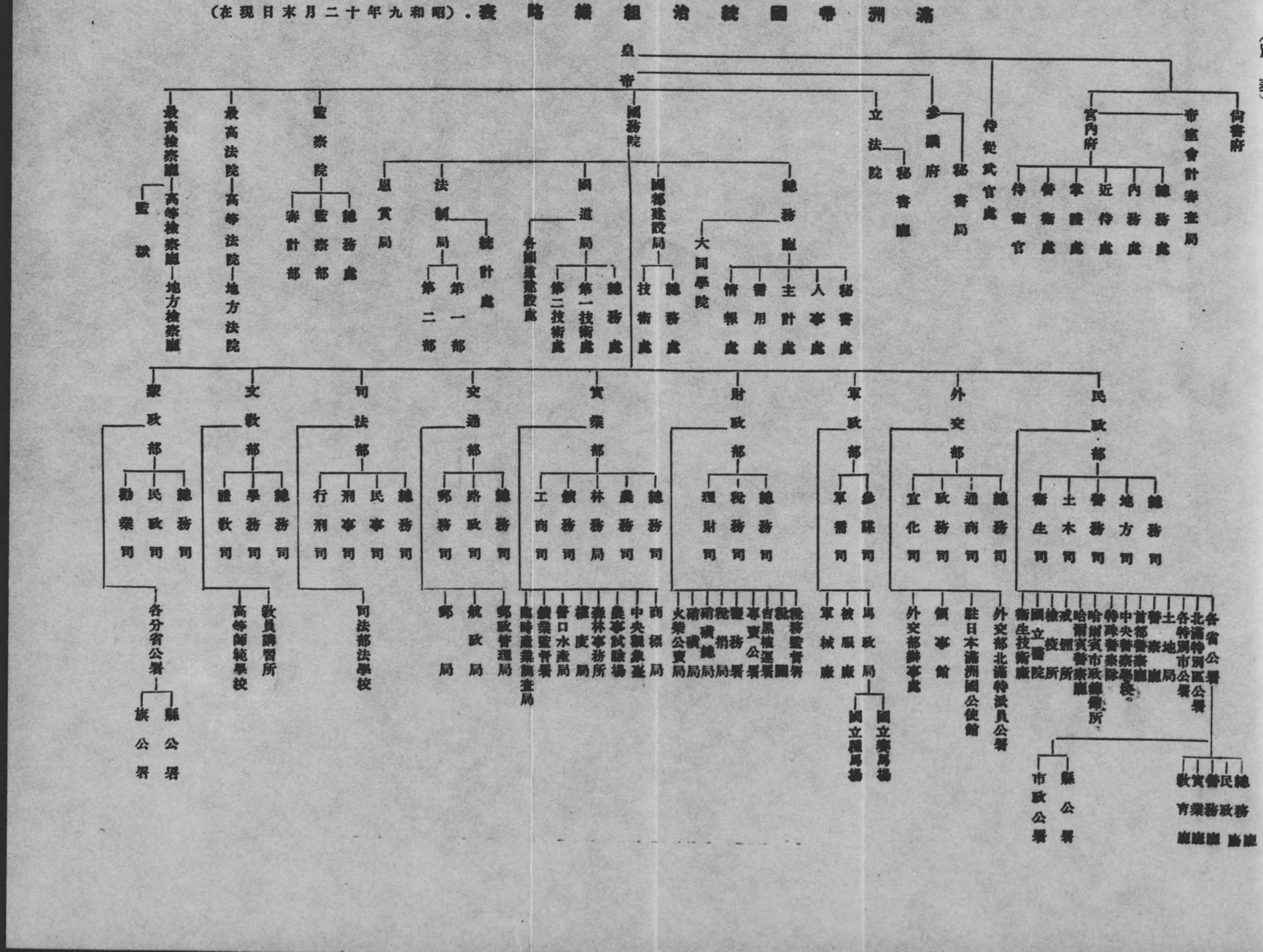

處を附置し我國の內閣統計局に相當する目的を有し、各官署の統計報告及統計材料の蒐集竝に審査を爲し國勢の基本調査を行ひ、更に內外統計の研究、編纂等をする。恩賞局は勳章、記章に關する事項、其の他の榮典に關する事項又は外國勳章、記章の受領及佩用に關する事項を掌る。次に各部の分課は民政部に總務司、地方司、警務司、土木司、衛生司の五司を、外交部に總務司、通商司、政務司、宣化司の四司を、財政部に總務司、稅務司、理財司の三司を、實業部に總務司、農務司、林務司、礦務司、工商司の五司を、交通部に總務司、驛政司、郵務司の三司を、司法部に總務司、民事司、刑事司、行刑司の四司を、文教部に總務司、學務司、禮敎司の三司を、蒙政部に總務司、民政司、勸業司の三司を置いてある。尙滿洲國政府組織の概略を表示すれば別表の通である。

五　法　院

法院は法律に依り民事、刑事の訴訟を審判する。但し行政訴訟其の他の特別訴訟に關しては法律を以て別に定める。法院の構成及法官の資格は法律を以て定める。法官の地位が保障せられざれば司法權の獨立を期し難いので、法官は刑事又は懲戒の裁判に依るにあらざれば其の意に反して停職、轉官轉所及減俸せられることがない。又裁判の公明正大を保つ爲裁判の審理判決は之を公開する。但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することが出來る。次に法院は地方法院、高等法院、最高法院の三とし、檢察廳は地方檢察廳、高等檢察廳、最高檢察廳の三とする。

六　監　察　院

監察院は監察及審計を行ひ、其の組織及職務に關しては法律を以て定める。監察院には監察官と審計官を置き、監

察官及審計官は刑事裁判若は懲戒處分に依るの外其の職を免ぜられることなく、又其の意に反して停職、轉官及減俸せらるることはない。而して監察官は各官署の違法若は不當處分に對する監察、官吏の非違に對する監察を爲す。審計官は各官署の豫算執行に對する監督、各官署の收支及決算に對する檢査、各官署の金錢、有價證券及物品に對する檢査、各官署の爲銀行の取扱ふ現金及有價證券の出納に關する檢査、法令に依り特に定められたる公私團體會計の檢査竝に官吏の會計上の非違に對する監察を行ふのである。

第三節　地方官制

一　省公署の改廢

滿洲國政府は康德元年十月十一日省公署官制を制定公布し、從來の興安省を除く吉林、奉天、熱河、黑龍江省の四省を廢し、新に奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、間島、三江、黑河の十省に區劃する地方行政改革を斷行して、同年十二月一日より施行し、滿洲建國史上に一新紀元を劃した。建國以前の四省公署は表面的には中央政府と地方各縣行政機關たる縣公署との中間行政機關として存在して居たが、內面的には地方行政の最高機關にして封建的一個の政府を形成し、所謂舊軍閥は此の機關に據つて地方民より搾取すると共に私的勢力を養つて居た。然るに滿洲國は搾取無き王道樂土の實現を理想とする爲、斯る地方行政機關の舊弊を根本的に排除し、眞正なる地方中間機關として機能を發揮せしむるの趣旨に基き、省公署の改正を行ひ以て政治の公平を期し、中央集權の强化を圖つた。

尙今次の地方行政區劃の改正趣旨は大體（イ）各省の行政區劃は相互に均衡を得せしむること（ロ）自然の地理及歷史の沿革に適合せしむること（ハ）交通、通信、經濟等の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有せしむること（ニ）治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便ならしむること（ホ）所管區域內の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜ならしむること等に存するのである。

省公署には財政廳を設けて居ないが、之は舊軍閥時代の如き搾取機關としての惡弊を芟除せんとの趣旨に外ならない。又省長は舊政權時代の如く兵馬の權を有しないが、安寧秩序の保持上兵力を要する場合は民政部大臣に具狀し、非常急變の場合には地方の駐剳軍司令官に出兵を請求することが出來る。省長は民政部大臣及所管事務に關しては各部大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し、省內の行政事務を管理し、所屬官吏を指揮監督する。省長は縣長其の他高級官吏の進退賞罰に關しては民政部大臣に上申して行ひ、委任官以下に付ては之を專行する。

省の下には縣がある。縣には總務科竝に內務、警務及實業の三局を置き、尙必要あるときは民政部大臣の認可を受けて右三局の外に敎育、土木、衞生の各局を置くことが出來る。

正が行はれる筈である。

省の外に特別市及北滿特別區がある。特別市は法人として、直接國の監督を承け省の行政範圍に入らず、法令の範圍內に於て其の行政事務を處理する。特別市公署には總務、行政及工務の三處を置く。現在特別市は新京及哈爾賓の二市である。北滿特別區の行政は大體舊東省特別區の制度を踏襲したもので、省行政に準ずべきものである。特別區には區公署を置き、其の最高機關は長官にして民政部大臣の指揮監督を承け法令を執行し區內の行政事務を管理する。區公署には總務、行政、警務、敎育及地畝の五處を置く。

今新十省の省名竝に省公署所在地を示せば次の通である。

省名	省公署所在地	省名	省公署所在地
奉天省	奉天市	錦洲省	錦縣
吉林省	吉林市	安東省	安東
龍江省	齊々哈爾市	間島省	延吉
熱河省	承德	三江省	佳木斯
濱江省	哈爾濱特別市	黑河省	黑河

二　興安總署の改設

地方行政制度改革に關聯して興安總署の改正をも斷行することとなり、康德元年十一月二十九日同總署を蒙政部に昇格せしめた。蒙政部は他の各部と同樣國務總理大臣に直屬し興安省に關する一般行政を管掌する。部に總務、民政、勸業の三司を置く。興安省は東省（省公署所在地札蘭屯）南省（省公署所在地王爺廟）西省（省公署所在地大板上）北省（省公署所在地海拉爾）に分れ各省に省公署を置く。各省長は蒙政部大臣の指揮監督を承けて省內の行政事務を掌る。各省の下に旗及縣を置く。旗は縣に準ずる地方團體で旗長は旗の行政を統轄する。

第五章　滿洲國の正式承認

第一節　日本の承認

日本政府が列國に魁けて滿洲新國家の正式承認を具體化すべき、日滿兩國最初の條約たる日滿議定書の調印は、昭和七年九月十五日新京に於て武藤全權と滿洲國鄭國務總理との間に執り行はれた。之に依りて我國と滿洲國とは正式に國交が開始されることになつた。議定書は日、滿兩文に依りて作成せられ、若し解釋に疑義を生じたるときは日本文に據ることになつて居る。本議定書に於て（一）滿洲國は將來日、滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り、滿洲國領域內に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約、協定其の他の取極及公文の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すること（二）日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する脅威は、同時に締約國の他方の安寧及存立に對する脅威たるの事實を確認し、兩國共同して國家の防衛に當るべきことを約束する。之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯すること等を協定して居る。

日本政府は右の滿洲國承認に關して（一）近年支那の排外的外交の爲滿蒙に於ける我が重大權益は日に月に蠶食せられ、遂に昭和六年九月十八日事變の勃發を見我が自衛權の發動となつた。然るに右滿洲事變の發生に伴ひ舊東北政權の覆滅を見るや、其の機に乘じ奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省竝に東省特別區及蒙古各族盟等の官紳士民等相集り協議の結果、昭和七年三月一日建國宣言を發して卽日中華民國との關係を離脫し、滿洲新國家を創立することを宣すると共に、新國家の建設綱領を昭布し、內に舊來の暗黑政治を排除して王道政治を實行し、又外に對しては信義を重んじ、和親を求め其の他既存の義務を尊重し、門戶開放、機會均等主義を嚴守すべきこと、內外に對する極めて公正妥當なる政綱を明かにしたこと（二）滿洲國の前記內外に對する政策の實行に關する誠意と熱心とは正に信を置くに足るものがある。就中治外法權の撤廢及一般外國人に對する內地開放問題其の他條約の改訂に付ては特に委員會を設け諸般の準備を整ふると共に、一方的處置を以て之れを實現せんとする意嚮を有して居る。又財政其の他諸般の施設に付ても改善の跡既に見るべきものがあり、今や滿洲

國は著々として獨立の實を擧げて居ること　(三)帝國政府は滿洲國の內外に對する態度に顧み、又滿蒙の地が我が國防の安危、國民的生存の繫がる所なるに鑑み、此の際速に滿洲國を承認して同地方の安定を促進し、帝國の廉事と東洋の平和とを永遠に確保するの基礎を鞏固ならしめむことを期し、昭和七年九月十五日武藤特命全權大使をして滿洲國政府當局との間に議定書を締結せしめ以て同國に對し正式の承認を與へた。而して右承認の實行が帝國の加盟せる何れの條約にも抵觸しない。本議定書は滿洲國が其の住民の自由意思に基き成立せる獨立國家たることを確認すると共に、同國に於て帝國及帝國臣民が從來條約其の他の約定に依り有する一切の權益を確認尊重すべきことを定め、滿蒙に於ける我が各種權益に關する從來の紛糾を一掃する外、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の廉事に關するに顧み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむるものなることを規定したこと　(四)日本は滿蒙に對し何等の領土的奪圖を有せざるは累次宣明し來つたところで、今次議定書前文中に於ても日滿兩國は相互に其の領土權を尊重すべきことを揭げて居る。又滿洲國政府は其の三月十日附對外通牒に於て外國人の經濟活動に關し、門戶開放主義を尊重すべきことを明かにして居るが、元來帝國の滿蒙に對し要望するところは同地方に於ける我が正當の權益を確保すると共に一切の排外施設を排除し、內外人均しく其の生を安んずるに在るを以て、帝國政府が滿蒙に於て各國人何れも均等の機會の下に經濟活動に從事し、同地の開發と繁榮とに寄與せんことを希望すること等の趣旨を中外に向つて聲明するところあつた。

滿洲國政府に於ても本件に關して　(一)本年三月滿洲國が民意に依り宣統帝溥儀氏を執政として迎へ、獨立を內外に宣言してより玆に一歲、此の間百官有志の努力と一般民衆の覺醒とに依り、國礎は益々鞏固を加へたこと　(二)滿洲國は三千萬民衆の意思に基いて建設せられ、內は民衆の福祉を目標と爲し、外は國際親善を主旨と爲して勵精して居る。其の國家としての立場は世界各國に比するも遜色なく、其の獨立は列國の承認の有無に拘らず事實上既に獨立の國家を成して居る。而して列國中我國の存立に最も重大なる關係あり且つ我國の接觸交涉の最も多き日本國が基本的議定書に調印し、三千萬民衆の熱望に依り率先して正式承認を斷行せられたのは、內我が國礎を固め、外我國の國際的地位を強立する上に甚大の貢獻を爲せるものであること　(三)本議定書中には滿日兩國との間に相互依存の盟約を爲し、滿洲國の存立を永遠に確保するの主旨を含み、從來三千萬民衆中に我が國家の前途に對して杞憂を抱げる者も今や此の議定書調印に依つて一掃せられたこと　(四)此の際兵匪を操縱し滿洲の治安を擾亂して領土奪回を夢見て居る張學良一派の軍閥が淨化せる滿洲の地域を再び騷亂に導き、歐米諸國を東亞の國際紛爭騷中に捲込ましめんとして居る國民黨の政治家に對し一日も速に現在の新事態に覺醒して、滿日兩國と共に民族融和の方針に向はんことを切望して止まない。而して常に正義人道を標榜し、民族自決を高唱して居る歐米諸國及國際聯盟は、滿洲國の健全なる發達を援助奬勵するの義務あるにも拘らず、却つて舊軍閥暴政より離脫獨立したる滿洲國を再び舊軍閥の手に戻して、三千萬民衆を水深火熱の中に投ぜんとするが如きは大なる矛盾であること　(五)滿洲國の今日あるを得たるは日本の援助に據るところ甚大であるが、我國の獨立と日本の支持と言ふ此の現實を無視することは徒に東亞の平和を混亂に導くものなることを認識し、今後速に我國承認の方途に出でんことを期待する。列國中には或は滿日兩國の特殊緊密の關係を疑ふ者あるやも圖り難いが、兩國の地理的又歷史的關係に省み固より當然のことで、世界各國の間にも幾多の事例を存するのである。列國が特に關心を有するのは滿洲國の經濟上の門戶開放と國際義務の履行との二點に存すべく、右に關しては既に建國宣言及對外通告中に明瞭に聲明したる通であること等の趣旨を聲明した。

前述の如く我國は列國に率先して滿洲國を承認して日滿兩國倚存の關係を明かにした。爾來滿洲國の建設は我國支援

の下に着々實現し、就中官制、法制、幣制、財政等國家運營の基礎的建設は概ね之が確立を見、治安の維持、經濟建設も亦順調に進捗して居る。

第二節　サルバドル國の承認

駐日本東京サルバドル共和國總領事は昭和九年五月二十四日駐日本滿洲國公使に對し「サルバドル共和國政府が三月三日附を以て新滿洲帝國を承認せる旨を本官に通告せる報告を本國外務省より接到せり。我が政府の執りたるステップは極東平和の爲米大陸の一國が執りたる最初のものなり。本官は玆に滿洲帝國竝にサルバドル共和國間に今日該承認と共に開始せられたる關係を今後無限に鞏固にすべき通商關係の設定せられんことを斷言す」る旨の公文竝に「サルバドル國移民法の規定に從へば支那及蒙古出生の者は共和國領土への入國は禁ぜらるるも滿洲國承認と共に新帝國の臣民は共和國に入國することを得」との覺書を手交した。

之に對し同二十三日滿洲國外交部大臣よりサルバドル共和國外交總長に對し「今回サルバドル共和國政府が執りたる措置は極東の平和、延いては世界の平和に對する一大貢獻にして、貴國が米大陸に於ける他國に先じて弊國承認の擧に出でられたることは將來永久に貴我兩國の親善關係を確保する基礎たるものと信じ、玆に弊國政府及人民が貴國政府及人民に對し抱く熱誠なる友愛の情を披瀝す」云々と電報した。

斯て南米のサルバドル共和國は國際聯盟の一員たるに拘らず、逸早く滿洲國承認の擧に出でて世界に一大衝動を與へ、國際聯盟をして震憾せしめた。

第六章　財政

第一節　財務行政組織

新國家創建に伴ふ政務の改革に際し當面の急務は治安維持と財政の確立に在る。然るに一方、兵匪跳梁し財政困難なる新國家創始の際、大局的方針として財政上採つて居るのは漸進的改革主義と見ることを得る。又改革は舊制に對して行はるるもので對象なしに行はるるものではない。從つて新國家財務行政の組織は事變前のものと併せ見ることを必要とする爲、先づ事變前の組織體系と新國家成立後の體系とを表示し、其の要點を記述すれば次の通である。

新國家成立後前政權時代の舊制を改革したる顯著なる事實は、支那政府直轄の海關回收を第一とし、從前各省が獨自に財政廳をして處理せしめたる豫算、決算、國庫に關する事項を總務廳主計處に移し、之に代ふるに徵稅監督機關として各省の主都及哈爾濱に財政部直轄の稅務監督署を設けたること、竝に從來の東三省鹽運使及吉黑榷運局を前記の如く改め、又別に阿片專賣制を樹て專賣公署を設けたこと等であつて、此の外財務行政官に優秀なる我が邦人を任用して居る。

第二節　歲計

滿洲國に於ける康德元年度（自昭和七年九月一日至同十年六月三十日）竝に前二箇年度の歲入歲出豫算は左の通である。

一　一般會計

（イ）歲入豫算

科目	康德元年度	同二年度	同元年度
經常部			
租稅			
關稅	一四〇、四七五、五八七	一〇八、六二九、四四五	八五、三七八、〇〇〇
鹽稅	七二、〇四一、一〇七	四九、六一七、五五三	四〇、四六〇、〇〇〇
噸稅	五九七、〇〇〇	一六三、四六五	四三〇、〇〇〇
鹽稅	二一、六一六、〇〇〇	二〇、七三六、八〇〇	一六、八一四、〇〇〇
田賦	八、一四二、〇〇〇	四、三五四、九四五	二、九五五、〇〇〇

契稅	九、四六〇、〇〇〇	一、三〇九、七五〇
出產稅	八五一、〇〇〇	九、四五九、八一二
鑛業稅	六、三〇〇、〇〇〇	六六〇、六九九
牲畜稅	二、〇五八、〇〇〇	四、六四二、〇九〇
芥酒稅	一三、七二一、〇〇〇	一、四七一、八二八
統稅	四、六二五、〇〇〇	三、〇三五、八六〇
印花稅		一一、〇四七　六二一
雜稅	六四九、四八〇	一、六一九、三〇六
印紙收入	八、一三一、一二〇	五〇九、七一六
官產及官業收入	九、九二九、五〇〇	一八、七二四、七〇〇
吉黑權運署利益金	三、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
專賣公署利益金	四、〇〇〇、〇〇〇	九、八二八、二四六
火柴公賣收入	六〇八、〇〇〇	五五八、四〇〇
硝磺總局利益金	一〇〇、〇〇〇	
其ノ他	一、七二一、五〇〇	三、三三八、〇五四
雜收入	三、五三〇、三六七	二、五一九、〇五一
北滿鐵路繳入金	一、四三七、六〇〇	三七五、〇〇〇
其ノ他	二、〇九二、七六七	二、一四四、〇五一
賽馬收入	七九四、五〇〇	四三〇、六〇〇
債務及商務收入		四九八、三一四
航政局收入		三四二、〇〇〇
司法收入		九九〇、一九〇
退職死亡賜金條例繳納金	四六〇、〇〇〇	
計	一六三、三二一、〇七四	九七、三八六、〇〇〇
臨時部		
水災賑濟彩票收入		三〇〇、〇〇〇
由特別會計滾入	七五〇、〇〇〇	三一七、三一〇
整理逆產收入		四、一七六、八五四
歲計剩餘金滾入	一六、六一三、八五四	三、〇三九、三六四
官有物售出價額	三八、七五〇	二六、七〇〇
雜收入	一、八〇一、三八〇	一五五、〇〇〇
中東鐵路利益割賦金		一、三七二、〇〇〇
		二、一〇四、〇〇〇

公債金	五、〇〇〇、〇〇〇	
國民奉公券收入	一、二〇〇、〇〇〇	
計	二五、四〇三、九八四	一七、〇三四、八七八
總計	一八八、七二五、〇五八	一一三、三〇八、〇五五

(四) 歲出預算

科目	康德元年	大同二年	大同元年
經費部	一二一、二六二、〇三〇	一〇七、四四八、七〇八	一〇四、四八二、〇八八
帝室費	二、〇〇〇、〇〇〇	(執政財) 一、二〇〇、〇〇〇	(執政財) 一、一五〇、〇〇〇
總務廳所管	一〇、四七三、一九一	二〇、三七九、〇五五	三七、六六四、六九七
興安總署所管	二、四四二、三四八	二、三一九、〇三四	一、〇一二、〇三〇
民政部所管	二三、六六三、六八七	二二、六四八、〇一九	四、一六八、一七五
外交部所管	一、四二一、三九三	一、二〇二、九五〇	六六六、八九二
軍政部所管	四九、二三〇、三九三	三七、三三三、二三三	三〇、〇〇〇、〇〇〇
財政部所管	一三、六四五、〇六七	一二、四一一、七一〇	二四、四五八、二四三
實業部所管	二、三七四、七三二	一、五二一、五五七	四三四、五八九
交通部所管	三、一二八、二三四	二、〇〇五、九六八	一、五四七、八二五
司法部所管	七、八八二、四〇〇	五、五九五、八一四	三、一〇八、一二六
文教部所管	五、〇〇〇、五八五	八三一、二七八	二七一、五一一
臨時部	六七、四六三、〇二八	四一、七二〇、四二〇	八、八二五、九六七
總務廳所管	三五、〇二一、〇〇七	一九、二九九、一五七	五、〇三三、五一七
興安總署所管	四一八、三五五	二五、一六七	
民政部所管	八、三四五、八九九	一、六三二、五八五	一一六、二〇〇
外交部所管	一五八、〇二一	四二、三三一	
軍政部所管	九、〇四一、六三八	四、六三三、九八四	一三、〇〇〇、〇〇〇
財政部所管	一〇、〇七七、六五六	一三、九三三、一八二	六六二、四〇〇
實業部所管	二、八二五、二五二	一、八八九、二四〇	
交通部所管	三一九、九一七	一六五、〇〇〇	一三、八五〇
司法部所管	一四一、六〇〇		
文教部所管	一、一一三、六八三	九九、八二四	
總計	一八八、七二五、〇五八	一四九、一六九、一七八	一一三、三〇八、〇五五

(二) 特別會計

科目		歲入		
		經常部	臨時部	歲出
總務廳所管		一一、三一六、六三五	四七、五一七、二六九	四六、六〇六、三九一
軍政部所管		一四、二九六、七七一	—	二七三、九九二
財政部所管		四三、一〇〇、〇〇七	一六、七〇〇、〇〇〇	一六、四一三、五四八
交通部所管		二、九〇一、五〇〇	六〇一、九五一	九三、〇〇〇
合計		七一、六一四、九一三	六四、八一九、二二〇	六三、三八六、九三一
總計		一三六、四三四、一三三		一二六、九五六、七〇五

第三節　租稅

滿洲國成立前迄支那の一部として其の稅制の下に在つた滿洲は、稅制其のものが舊式、幼稚にして負擔の不公平、二重課稅、包稅（稅金の請負徵收）、其の他の缺陷があつたのみならず、國稅の抑留、官吏の中飽（着服）、勒索（强奪）の弊等紊亂の甚しきものがあり、人民は內亂の重なる度毎に苛酷の負擔に喘いで居たのである。而して支那の稅制は財政收入上海關稅を第一とし、鹽稅之に次ぎ間接稅中心であつた。此の點は新國家成立後に於ても亦同樣であるが、之に追隨するものとして我が地租に相當する田賦があり、又昭和六年支那政府が釐金廢止に代へ統稅として設けた棉糸、洋灰、麥粉に關する新稅があり、之と同時に新設された營業稅も亦他の舊稅と共に一應其のまま繼承されて居る。此等各種の稅目に關しては昭和七年九月滿洲國政府が國地稅劃分案綱要なるものを發布して國稅、地方稅の區別の標準に關し現行の稅目に關し「現行ノ稅捐ハ其ノ徵收機關ノ如何ヲ問ハズ凡ソ從前支那ノ中央又ハ省政府ノ歲入ニ屬セルモノハ總テ國稅ト爲シ其ノ他市縣及設治局ノ收入ニ歸セルモノヲ地方稅トス」「國稅ノ種類ハ附表ニ依ル但シ附表ニ依リ區分シ難キモノ又ハ區分不明ノモノハ財政部總長之ヲ定ム」と規定して居る。然し滿洲國現在の稅務に關しては資料も不備であり、判斷に苦しむ節もあるが、右綱要、區分の順序に從ひ大要を說明する。但し以下記すところの稅金は事變前より施行せる各省の本位貨建を原則とする積りだが、滿洲國貨幣法規では、昭和七年七月一日以降原則として二箇年間新國幣に對する法定換算率を以て舊通貨の流通を認めて居る。此の國幣に對する法定換算率は別項「貨幣」に記述の通である。

一　關稅

滿洲國は昭和七年六月二十六日以降海關稅に關する外債擔保の負擔部分を繼承して、其の國內に於ける數箇所の支那海關を大連海關と共に回收し、名を稅關と改め差當り支那從來の稅種及稅率を其の儘踏襲したが、昭和八年七月二十二日三十五品目、同九年十一月二十二日百四十一品目に亘る輸入稅輸出稅の改訂を爲し、從來排日的色彩を帶びたもの、其の他不適當と認められた高率稅品に對し多少の減稅を行ふと共に、主として產業政策に適應せしむるの目的を以て若干品に對する稅率引上を行つた。尙徵稅に關し海關金單位及海關兩と國幣との換算率を一金單位は國幣一・九五圓、一海關兩は一・五六圓として國幣建に改め、昭和八年四月十六日より實施したが、更に七月二十二日從來の關稅法令中金單位若は海關兩を以て規定せる稅率、料率其の他の金額は總て前記の割合に依り換算したる

國幣建に改めた。

又稅關に付ては支那より接收せるものの外承德及山海關にも新設し、在來の大連、哈爾賓、安東、營口、龍井村、圖們と共に全國八稅關とした。此の外關東州の自由區域なること及之に伴ふ大連稅關の課稅規則等（關東州の關稅制度の項參照）は從來通りである。

二　噸　稅

噸稅も亦右關稅に附隨して繼承せるもので、外國貿易船が滿洲國の開港に入港した際、登簿噸數每噸五錢の割合を以て稅關に於て徵收する。

三　鹽　稅

支那に於ける古い間接消費稅で、此の課稅物件たる鹽は滿洲國に於ては營口地方に生產される。徵收方法は營口の產地に於て徵稅の上搬出を許さるることとなつて居り、支那斤百斤に付國幣又は現大洋票六圓三十錢の稅を納むれば奉天省內に於て賣買は自由である。之を支那では商銷と言ふが、舊吉林省及黑龍江省に於ては官運商と言ふ專賣制が行はれて居る。（專賣の項參照）本稅は稅率の極めて高い缺點を持つて居るが、民國十八年度現在、支那全體の本稅擔保の外債は八十一萬七千七百九十磅、當時現大洋一千八十一萬八千百十三元と換算せられて居る。滿洲國は成立と同時に此の外債の負擔割合と共に本稅を一應其の儘繼承した。

四　田　賦

田賦は支那の稅制上最古の歷史ある直接收益稅にして、大正五年度の歲入では第一位を占めたが、其の後振はず昭和二年省稅として地方に委讓され、奉天省に於ける收稅も亦昭和三年度には銷場稅に次ぐ有樣であつた。昭和六年事變發生後間もなく奉天省に於て本稅は他の雜稅と共に地方（縣）に委讓されたのであるが、昭和七年九月他の雜稅と共に滿洲國の國稅に編入された。田賦は東三省に於て課稅物件を耕作地（黑龍江省にては更に市街宅地）納稅義務者を臺帳登錄人、徵稅廳を稅捐局とせるものであるが、納期區々、大概は農作物の刈入後となつて居り、稅率も奉天省は每年一畝（我約二百四十坪）現大洋にて上、一角五四、中、一角一、下、〇角六六、荒地〇角三三、無等級〇角一、吉林省は吉大洋にて上及中、一的（十畝）國幣五角、下、三角、黑龍江省は哈大洋にて一晌五角となつて居るけれども、之には畝捐（奉）、三費（黑）、其の他の附加稅（吉）がある。

五　契　稅

土地家屋の賣買讓入に當り官省に登錄する際徵收される登錄稅の一種で、東晉時代本法創定の趣旨は土地彙併の抑制に在つた由である。契尾と稱する官印押捺の認可證なき違稅行爲のものを白契と稱し、之の存するものを紅契と稱する。納稅義務者は登錄申請者、課稅標準及稅率は奉天省にて賣買は現大洋建從價六分、質入四分、契紙費一枚計二元六角、吉林省にて吉大洋建、賣買同率、質入三分其の他附加稅約五元。舊黑龍江省にて哈大洋建、賣買、質入吉林省と同率、契紙費一枚現大洋五角、徵收機關は昭和七年本夏以降稅捐局である。

六　出產稅

各省出產の物品を課稅物件とし生產者より徵收する貨物稅の一種で、奉天省の例に從へば土貨（從價三分及人蔘の五分五厘）糧、（稻、粳、豌豆、小豆、綠豆、小麥の二分、元豆、青豆、黑豆の五分）、各種雜量（一分）、油糧（五分）の四種に分ち、納期は隨時である。稅票には票照費を取る定であるが、舊吉黑兩省に於ては必ずしも之と規を一にしない。

七　鹽　稅

個人又は法人の當該官省に登錄せる採掘人を納稅義務者とし、之を鑛區稅及鑛產稅の二種に分つ。鑛區稅は金銀銅鐵等第一類に屬するもの一年一畝(吉林十丈)に付、現大洋三角、砂金　砂錫、砂鐵等河底にあるものは支那に於て長十丈毎年五角の定めなるも、奉天省は三角。水昌、石棉、雲圓、石灰、大理石其の他の石類等第二類に屬するものは、支那に於て一畝毎年六角五の定なるも、舊奉天省に於ては一角五の文獻がある。以上記載なきものは未詳である。因みに試掘は毎畝年額支那にて一角、舊奉吉兩省にて五分である。鑛產稅は支那に於て第一類は產地平均市價の五分なるも、舊奉吉兩省に於て千分の十五である。第二類は同一の平均市價に付舊奉天省は千分の十、此の外若干の附加稅を徵收される。納期は六月及十二月に半年分宛前納するを普通とする。

八　營業稅

昭和六年營金廢止に代り統稅と共に新設された我が營業稅に相當する直接收益稅である。卽ち支那政府所定の稅率に依れば　(一)資本の一割五分未滿に付純收益の二分乃至五分未滿　(二)資本の二割五分以上純收益の七分五厘乃至一割となつて居る。但し營業總收入年額千元未滿は免稅、又本稅は他稅と異り附加稅の徵收を禁じてある。然し從來施行の牙(仲買)、當(質屋)、屠宰(屠獸)稅は其の儘である。滿洲に於て本稅施行當時政府人民間に問著を生じて歸結することを知らぬ間に滿洲事變が勃發した。從つて順當に規定通り行はれて居るか否かは不明であるが、大體丈の儘繼承されて居るものと認められる。

九　牲畜稅

牛、馬、騾、驢、豚、羊の賣買に當り徵收する從價稅にして、舊奉天省にては三分乃至六分、吉黑兩省に於ては之よりも若干低率であるが、屠獸の際も亦別に屠宰若干を徵收する。然し稅收上格別價值あるものではない。

十　煙酒稅

煙稅の課稅物件は烟草にして省內生產又は省外より移入のものであるけれ共、捲烟草に對しては別種の捲烟統稅なるものが掛かる。煙稅の納稅者は生產又は運搬人で、從價稅は舊奉黑兩省にて一割一步、吉林省にて一割、此の外公費、票照費其の他若干の附加稅を徵收せられる。捲烟統稅は昭和三年支那國民政府が外國に對し支那全國何れに運搬するも、一旦納稅せる上は斷じて二重課稅を爲さざる約束で、稅率の引上を行ひ好成績を納めたものである。舊奉天省では一萬本に付、現大洋一元七六を標準とせるやに認められる。然し東亞烟草、中俄、英米の烟草會社は從價五分の特約があり、運搬に際しては運烟執照一枚に付現大洋六分を徵收する定である。印紙稅を以てする比較的新式の間接消費稅と言ふことを得る。

酒稅は酒類一切を課稅物件とし、製造業者より徵收するもので、燒酎の如く釀造設備一班(四百斤)に付若干と建てるものもあるが、然らざるものは原則として從價稅、舊奉天省では一割一分、舊吉黑兩省でも大同小異である。然し本稅には特稅として正稅の二割及附加稅の一割、公費費若干、其の他の附加稅を添課せられる。

十一　統稅

昭和六年支那が營金廢止に代る國庫の損矢を補塡する目的を以て捲烟統稅の例に倣つて設けたもので一旦課稅した後は如何なる名目を以ても二重課稅を爲さざる性質のものを統稅と言ふ。種類は捲烟統稅を除く外、綿糸、セメント、麥粉の三種である。而して昭和九年十一月二十二日以降外國よりの輸入品に對しては本稅を課せざることとなつた。

綿糸(綿紗)統稅

課稅物件は省內にて製造せる綿糸（因みに綿布も綿糸の割合に依る）、納稅義務者は綿糸の製造者、稅率は生地綿糸二十三番手以下百斤現洋二元七五、二十三番手以上三元七五、徵稅は稅捐局に於て之を行ふ。

セメント（水泥）統稅

課稅物件は國內製造セメント、納稅義務者は製造者、稅率はセメント一樽重量三百七十五封度（四十五貫）現洋六角、徵稅其の他は綿糸統稅と同じである。

麥粉統稅

課稅物件は國內製造の機械製粉、納稅人は製造者、稅率は一袋の重量四十斤以下は現洋一角、四十斤を越える每に一角を增す。其の他は綿糸統稅に同じである。

十二　印花稅

我が印紙稅の意で獨立の稅目と言ふよりも、寧ろ所定の行爲に賦課する徵稅の手段に屬する。支那に於ける本稅の施行は革命後の大正二年からで、滿洲國現行稅法の母法は昭和二年十一月二十二日公布の印花稅暫行條例なるもので、本稅の種類は雜多であるが、商行爲乃至民事關係各種行爲に因り生ずる各種證憑書類竝に公法行爲に基く登記、免狀其の他の證書に所定の原金額乃至證書一通に對し、概ね累進的賦課の方法を以て印紙貼用に依り納稅に代ふるものである。

十三　雜　稅

以上の外、國稅として煤稅（石炭に課す）、鹽食交易所稅（一種の取引所營業稅）其の他がある。

十四　各種の捐費

由來支那に於ては稅金の多寡を以て政治の善惡を覩らるる慣習があつた。之が爲臨時の性質ある畝捐、硝礦捐其の他の捐と稱するものを發明し、次に糜酒公費費、淸賦經照費、畝捐提成、何々牌照、何々執照等の費を發明して事實上の增稅を爲した。其の名殘が滿洲國制定の國地稅劃分案綱要に上記國稅の「各項租稅之捐費」となつて一應繼承せらるることとなつたが、昭和二年七月二十六日奮吉、黑、奧、熱四省徵收の票照費（工本費）の國庫收入に屬するものは八月一日より廢止せられた。

十五　地　方　稅

滿洲國の國地稅劃分案綱要に依れば、現在國稅より他に委讓せるものは（一）車捐（二）船捐（三）廟捐、妓捐、戲捐（四）之に附隨せる各種の附加稅であるが、妓には其の說明を省略する。

第四節　專賣及公債

一　專　賣

滿洲に於て以前より專賣制を實施せられて居るものは、奮吉林、黑龍江兩省に於ける鹽で、建國後新たに阿片專賣實現を見、火柴（燐寸）、硝磺（硝石及硫黃）と合せ現在四種の專賣が行はれて居る。

鹽　鹽の專賣は奮吉、黑兩省のみに行はれ、財政部所管の吉黑權運署が新京に在て營口の產地より鹽を隷下の鹽倉に搬入し、兩省內の鹽販賣人をして一般に之を販賣させて居る。其の代金中には支那百斤當り營口にて現洋六元三角の稅金、運費、諸捐及若干の利益を包含せるもの（例新京昭和六年末百斤原價現大洋七元八八賣價十元七一）で權運署は營口の鹽務署に對し此の鹽稅を負擔するものである。

阿片　建國以來阿片癮者の取締問題に付ては鋭意調査中であつたが、舊支時代の斷禁制度を改め、所謂漸減方針に則り癮者の救療上必要なる限度に於て之が吸食を許し、且阿片の牧買及賣下を官に於て專掌し、依て從來殆んど公然の秘密として行はれて居た密吸食、密取引の取締を勵行し、一面又社會教育等に依る禁煙思想の普及徹底を圖り、禁煙の目的を達成せんとし昭和七年九月阿片專賣警備委員會を設置し、又阿片牧買法を發布して民間に散在せる阿片を擧げて收納するところあつたが、同年十一月阿片法及同法施行令を公布し翌八年一月十一日阿片專賣の實施を見るに至つた。

阿片は生阿片の儘政府より政府指定の卸賣人に賣下げられ、更に小賣人を經て吸食特許者に賣捌かれる。

專賣機關は在新京專賣公署で財政部の監督に屬し、奉天、吉林、哈爾賓及龍江縣城に其の支署たる專賣署が置かれてある。

燐寸　燐寸は從來過剩生產の爲製造業者相互の惱みとせられたが、日滿人間合議に依り互讓的に生產制限を爲し來たつた。然るに昭和三年瑞典燐寸會社が世界市場獲得の野心の下に滿洲に於ける數社を買收し、爾來日滿同業者間の販賣生產統制を素し、瑞典系と日滿同業者との間に對立紛糾を來したので、昭和五年張學良は國內產業保護を名とし東北火柴公賣局を設置し、生產販賣權を日滿同業者に與へた。

滿洲事變に遭遇するや昭和六年十月全國同業者(瑞典系を含む)聯合會の決議に依り暫行的に公賣制度を其の儘踏襲することとなり、新國家成立と共に財政部內に火柴公賣局が設立せられ、火柴公賣承辦處なる社團をして買收及販賣を爲さしめ、公賣局は右販賣額に對し普通燐寸一箱(十箱入二百四十袋入)に付二元を徵收する制度となつたが、固より完全なる專賣とは言ひ難い。

硫黃及硝石　財政部管轄の下に硝磺局があつて之を掌理して居る。

二　公債及彩票

滿洲國成立前發行せる公債の殘存せるものに關しては次の如きものがある。(現大洋建)

名稱	發行額	實募額	未償還額	備考
東三省整理金融公債	五千萬元	二八、八三六千元	一五、一八五千元	奉天洋二元對一元の法定換算率
十八年遼寧省整理金融公債	二千萬元	五、八四四千元	五、八四四千元	……

卽ち此等は遺からず新國家に於て整理せらるるものと認められる。次に昭和七年陽春滿洲國成立に際し本邦の三井、三菱より出資借款に應ぜる金二千萬圓、擔保は鹽稅、利率年五分と傳へられたものがある。滿洲國の公債借款は之を第一とし、越えて昭和七年十一月治安維持機關の改善、新道路建設及北滿水災復舊の目的を以て更に本邦に於て成立せるものに金三千萬圓の建國公債がある。發行價格額面百圓に付九十六圓五十錢、償還方法及期限二箇年据置、其の後五箇年々賦償還、單利廻初期六分三厘八毛、最終五分六厘九毛、利子支拂期は六月一日及十二月一日で日本興業銀行に於て爲す。擔保及償還財源は滿洲國政府專賣(舊吉黑兩省の鹽及同國の阿片)代金より優先して支拂ふ。

券面種類は百、五百、千、五千、一萬圓の五種となつて居る。

此の外滿洲國は昭和七年九月其の利益を災害救濟の費用に充當する目的を以て彩票條例を公布し、每年繼續的に富籤類似の一種の內債を發行する計畫で既に其の第一回を實行した。本條例に依れば財政部大臣に於て發行の目的、金額、發行番號、一號の價格、發行及抽籤の時期及場所等を公告し、每次の彩金總額は彩票發行金額の五割以上、

彩票一號の價格は五圓以下なる定で、第一次の發行總額は國幣拾萬圓で此の內半額を當籤に充つることとなつて居た。此の富籤は本邦に於ては取締まられて居るが、支那では在來の事である。滿洲國に於ては當面の災害救濟資金の必要なると、民心を活潑ならしむる爲實施せるものと認められる。

第七章　產業

第一節　農業

一　概況

滿洲には遼河、松花江本支流の外鴨綠江、豆滿江、穆稜河等著名な大河があり、豐饒肥沃な農耕地は此等河川の流域を中心として展開されて居る。其の耕地面積に付ては未だ完全なる調査を缺き適確なる統計を得難きも、其の概勢及利用狀況を示せば左の通である。

耕地面積（單位千陌）　（昭和七年調査）

省別（舊）	總面積	可耕地 既耕地	可耕地 未耕地	可耕地 計	不可耕地	總面積に對する率 可耕地	總面積に對する率 不可耕地	總面積に對する率 既耕地	總面積に對する率 未耕地	可耕地に對する率 既耕地	可耕地に對する率 未耕地
奉天省	一九、一七四	四、四一〇	二、四三九	六、八四九	一二、三二五	三五・七%	四六・三%	二三・〇%	一二・七%	六四・四%	三五・六%
吉林省	二七、一二三	三、三〇一	三、七一九	一一、〇二〇	一六、一〇三	四〇・六	三九・四	一九・五	二一・一	四八・一	三一・九
黑龍江省	三八、二六〇	三、九四〇	八、八九四	一二、八三四	四五、四二六	二二・〇	七八・〇	六・八	一三・二	三〇・七	六九・三
計	一〇四、三三六	一三、六三一	一七、〇三三	三〇、七〇三	七三、八三三	二九・四	七〇・六	一三・一	一六・三	四四・五	三三・三
熱河省	一五、六九〇	一、七一六	一、三七七	三、二九三	一二、三九七	二〇・九	七九・〇	一〇・九	一〇・〇	三二・一	四七・八
合計	一二〇、二四六	一三、三六七	一八、六二九	三三、九九六	八六、二三〇	—	—	—	—	—	—

（備考）熱河省は昭和六年の調査に依る

而して土壤の性質は支那農民の永年に亘る掠奪農法の結果地方に依りては有機物及窒素成分の含量乏しく、又アルカリ鹽類多く且つ重粘である等の缺點はあるが、燐酸加里に富み概觀すれば內地の土壤に比し餘り劣らない。氣象が大陸的で寒暑の差甚しく、日照時數多く、空氣乾燥し、蒸發量大なるに反して降水量が少い等の結果、栽培作物の種類に於ては主として高粱、大豆、粟等の比較的乾燥地に耐へる力の强い畑作物に適し、農耕技術に於ては簡單なる乾燥農法に依り雨水を地下水として保蓄し、毛細管現象に依つて乾燥期に於ける土壤の水濕を補ふ方法が行はれて居る。農作物成育期間の短い結果、裏作は困難で一年一毛作に止めなければならない不利がある。又畑作を主として比較的廣い面積を畜力に依る相當の大農具を使用して粗放的に耕作するのも、以上の如き自然的條件の制約に依るものである。

農家一戶當り耕地面積は四省平均四町〇二五であるが、經營農耕地面積の大小に依り農家戶數を分類すれば小農（一町八反未滿）は奉天省四一・三パーセント、吉林省三二・五パーセント、黑龍江省一五・六パーセント、熱河省五七・七パーセント、中農（六町未滿）は奉天省四三・八パーセント、吉林省四五・七パーセント、黑龍江省三九・二パー

セント、熱河省三一・四パーセント、大農(六町以上)は奉天省一四・九パーセント、吉林省二一・八パーセント、黒龍江省四五・二パーセント、熱河省一〇・九パーセントである。農地經營に關し自作農家は奉天省四二・六パーセント、吉林省四八・四パーセント、黒龍江省五六・七パーセント、熱河省六八・五パーセント、小作農家は奉天省二九・五パーセント、吉林省二八・四パーセント、黒龍江省二五・九パーセント、熱河省一四・九パーセント、自作兼小作農家は奉天省二七・九パーセント、吉林省二三・二パーセント、黒龍江省一七・四パーセント、熱河省一六・六パーセントの割合を示して居る。小作制度、分益農、協同農、請負農等は第二編第五章第一節第四項參照。農家經濟に付ては信賴すべき調査がないが、一般に生活程度低くして敎育費、衞生費等は微々たるものである。特に注目すべきは肥料代の僅少なことで、南滿地方では二年乃至三年に一回自家生產の土糞と稱する畜糞と肥土の混合物を施用するに止まり、南滿山地帶、北滿及蒙古新開放地等では全く施肥しない。

二　主要農作物概況

滿洲に於ける農作物の種類は比較的少く普通栽培されて居るものは僅かに五六十種に過ぎぬ。然かも其の主要作物は大豆、高粱、玉蜀黍、小麥等で他の作物は極めて少い。今此等主要作物の作付歩合を示すに左表の如く大豆を第一とし、高粱及粟が之に次ぐ現狀に在るが、歐洲輸出向大豆の最大顧客たる獨逸の大豆輸入防壓と、昭和八年より實施された棉花增產計畫とは滿洲農業の將來に新分野を開拓することにならう。

滿洲農作物作付面積（昭和七年）（單位陌）

種類別		奉天省		吉林省		黒龍江省	
		作付面積	百分比	作付面積	百分比	作付面積	百分比
普通作物	大豆	九七四、二五〇	三%	一、八五七、四八〇	三五%	一、二七八、四五〇	三三%
	其他豆類	一四五、四一〇	一	一二〇、四三〇	二	三三、七一〇	一
	高粱	一、四四八、二八〇	三三	八五八、九九〇	一六	三八九、八三〇	一〇
	粟	五八三、七八〇	一三	九七四、四八〇	一八	六九六、五五〇	一八
	玉蜀黍	四七〇、〇八〇	一一	三三三、九〇〇	六	二〇八、九九〇	五
	小麥	九七、四四〇	二	五九〇、三三〇	一一	七九八、七六〇	二〇
	水稻	四〇、六三〇	一	二三、三三〇	一	二、一八〇	〇
	陸稻	四八、七九〇	一	五二一、一六〇	一〇	六、二七〇	〇
	其他雜穀	四一、〇九〇	九	三五六、九五〇	七	四四三、五三〇	一二
特用作物	眞棉	三三、六三〇	一	一六、〇三〇	〇	八、五三〇	〇
	棉花	四三、〇七〇	一	—	—	—	—
	其他	一三五、二四〇	三	一三七、四一〇	三	五四、一三〇	一
合計		四、四〇九、六五〇	一〇〇	三、二九〇、七五〇	一〇〇	三、二九〇、〇五〇	一〇〇

次に此等主要農產物に就き概說する。

大豆　大豆は滿洲農產物の大宗たるのみならず又實に滿洲產業の樞軸を爲すものである。即ち其の年產額は次の如く世界大豆總產額の六割內外を占めて居る。

滿洲國省別大豆生產額（單位、陌、瓲）

年次	奉天省		吉林省		黑龍江省		合計	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
昭和五年	九九〇、六八〇	一、一八三、〇四〇	一、七六一、五七〇	二、三六三、九七〇	一、三六六、二〇〇	一、七五〇、八一〇	四、一一八、四三〇	五、二九七、八二〇
同　六年	九六〇、〇三〇	一、一七五、三九〇	一、九〇二、二一〇	二、四一四、六二〇	一、三三八、三三〇	一、六三七、〇〇〇	四、二〇〇、五九〇	五、二二七、〇一〇
同　七年	九七四、二三〇	一、一五七、六三〇	一、八三七、四八〇	二、〇八〇、〇一〇	一、二七八、四三〇	一、〇三〇、二三〇	四、〇九〇、一八〇	四、二六七、八七〇

右の中食料、飼料、種子用等として原地消費に充てらるるは一割五分乃至二割に止り、殘餘の內約六割は大豆の儘で搾油工業の原料として大部分本邦及歐洲諸國へ輸出せられ、約二割は國內の油房に於て豆粕及大豆油の製造に供せられるが、更に其の豆粕の九割迄は我國及支那市場へ輸出せられる。此等大豆、豆粕、大豆油を合せたるものの輸出價額は昭和七年に於て圓價に換算し約三億六千六百萬圓に達し滿洲の總輸出價額の六割見當を占め、之を農產物のみに付て觀れば約七割五分に當る。然し之とて約七十年前までは農民の食料として洲內の需要を充すに過ぎなかつたものであるが、搾油工業の發展に伴つて漸次其の產額を增し、日清戰役後我國への販路が開かれ、更に明治の末年我國に依つて歐洲市場に紹介せられるに至り、其の產額の巨大にして價額の低廉なるに乘じて忽ち世界的商品たる地位を獲得するに至つた。而して其の用途は諸食料品原料として用ゐらるる外、油粕は重要なる窒素肥料たるのみならず家畜飼料として將來を囑望せられ、更に大豆油、豆粕を中心とする化學工業の發展は將來益々大なる期待がかけられて居る。其の生產地は嘗ては南滿遼河流域一帶を主としたが、交通網の發達と共に哈爾賓を中心とする松花江流域の沃野に急激なる增加を見、昭和七年には三千二百八十萬石を產し、其の產額は北滿、南滿略同產額の割合を示して居る。省別にすれば吉林省二百八萬瓲、奉天省百十五萬瓲、黑龍江省百三萬瓲である。而して各鐵道沿線の集散地に出廻つた大豆は大連、營口、哈爾賓等の油房都市及大連、營口、安東、浦鹽等の海港へ輸送せられる。

高粱、粟及玉蜀黍　此の三者は滿洲住民の主要食料品を構成するもので、其の全食料品中に占むる割合は高粱五十二パーセント、粟二十四パーセント、玉蜀黍九パーセントと稱せられる。されば其の收穫高は大豆に次ぎ、昭和七年の之が產額は高粱約二千九百十一萬石、粟二千二百三十七萬石、玉蜀黍約千百七十五萬石に達するが、大部分は國內の消費に充てられ市場出廻率は夫々四割餘、二割餘及三割五分に止り貿易上の地位は低い。然かも高粱の輸移出額二、三百萬石の中大部分は支那人の食料として輸出せられ、又粟の輸出高の大半（最近五箇年平均百五十五萬石餘）は朝鮮仕向であつて、其の數量は鮮米の內地移入量に影響を及し、延いては我國の米穀政策上微妙の關係に置かれて居る。玉蜀黍も亦約四、五十萬石を日本及支那へ輸出して居る。其の用途は食料及釀造原料となる外高粱の稈は燃料、建築材料、アンペラ製造材料等として、粟の稈及玉蜀黍の葉は飼料として孰れも民衆の生活に重要なものである。高粱は遼河流域を主產地として南滿は北滿の二倍以上を產し、粟は南滿と北滿と略均衡し、玉蜀黍は南滿の南部地方が主產地である。

小麥、陸稻及水稻　小麥は氣候の關係上大部分を北滿に產し同地方第一の主要農產物である。昭和七年に於ける收穫高は八百六十一萬石に上るが、大半は國內で製粉に用ひられ輸出量は少ない。元來滿洲は麥粉の大消費地であり、我國亦製粉工業の原料として年々多量の小麥を加奈陀其の他の諸國より輸入せる現狀に鑑みるときは、小麥栽培の前途は北滿の沃野の開拓に伴ひ最も有望なるものの一つである。陸稻は品質不良ながら早生で良く滿洲の風土に適し昭和七年に於ける收穫高は籾百五十七萬石に達する。滿洲に於ける水田の開發は主として移住鮮人の努力に依るもので、昭和七年籾百十四萬石の收穫を見るに至つた。右主產地は滿鐵沿線、間島及海林附近であるが、開田可能地は遠く松花江、牡丹江、嫩江流域に亘り五十萬乃至百萬町步に及ぶと稱せられ、近き將來に於ける千石萬石の產米が可能とされて居る。

主要農作物作付面積及收穫高累年比較（單位、千陌、千瓲）

種別	昭和六年 作付面積	昭和六年 收穫高	同七年 作付面積	同七年 收穫高	同八年第三回豫想 作付面積	同八年第三回豫想 收穫高
大豆	四、二〇一	五、二二七	四、〇九〇	四、二六八	四、〇〇一	五、二〇五
高粱	二、九八〇	四、四九七	二、六九七	三、七二八	二、六五八	四、二二九
粟	二、二三二	二、九六〇	二、二五五	二、六一三	二、三八一	三、二七三
玉蜀黍	九八八	一、七〇一	一、〇一三	一、五四二	一、一〇二	一、八六八
小麥	一、五八六	一、五八〇	一、四八七	一、一三三	一、三七四	一、四三〇

棉花　滿洲に於ける棉花は現に在來棉と陸地棉の二種が栽培されて居るが、此等各々の栽培面積と生產額とは未だ正確に知るを得ない。然し滿鐵經濟調査會の調査に依れば棉作の行はれて居るのは奉天省、熱河省で、其の栽培面積は遼陽縣を首位として、義、黑山、蓋平等之に次ぎ、昭和八年に於ける作付面積は次表の如く五萬二千五百町步餘を算し、生產額は實棉九千七百四十四萬斤餘を示して居り、此の割合より推すと其の反當收量は約百八十六斤となる。滿洲に於ける棉花生產の現狀は右の如く、大豆其の他の特產物に比すれば殆んど言ふに足らない程度であるが、昭和八年四月奉天省實業廳主唱の下に滿洲棉花栽培奬勵策を樹立し、將來二十箇年を期し奉天省內に於ける栽培面積を陸地棉、在來棉を合せ三十萬町步に擴張し、生產繰綿一億五千萬斤を得る豫定を以て大同二年より既に實行に著手した。而して之が指導奬勵機關として滿洲棉花協會を設立し、我國に於ける日滿棉花協會とも連絡相呼應し、棉種子の配付、原種圃並に採種圃の經營、講習會及品評會の開催等を行ひつつあるが、昭和九年に於ける種子配付數量は約百二十萬斤にして、昭和十年春季に於ては之を約二百萬斤に增大する計畫であり、更に諸般の施設充實するに至らば其の將來には相當刮目すべきものがある。

縣別棉花作付面積及收穫高

奉天省 縣別	作付面積	實棉收穫量	反當收量	海城	一、八九七・六〇	三、九八四・九六〇	二一〇
遼陽	一七、三一〇・〇〇町	三六、七七一、〇〇〇斤	二一〇斤	臺安	一、〇〇〇・〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一二〇
遼中	一、三〇二・三〇	二、八三四、三七四	一九〇	綏中	二三・四〇	三九、七八〇	一七〇
				義	三、二七七・〇〇	一一、〇八一、七〇〇	二一〇

縣別	作付面積	實棉收穫量	反當收量
	町	斤	斤
承德	三、〇〇	五七、〇〇〇	一〇〇
朝陽	二、四〇〇、〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一八〇
平泉	一八〇、〇〇	二六、〇〇〇	一四〇
建平	六〇〇、〇〇	七八〇、〇〇〇	一三〇
喀喇沁左翼	三、〇〇〇、〇〇	三九〇、〇〇〇	一三〇
凌源	八〇〇、〇〇	一〇四、〇〇〇	一三〇
北票	一、〇〇〇、〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇
阜新	一、二〇〇、〇〇	一五六、〇〇〇	一三〇
彰武	一、三二九、三四	一七二、八二四	一三〇
康平	一、三九〇、〇〇	一八〇、七〇〇	一三〇
法庫	三、一〇〇、〇〇	四〇三、〇〇〇	一三〇
本溪	八〇〇、〇〇	一〇四、〇〇〇	一三〇
懷德	三、八〇〇、〇〇	四九四、〇〇〇	一三〇
撫順	一、八〇〇、〇〇	二三四、〇〇〇	一三〇
清原	二、一六〇、〇〇	二七、〇八〇	一三〇
計	四三、二二六、六二	八六、八四〇、二四二	一九六
遼河沿	三、〇〇〇、〇〇	三九〇、〇〇〇	一三〇
鐵嶺	一、〇〇〇、〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇
開原	二、一六〇、〇〇	二八〇、八〇〇	一三〇
黒山	四、八五二、九五	一〇、一五二、四五三	二一〇
錦	一、五二四、八五	二、八九七、二一五	一九〇
鳳城	二七六、〇〇	三五八、〇〇〇	一三〇
營口	一八〇、〇〇	三二四、〇〇〇	一八〇
蓋平	二、一〇〇、〇〇	六、七三〇、〇〇〇	二一〇
興城	八八二、〇〇	一、五八七、六〇〇	一九〇
錦西	二八〇、〇〇	三三二、〇〇〇	一九〇
錦縣	九六、〇〇	一三二、一〇〇	一四〇
盤山	一三五、六〇	一四八、三一〇	一三〇
安東	五九、六〇	六五、六六〇	一三〇
莊河	一八八、〇〇	二一〇、〇〇〇	一九〇
復	一、四〇〇、〇〇	二、六六〇、〇〇〇	一九〇
北鎮	一、一〇〇、〇〇	二、〇九〇、〇〇〇	一九〇
昌圖	三二、八〇	三〇、一六〇	一九〇
瀋陽	三〇〇、〇〇	三九〇、〇〇〇	一三〇
鐵嶺	四、三四	四、六四	一、〇六
開原	二、一六	二、七六〇	一、二七

右の外、普通作物として小豆、綠豆等の豆類約二百萬石、黍、稗、蕎麥、大麥等の雜穀を合せて約千八百萬石の收穫があり、特用作物としては大麻、苧麻、煙草、甜菜、藍、胡麻、忽布、落花生等實に多種多樣である。

三　蠶　業

家蠶は滿鐵及關東廳試驗の結果將來有望なことが證明せられたが未だ副業の域に達しない。柞蠶の飼育は約百年以前に起り重要物產の一となつて居る。產地は奉天省の遼河以東の地方で殊に遼東半島に最も盛である。我國の絹紬の原料は專ら滿洲柞蠶絲である。

四　牧畜業

滿蒙は古來牧畜の天地であつて住民は愛畜心に富み、其の飼致使役には天稟の技能を有し利用方法亦巧妙を極めて居る。其の用途は實に多方面に亘り役畜として農業經營に、騎用、乘用として交通に缺くべからざるものであり、排泄物は土糞として唯一の肥料を供給し、其の肉は重要食料品であり、皮骨毛も畜產品として其の利用は餘す所がない。爲に農家各戶殆んど家畜を飼養せざるなき迄に普及し、農民の生活と密接に結び付き恰も人間と家畜とが一

縣別	馬	騾	驢	牛	駱駝	豚	綿羊	山羊
新民	三〇	一〇	一〇	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
彰武	九〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
康平	九〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
撫順	三五	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
懷德	九〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
本溪	一〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
法庫	九〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	一九六	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
遼河沿	九〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
鐵嶺	一〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
開原	一〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
阜新	七五〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
彰武	一八〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
凌南	二、四〇〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
青龍	六〇〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
興龍	一八〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
凌源	六〇〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	八、二七〇、〇〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇
總計	三、四八九、六二	九七、四四八、三四二	一八六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

體となつて協力して滿洲の農業組織を構成して居るとも言へる程である。其の頭數に付ては未だ完全なる調査が行はれて居ないが、昭和七年に於ける主要なものは概略左の通である。

	牛	馬	騾	驢	羊	豚	計
奉天省	五九五、七四〇	六〇九、六四〇	四一六、七九〇	三八五、五六〇	五六九、九三〇	二、六七四、六九〇	五、二五〇、三五〇
吉林省	四六一、五六〇	七八五、二四〇	二九三、六一〇	八一、二一〇	一六一、〇七〇	二、〇八四、七四〇	三、八六五、二三〇
黑龍江省	六〇五、一九〇	一、〇三〇、一五〇	一九一、〇七〇	三四、九五〇	一、六一五、〇七〇	一、七二〇、〇五〇	五、一九六、四八〇
合計	一、六六〇、二九〇	二、四二五、〇五〇	九〇一、四七〇	三〇一、七二〇	二、三四六、〇七〇	六、四七九、四八〇	一四、三一二、〇六〇

其の他鷄、鶩、鷲鳥等の家禽及蜜蜂等も莫大な數に上るが、就中我國の羊毛工業と關連して羊の改良增殖が期待されて居る。在來の蒙古種の羊は元來肉用及毛皮用として飼養されて居るもので、毛質は不良且つ收毛率低く纔に下等絨の原料に使用せらるるに過ぎない。滿鐵の農事試驗所は之にメリノー種を交配して優良適種を得ることに成功したが、實際に我國の羊毛需要を相當程度に充し得るに至らしめるには、尙大資本と相當の年月とを要するものとされて居る。

第二節　林業

一　概況

滿蒙の森林地帶としては有名なものは松花江流域、牡丹江流域を始とし鴨綠江流域を數ふることが出來るが、又東支沿線の小山嶺より西林河に至る地域も相當の蓄積を有して居る。更に東支西部線方面には布哈圖以西より興安嶺に至る山脈及吉林三姓地方にも一帶の森林が優良な林相を呈して居るが、蒙古に至つては一望千里草原と砂丘の連續で殆んど森林の見るべきものなく、只興安嶺中に見るべき森林があるが未だ充分に調査されて居ない。前記各流域に於ける蓄積の概數を揭ぐると大要左の通である。

滿洲森林面積及蓄積量

地域名	森林面積	蓄積量(千石) 針葉樹	蓄積量(千石) 濶葉樹	合計	立木利用材積
	町歩				千石
鴨綠江流域	九〇三、一八二	三三、七九〇	三一二、一六〇	三四五、九五〇	一七八、三八〇
松花江流域	一、四〇五、九四七	四三〇、九〇〇	五〇六、七九〇	九三七、六九〇	二八一、三〇一
豆滿江流域	二一四、〇四五	四七、八九〇	六五、二六〇	一一三、一五〇	三三、九四五
牡丹江流域	三四二、八七二	一二九、九七六	一三四、七一〇	二六四、六八〇	七九、四〇四
東支東部沿線	二、三三八、八一八	二四四、一五〇	五五七、八七〇	八〇二、〇二〇	二四〇、六〇六
三姓地方	五、一四九、三三一	四三八、八七〇	九五六、七四〇	一、三九五、六一〇	四一八、六八二
小興安嶺	七、二二三、九〇八	七二二、三九〇	一、四四四、七八〇	二、一六七、一七〇	六五〇、一五一
大興安嶺	四、五一四、九四二	四五一、四九〇	九〇二、九九〇	一、三五四、四八〇	四〇六、三四四
伊勒呼里	六、三二〇、九二〇	六三二、〇九〇	一、二六四、一九〇	一、八九六、二八〇	五六八、八八四
總計	二八、四一四、九六五	三、二三一、五四〇	六、一四五、四九〇	九、三七七、〇三〇	二、八五七、七〇四

斯くの如く滿洲には相當廣大な森林蓄積を有して居るが、滿洲總面積一億一千六百萬町歩の二割五分は森林と云つてよい。一葦帶水の滿蒙に約三千萬町歩の森林と蓄材一百億石とを有することは、我國木材需要の將來から觀て大なる强味である。

二　樹種及混淆歩合

滿洲の森林地帶は植物學上より觀るに溫帶の北部より寒帶に跨り、其の樹種は概ね北海道の其れに類似して居る。樹種は三百餘種に達して居るが、其の中有用樹種は針葉樹では朝鮮松、朝鮮樅、ダフリカマツ、朝鮮唐松、テウセントウヒ、タウシラベ、支那赤松、蝦夷松の八種で、何れも建築土工用材として貴重ならざるはなく、或は電柱に或は製紙用パルプ資材として必要缺くべからざるものである。又濶葉樹にありては針葉樹に比し其の數も多く蓄積量亦豐富であるが、有用樹種と目さるるものはカウライ、ミヅナラ、シナノキ、滿洲楓、ヤヂダモ、白樺、イタヤカヘデ、キハダクルミ、テウセンヤマナラシ、イヌエンジユ、ヤマナシ等で家具用材、礦床材、燐寸用材其の他各般の用途に利用せられる。

前記各樹種の混淆の割合は大體に於て針葉樹四分、濶葉樹六分の割合を示して居る。針葉樹中最も量の大なるは朝鮮松で蓄積の約五割を占め、樅、トウヒ類が約二割、其の他の樹種に至つては其の存立歩合は僅少である。濶葉樹にあつては楢、カシワ類、シナノキ、ハルニレ、ヤチダモ、白楊等が其の約七割を占め、之に次ぐものはクルミ、キハダ等である。

三　利用狀況

前記の如く滿洲には豐富な森林面積と蓄積量とを有するに拘らず、其の伐採量は僅々五百四、五十萬石を越えない。惟ふに交通運輸の不便、政局治安の不安定、幣制の錯綜せること等に基因し、充分に資本を投下して伐採することの不可能なると、地理的竝に經濟的關係よりして近時著しく安價なる北洋材と米材とに壓到せられ、漸次衰退して前記の如き數字を示すに至つたのであらう。然かも其の伐採されつつある地域も比較的至便の箇所のみで、其れを分別すると左の通である。

材別	出材石數	材別	出材石數
鴨綠江材	一、二一八、一八八	吉林材	七四一、九八〇
北滿材	六二三、五九〇	間島及琿春材	二四九、九二七
合計			二、八三三、六八五

四　林業關係合辦事業

滿洲に於ける木材の取扱は主として本邦人と滿洲人との合辦事業に依つて行はれる。而して其の數は十六、之を所在地別に分くれば吉林省域三、新京二、哈爾賓七、安東縣二、海拉爾二であつて、各會社に於て掌る事業は伐採（一般用材、鐵道枕木、薪材、製紙原料）製材、製函、製樽、木材等の賣買及之に附帶する事業其の他委任經營及金融である。然し此の中良好なる成績を持續しつつあるは鴨綠江採木公司のみで、他は何れも從來の滿蒙特殊の政情竝に經濟的事情、就中近年稀有の銀價暴落及極度の木材界の不況に禍せられ其の業績は擧がらなかつたが、滿洲事變を楔機として幾分曙光を認むるに至つた。

第三節　鑛業

一　金

滿洲に於ける產金は殆んど砂金である。砂金は國內一帶に廣く分布せるも概して南方に少く北方に多い。滿洲採金の歷史は古く又產金地として數へらるる地は多いが、概ね交通不便なる僻遠の地で治安狀態も惡く未だ大資本に依る企業的開發を見ない。從つて規模も小さく、採金法は尙掘起法、流水法等の原始的方法に過ぎない。歐洲大戰直後一時年產二千萬圓以上に上つたと稱せられる時代もあるが、近年の產額は六百萬圓內外と推定せられて居る。埋藏量の如きも充分なる調査行はれ難く確實なる數字は不明であるが、北滿の砂金埋藏量三百五十萬瓩說が稍信賴すべき推定である。金鑛も各地に分布して居るが現在稼行中のものは殆んど無い。

黑龍江省は往古より支那第一の產金地として著はれ、淸朝時代には露人の進出盛であつたが、日露戰役後官營として採金者を支那人に限つた。產金地は漠河流域が隨一の名あり、呼瑪爾流域、大黑河、法別拉河一帶、奇乾河、吉拉林河一帶、觀音山、大平溝地方、梧桐河流域、綏江流域等之に次いで居る。吉林省にも產金地は頗る多いが最も開發を妨げられ、古くより有名な依蘭縣の三姓金鑛も匪賊橫行の爲中止して居る。依蘭縣の外樺川、穆稜、寧安の諸縣が鑛量豐富で最も有望である。尙奬皮溝には滿洲に珍しき金鑛脈が存在する。奉天省では遼河支流地方、鐵河及大洋河流域、遼東半島、興城、綏中地方が主產地で鑛脈良好なものがあるが、不振であり既に亂採久しきに亘つて老鑛に陷れるものも多い。

二　鐵

鐵は石炭と共に滿洲鑛產物の双璧であり、其の埋藏量は含鐵量三十六パーセント以上のもの約八億瓩と推定される。元來滿洲の鐵鑛石は大部分三十六パーセント乃至四十パーセント內外の貧鑛で經濟的價値の低いものであつたが、近年鞍山に於て磁化還元焙燒法が發明せられ、此の種赤鐵鑛原鐵を噸當り一圓前後の費用を以て五十五パーセント程度の人工富鑛と爲し得るに至つた。將來若し技術の進步に依り三十六パーセント以下の貧鑛をも經濟的に利用し得るの曉には、滿蒙の鐵鑛資源は十數億瓩に達せんと稱せられる。鐵鑛資源に惠まれず其の大部分を海外の供給に仰がねばならぬ我國にとつては洵に重大な意義深き存在である。

鐵鑛主產地は殆んど奉天省殊に鞍山一帶及本溪湖附近に集中されて居り、現在稼行中のものは鞍山及南兒溝のみと云ふも不可はない。兩者を合せた年採掘量は昭和元年乃至同五年の平均に於て九十三萬瓩餘にして、之に依り年產約三十萬瓩の銑鐵を生產して居る。鞍山鐵鑛は大戰中滿鐵が日支合辦の振興公司を設立して石灰石、粘土、硅石等の鑛區と併せて獲得し、此の原料給源に依り鞍山製鐵所を起したものにして、總埋藏量三億瓩、西鞍山、東鞍山、大孤山、櫻桃園等十一鑛區を含んで居る。現在大孤山の貧鑛採掘を中心とし一日二千五百瓩の採掘能力を有する。南兒溝鐵山は淸朝時代より滿洲製鐵中心地として著はれたが、日露戰役後大倉組が日支合辦本溪湖煤鑛公司を設立して其の製鐵原料を之に求むるに至つた。鑛區十二、大部分貧鑛であるが、現在は富鑛を一日二百五十瓩內外を採掘して居る。其の他弓張嶺は未だ探鑛中に屬し、千西溝、八盤嶺、歪頭山、七道溝、大栗子溝、鑛洞子等孰れも休業、未稼行或は休山中にして、朝鮮國境幌兒山附近及吉海沿線等に散在するものも纔に土法製鐵の原料として地方的需要を充すに止つて居る。

三　石炭

石炭は滿洲鑛產物の大宗にして其の分布は殆んど全土に遍く、總埋藏量約四十八億四百萬瓩と推定される。炭田の數は大小七十、現在稼行中のもののみにても三十を算する。總出炭量は年額約七百萬瓩に上り、其の內我國及支

那、南洋方面に輸出せらるるもの三百七十萬瓲內外、船舶用として約七十萬瓲、殘餘が滿洲內國の消費に充てられる。輸出炭量は過去十年間に約四倍の增加を示し、其の東洋市場に於ける近年の活躍は目醒しいものがある。

撫順炭礦は滿鐵の經營に係り、礦區面積千八百萬坪、主要炭層の厚さは平均四十米、最厚百三十米に達する。其の埋藏量九億五千萬瓲を超え、年產額は七百餘萬瓲卽ち總出炭量の七割以上を占め、其の半近くが古城子の露天堀より採掘されて居る。而して滿洲炭總輸出量の大半は撫順炭の占むるところである。生產費は極めて低廉で露天堀、坑內掘を總括平均するも噸三圓見當に過ぎない。從つて生產額の割高な內地炭礦業者にとつては一大脅威であり、內地輸入高は昨今年百六十五萬瓲と制限されて居る。然し最近需給のバランスが漸く傾いて石炭輸入國に轉向せんとして居る我國にとつては、將來の工業的發展に對して非常な强みであり、今後滿洲の工業的開發の基礎を爲すものなることは言ふ迄もない。炭質は弱粘結性の瀝靑炭にして揮發性に富み製鐵用骸炭には適かないが、蒸汽用、瓦斯用、製陶用、家事用として最適當である。煙臺炭礦は撫順炭礦の支礦として滿鐵の經營するところであり無煙炭に屬するが出炭量は少い。本溪湖炭礦は本溪湖煤鐵公司の經營に係り、其の炭質は高度瀝靑炭にして粘結性强く骸炭用に適し製鐵原料として最優秀なるものである。生產高は撫順に次ぎ年額五十萬二千瓲を超える。舊張政權の官營企業たりし東北籌務總局に屬する諸礦は其の總生產高第三位を占め、就中五湖嘴の無煙炭は良質で長江流域に迄販路を有する。東支鐵道の所有に係る札賚諾爾炭礦は埋藏量三億瓲と稱せらる、北滿第一の大炭礦であるが炭質は不良であり近年甚だ振はない。其の他出炭高多きものに吉林省の穆稜炭礦、熱河省の北票炭礦、黑龍江省の鶴立崗炭礦あり、熱河省の新邱炭礦は埋藏量實に十億瓲を超ゆるものと稱せられる。

四　油母頁岩

撫順の大炭層を百二十米の厚さを以て蔽ふ油母頁岩は埋藏量四十四億瓲と推算され、含油率は平均六パーセントである。現在古城子の露天掘に依り剝離さるるものを原料として一日處理能力四千瓲の製油工場を建設し、創業第二年たる昭和六年には重油四萬瓲、主要副產物硫安一萬五千餘瓲を產出して居る。

五　其の他の鑛業

滿鐵沿線の大石橋、大平山、海城の附近は殆んど無盡藏と稱せられる世界無比の菱苦土鑛產地であり、其の品質も極めて良好で年產額五萬五千瓲內外、其の約七割が原鑛の儘日本內地に輸出せられ、主として製鋼用鹽基性爐の材料に用ひられて居るが、尙耐火煉瓦、建築材料リグノイド、金屬マグネシューム等の原料となる。又現在主として硼砂及五湖嘴に於て石炭の直下より、耐火煉瓦、陶器等の原料たる耐火粘土と共に產出される礬土頁岩はアルミニューム原料として將來重要なものである。更に滑石、苦灰石、石灰石、硅石、石綿、耐火粘土、長石、方解石、螢石等近世諸工業の重要原料であり、其の他品質優良の非金屬鑛物が豐富である。

第四節　水產業

滿洲は其の面積の廣大なるに比して海岸線短き爲、內水面漁業は沿海漁業に比し重要な地位を占めて居る。卽ち沿海漁獲高は最近の調査に依れば約二百萬貫乃至五百萬貫で、內水面漁獲高は最近の數字を缺くが從來約五百萬貫以上を示して居る。然かも內水面漁業は沿海漁業と異なり未だ充分な發達を遂げて居ないもので、其の將來は內地の開發に伴ひ有望なるものがある。其の內南滿河湖の產額は年三十三萬貫前後に過ぎざるに對し、北滿は各大呼及呼倫湖、貝爾湖、興凱湖等に鯉、鮒、鮠、草根魚、白魚、狗魚、鰉魚、鱘魚、鰱魚等約四百七十五萬貫に上る。

夏季は高溫の關係上水產物の貯藏輸送が困難なる爲漁業不振にして單に地方的消費に充てらるるに止るが、冬期は頗る盛大で凍魚として全滿洲から北支那地方にまで供給せられる。其の集散地は滿洲里、哈爾賓、齊々哈爾、新京等である。然し全體として滿洲の漁業は到底三千萬人口の需要を充すに足らず大半は輸入に仰いで居る。

第五節　工業

滿洲は工業發生の要因となるべき動力、勞力及土地を完全に具備して居る。然るに舊來僅に搾油、製粉、釀造等主として農產物を原料とする小規模の手工業を見たるに過ぎなかつたが、我國が露國に代り滿蒙開發の施設を行ふに及んで、弗人の手により關東州及南滿洲鐵道沿線を中心として各種の近代的機械工業の勃興を招來し、爾來製油、製粉、釀造の三主要工業を始め、製鐵業、機械工業、柞蠶製絲業、錦絲布業、毛織業、製麻業、製紙業、燐寸製造業、油母頁岩工業、曹達灰工業、硫安製造工業、石鹼製造業、煉瓦製造業、煙草製造業、皮革工業及電氣、瓦斯等各種の工業滿次發達するに至り、殊に硫安及製鐵等の工業にあつては既に滿鐵を中心として滿洲化學工業株式會社、昭和製鋼所等設立せられ、共に昭和九年末より同十年初頭の間に操業開始の運びに至るなど將來期して俟つ可きものが甚だ多い。

滿洲の工業に付ては關東州及鐵道附屬地以外全般的に示すべき統計なき爲其の詳細を知ることは不可能であるが、滿洲工業の大部分が關東州及鐵道附屬地に在るを以て此等兩地の態樣に依り略其の大勢を知ることが出來る。

各種工業會社數及資本調（昭和七年）

種類別	關東州		鐵道附屬地		計	
	會社數	拂込資本金又は出資額	會社數	拂込資本金又は出資額	會社數	拂込資本金又は出資額
紡織工業	一五	二、三三〇、〇〇〇圓	六	一、九一八、二〇〇圓	二一	四、二四八、二〇〇圓
金屬工業	一五	九八一、〇〇〇	二	一〇四、〇〇〇	一七	一、〇八五、〇〇〇
機械及器具工業	一七	二、一二四、六〇〇	四	六〇二、〇〇〇	二一	二、七二六、六〇〇
化學工業	七三	一一、七三一、五〇〇	二九	七、二六一、〇〇〇	一〇二	一八、九九二、五〇〇
食料品工業	五三	四、〇三九、八〇〇	二九	三、七二二、二〇〇	八二	七、七六二、〇〇〇
雜工業	一一三	九、〇八七、〇〇〇	五三	三、八〇一、一〇〇	一六六	一二、八八八、一〇〇
特別工業	二三一	三〇〇、〇〇〇	九	三、〇八七、五〇〇	一一	三四、三八七、五〇〇
合計	二八八	六一、五九三、九〇〇	一三二	二〇、四九六、〇〇〇	四二〇	八二、〇八九、九〇〇

工業企業資本累年比較

年次	關東州		鐵道附屬地（及領事館所在地）		計	
	會社數	拂込資本金又は出資額	會社數	拂込資本金又は出資額	會社數	拂込資本金又は出資額
昭和五年末	二六六	六二、六五九、三〇〇圓	一三〇	三一、六七〇、〇〇〇圓	三九六	九四　三二九、三〇〇圓
同　六年末	二七五	六二、四七八、四〇〇	一三八	三三、一一九、一〇〇	四一三	九五、五九七、五〇〇
同　七年末	二八八	六一、五九三、九〇〇	一三二	二〇、四九六、〇〇〇	四二〇	八二、〇八九、九〇〇

右表の如く一社當り平均資本額は漸次減少の過程を經、昭和七年末現在の工業會社數は四百二十社、資本額八千二百八萬九千九百圓にして、之を同六年末に比すれば會社數に於て七社を增加し、資本額に於て千三百五十萬七千六百圓の減少を示して居る。

工場數及生產額累年比較

年次	工場數			資本金	生產額
	原動力を用ひるもの	原動力を用ひざるもの	計		
昭和五年末	五六〇	二八七	八四七	三二四、三二二、〇一七圓	一〇三、九八四、八八七圓
同　六年末	五六七	二六一	八二八	三八九、一七七、二一九	八九、八八〇、三九〇
同　七年末	五九五	二九九	八九四	二三六、〇二六、四一七	一二三、三九七、五五八

（備考）本表は職工一日平均五人以上を使用する工場を示す

昭和七年末現在に於ける工場數八百九十四、生產額一億二千三百三十九萬七千五百五十八圓を前年に比較すると工場數に於て六十六、生產額に於て三千三百五十一萬七千百六十八圓の增加を示して居る。而して主要生產物中前年に比し生產價額の增減率の最も甚しかつたものは銑鐵の五割七分、煉瓦の九十割弱、製材の十三割四分、豆油の二割一分等の增加、紙の九割二分、麥粉の八割等の減少である。

尙北滿に於ける工業は主として油房業、製粉業で概ね東支鐵道沿線及附屬地內に存在し、殊に哈爾賓に集中して居る。而して此等北滿工業界も油房業が原料大豆安に惠れてかなり活況を呈した外、南滿同樣不振裡に經過して居る。

第八章　商業、貿易、金融及幣制

第一節　商業

一　概況

滿洲に於ける商業組織は主要都市及貿易港に於けるものは近代的形態を備へて居るが、其の他は新舊混淆し殊に蒙古地方の如き未開化地に於ては今尙隊商發子制度に依る物々交換が行はれて居る。滿洲に於ける主要なる企業經營は比較的規模の大なるものは外國人殊に邦人の手に依つて行はれて居るものが多いが、小商業に至つては滿洲人が其の獨特の市場組織と同業組合制度と統制力と質實勤勉とを以て逐年優勢の地步を固めて居る。

二　邦人の商業

滿洲に於ける邦人の商業は昭和八年末會社經營に依るもの丈でも其の數七百七十三、資本九千五百餘萬圓に達し、其の中金融業が主位を占め、物品販賣業、土地建物賃貸業、仲買委託賣買及賣買仲立業及貿易業等之に次で居る。此等の邦人の商業は從來世界的不況の普遍的原因以外に、滿洲舊官憲の施政及經濟組織から來る諸原因に觸せられて不況に沈淪して居たが、滿洲國の成立により舊政權の壓迫を脫すると共に、中央銀行の設立に依り幣制の統一せられるに至つたので從來に比し取引上少からざる便益を得るに至つた。唯小商業に於ては前述の通り獨特の取引制度及特質を以て比較的少額なる資本を巧に運用し、頗る根强い發展振を示して居る等滿洲商人に及ばざるものがある。尙邦人の商業に關する施設を記述すれば左の通である。

商工會議所　邦人の商工會議所は大連、奉天、營口、安東、鐵嶺、新京及哈爾賓の七箇所に設置せられて居る。

各種組合　關東廳及滿鐵關係者十數萬人を購買者とする購買組合及消費組合は世界大戰に依る物價騰貴と在滿邦商の利已的營業に對する對策として設立せられたのであるが、近時邦商の窮迫著しきに連れ其の擁護運動を見るに至つた。尙滿洲輸入組合は本邦商品の輸入增進及在滿邦商の發展を圖る爲邦商に依て關東州、滿鐵沿線各地及吉林、哈爾賓等の十七都市に之を設置せられたもので、事業の一として共同仕入と低利資金の融通等を爲し目的の貫徹に努めて居る。

取引所　滿洲に於ける邦人取引所は大連、新京及奉天の三官營取引所と、大連株式商品及安東の二民營取引所である。而して官營取引所に於ける上場物件は大豆、豆粕、豆油、高粱、錢鈔等で、民營取引所中、大連株式商品取引所は有價證券、銀平銀、豆粕及大豆、粟等である。安東取引所は有價證券、綿絲布、麻袋及麥粉、砂糖等で、安東取引所は有價證券、綿絲布、麻袋及麥粉、砂糖等である。

倉庫業　滿鐵は其の附帶事業として沿線三十一驛に倉庫事業を經營して居る。其の他は大連、奉天、旅順、吉林、鄭家屯、營口、鶴子窩等に設置あるも、入庫貨物總數の九割八分は滿鐵の占むるところである。

三　滿洲人の商業

滿洲人の商業狀態を概觀すれば大部分一定の店舖を有して商取引に從事し、小賣商、卸賣商、仲立商に大體分類し得る。而して其の商業組織の特色は共同經營であつて、單純經營より遙かに多數を占めて居る。斯樣に共同商業組織が發達した理由は、支那に古來存したる衆子均分法の相續制度等に因る商業資本の分割を防止せんとするに端を發したもので、通常會館、公所、聯號等と稱せらるる特殊組合の形態を有する。而して右は共同利益擁護の爲の商業團體であつて、同業者間の競爭を抑制し仕入販賣を協助し以て誠實なる取引を助長せしむるに妙を得て居る。尙此等の共同組織は更に轉化して商會及總商會として發展するに至つた。卽ち總商會と商會は大體我が商工會議所と同樣の職能を有する國民政府時代公布の商會法に基く商工團體であるが、現在東三省中に七十六團體あり、又滿鐵附屬地商務會通則により滿鐵の監督下にある華商商務會が十三團體ある。

四　外國人の商業

外國人の商業としては南滿に於ける英國及米國竝に北滿に於ける露國を除き他は餘り見るべきものがない。然かも其の勢力は英米が石油販賣業及煙草販賣業に於て目醒しい活躍をして居るが、他は日本の勢力に比し極めて微少なものであつて、唯僅かに北滿地方に於て露國が特殊の勢力を有つて居るに過ぎない。

第二節　貿易

昭和八年に於ける總貿易額は九億六千四百萬國幣圓（單位百萬國幣圓、以下單位略す）で、前年の九五六に比し八の增加を示して居る。又輸出額に於て昭和八年の四四八は前年の六一八に比し三割三分の減少であるが、輸入額に於て昭和八年の五一六は前年の三三八に比し五割三分の增加を示して居る。而して昭和八年中の總貿易額を南滿、北滿及東滿の三方面に區分して其の割合を觀るに、南滿貿易額は九割五分、北滿及東滿は二分の割合となつて居る。而して之が取引狀況を觀るに北滿及東滿貿易は專ら露西亞及朝鮮との間に行はれ、日本內地及諸外國との貿易は前記割合の示すが如く、總貿易額の殆んど全部が南滿三港を通じて交易せられて居る。今外國貿易に於ける五百萬國幣圓以上の主要貿易品を擧ぐれば、輸出品に於て大豆一六九、豆粕五八、石炭四七、豆油一八、粟一五、生鐵及柞蠶糸一〇、其の他豆類及落花生九、綿糸及高粱七、胡麻子五等であつて、前年に比し胡麻子は四十割、落花生は一割二分夫々增加

せるも、豆粕は四割四分、粟は三割八分、銑鐵は三割三分、大豆及他の豆類は二割五分、豆油は二割四分、綿糸は一割二分、石炭は八分夫々減少を見る。而して輸入品に於て綿織物六九、小麥粉五九、鐵鋼四〇、車輛船艇二三、綿糸二一、麻袋一七、砂糖一六、絹織物一二、棉花及煙草一一、紙及機械工具類一〇、木材及揮發油九、毛織物、石油及靴八、酒類及紙製品七、セメント六等であつて、前年に比し車輛船艇は三十六割、木材は二十割、揮發油は十二割五分、小麥粉は八割四分、鐵鋼は八割一分、綿糸は七割五分、機械工具及絹織物は六割七分、綿織物は六割四分、石油は六割、毛織物は三割三分、紙は二割五分、煙草は一割夫々増加せるも、棉花、麻袋は三割五分夫々減少して居る。

次に日滿兩國間の貿易を觀るに昭和八年に於ける滿洲對日貿易總額は五五〇（單位百萬國幣圓、以下單位略す）であつて、之を滿洲對外貿易總額九六四及對支貿易額一五二に比するに、前者に對しては約五割七分にして後者に對しては三十六割二分に相當して居る。斯くの如く對日貿易總額は滿洲對外貿易總額の過半を占め、滿洲對支貿易額一五六（一割六分）及其の他の諸外國に比すれば第一位である。而して昭和八年滿洲より日本への輸出額二一〇は前年に比すれば一割一分の減少であつて、日本より滿洲への輸入額三四〇は前年に比して七割三分の激増を示して居る。而して主要貿易品を擧ぐれば、日本よりの輸入品に於て綿織物五八、小麥粉三四、鐵鋼三二、車輛船艇一八、砂糖一五、綿糸、機械工具、木材八、紙、人造絹織物、靴七、毛織物、セメント、酒類六、棉花五、麻袋、紙製品四等であつて、又滿洲から日本への輸出品に於ては豆粕四一、大豆三七、石炭三六、粟一四、生鐵一〇、柞蠶糸九、綿糸六、高粱、豐、胡麻子三等である。

尙滿洲國對主要外國貿易は左の通である。

滿洲國對主要外國貿易額（單位國幣千圓）

國別	輸出			輸入		
	昭和八年	同七年	増減(△)	昭和八年	同七年	増減(△)
日本	二〇九、七四一	二三五、八六二	△二六、一二一	三三九、九〇八	一九七、一六一	一四二、七四七
內地（臺灣を含む）	一七七、三二七	一九二、六八四	△一五、三五七	三一三、七四九	一八二、九二一	一三〇、八二八
朝鮮	三二、四一四	四三、一七八	△一〇、七六四	二六、一五九	一四、二四〇	一一、九一九
中華民國	七一、七七一	一八三、二三〇	△一一一、四五九	七九、八二一	六一、一一三	一八、七〇八
露領亞細亞	一三、三六〇	三四、四一一	△二一、〇五一	七、五六八	七、五二三	四五
和蘭	五、九一四	六、三一二	△三九八	四二七	三六四	六三
丁抹	二、七一八	二、二八五	四三三	二四〇	三三	二〇七
瑞典	一、九一六	五〇二	一、四一四	二九五	一一八	一七七
英吉利	八、八二三	一一、〇六五	△二、二四二	七、一九〇	八、〇一五	八二五
北米	七、六〇四	五、〇七八	二、五二六	二八、九六二	二〇、〇六八	八、八九四
香港	六、四九九	五、六六七	八三二	八、〇〇六	九、〇〇八△	一、〇〇二
獨逸	六六、三九五	七四、〇七三	△七、六七八	一〇、五七七	六、五一一	四、〇六六
蘭領印度	四、〇五〇	五、四一七	△一、三六七	三、三二四	二四二	三、〇八二
埃及	三七、七一七	三八、八八八	△一、一七一		六六△	五九
英領印度	一、〇九一	二、一三一	△一、〇四〇	一四、七〇三	二〇、六六六△	五、九六三

伊太利	一、八五五	三五五	四五九	一五〇	三〇九	二、二一〇△			
白耳義	二八一	一、二二八	一、二九一	九〇五	三八六	一、五〇九△			
佛蘭西	二、五四八	五二六	七七九	一、一一四△	三三五	三、〇七四△			
比律賓	一、三五二	六六八	五二	三七	一五	二、〇二〇△			
滿洲	一四	九	五、八三二	二、〇七一	三、七六一				
其ノ他	四、八二九	四一一	六、三九一	二、五〇八	三、八八三				
合計	四四八、四七八	一六九、六七九	五一五、八三二	三三七、六七三	一七八、一五九	六一八、一五七			

第三節　金融

一　概況

滿洲國の金融機關は由來錢莊と稱する兩替商より發達して預金、貸付及爲替業務を營むに至り、更に進化して名實共に近世式の銀行が起るに至つた。此の進化の道筋は東西先進國の銀行發達史と例を同じうして居る。然し現在に於ては錢莊の中にも錢舖と稱し單に兩替をするに留まるものあり、滙兌莊、銀號、錢號、錢莊、公司と稱し爲替又は金銀通貨(錢鈔)取引所の取引を營むのみのもの、若は預金貸付をも併せ營むものあり、又本來元寶銀の鑄造を營むべき銀爐と稱し乍ら、現銀の鑄造とは無關係に營口の過爐銀の如く預金振替制度に營業の根據を置くものあり、此等は舊式蕪雜なる比較的小規模の金融機關たる故を以て廣義の錢莊と言ふ觀念に總括し得ると思ふのであるが、此の他に又約十年前より發生せる特殊の金融機關として儲蓄會なるものもある。又新國家の中央銀行成立前迄は名省に官銀號と稱する大規模の省立紙幣發行の金融機關があり、此の他に名實共に銀行と稱する中國、交通、邊業、世合公其の他の近世式機關が有つた。從つて新國家成立後と雖も先進國の如く未だ銀行と云ふものに統一されて居る譯ではない。然るに昭和七年三月新國家成立に伴ひ滿洲中央銀行組織辦法の施行に依り、上記の中各省官銀號(東三省官銀號、黑龍江省官銀號、吉林永衡官銀錢號)及張學良の所有とも言ふべき邊業銀行を合併し、同年六月十一日滿洲中央銀行法の公布と同時に新貨幣法の發布あり、越えて七月一日本法に基いて新に滿洲中央銀行の開業を見るに至つた。是は畢竟舊式の機關銀行が統一されて近世式の中央銀行に急速の進化を遂げた譯である。

二　新國家成立前の東北主要金融機關

新國家成立前に於ける滿洲側主要金融機關の概要は左の通である。

名稱	公稱資本金		備考
東三省官銀號	奉大洋	二〇、〇〇〇千元	
吉林永衡官銀錢號	定款に規定せず		
黑龍江省官銀號	現大洋	二〇、〇〇〇	
邊業銀行	同	二〇、〇〇〇	
中國銀行	同	二五、〇〇〇	
交通銀行	同	二〇、〇〇〇	
邊疆商業銀行	同	一、〇〇〇	
世合公銀行	同	三七五	
林業銀行	同	二〇三	
濱華銀行	同	一、〇〇〇	
益發銀行	現大洋	二〇〇	
益通銀行	同	一、〇〇〇	
惠業銀行	同	一〇〇	
金城銀行	同	七、〇〇〇	
東邊實業銀行	同	一、五〇〇	

東省國貨銀行	同	五〇〇	
錢莊(無數)	現大洋	約五、〇〇〇	千兩
營口銀爐(五軒)	過爐銀	約三、五〇〇	
當舖(質屋無數)	現大洋	約三、五〇〇	千元
儲蓄會(數社)	同	約三、〇〇〇	

三　滿洲中央銀行の要旨

昭和七年六月十一日法律の公布を見、同年七月一日より開業したる滿洲中央銀行の概要を摘記すれば左の通である。因みに括弧內に第何條と記せるは滿洲中央銀行法の當該箇條である。

第一　資本金　銀三千萬圓(第四條)

第二　組織　株式會社、記名式、一株百圓、當初半額拂込、合計三十萬株(第一、四、七條)

第三　目的　滿洲國內通貨の統制(第一條)

第四　滿洲國政府引受株數　五萬株乃至總株數の半額(第八、九條)

第五　營業種目(第十、十四、十五、十七條)

一　國庫金の取扱及地方團體公金取扱事務の代理

二　貨幣法の定むるところに依る貨幣の製造及發行

三　政府發行の手形、爲替手形、商業手形の割引又は買入

四　金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付

五　金銀塊、外國通貨の賣買

六　諸預り金及當座貸越

七　金銀塊、外國通貨、貴重品竝に諸證券類の保護預り

八　公債證書、政府發行の手形、政府保證の各種證券を擔保とする貸付

九　確實なる擔保ある貸付

十　平常取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲の手形取立

十一　爲替及荷爲替

十二　國債、地方債及政府指定の有價證券の買入竝に財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會に對する無擔保貸付

十三　政府の許可を得たる借入金

第六　營業上の制限(第十一、十二、十三、十八條)

一　營業上必要以外の動產、不動產の買入禁止

二　債務辨濟の爲引受けたる動產は六月及不動產は一年以內に賣却を要す、但し政府の許可を受けたる場合は之を延期することを得

三　自行株券の取得又は質權の目的としての受入禁止

四　自行役員及使用人に對する貸付禁止

五　中央銀行法法定以外の營業禁止

第七　役員(第十九、二十、二十四條)